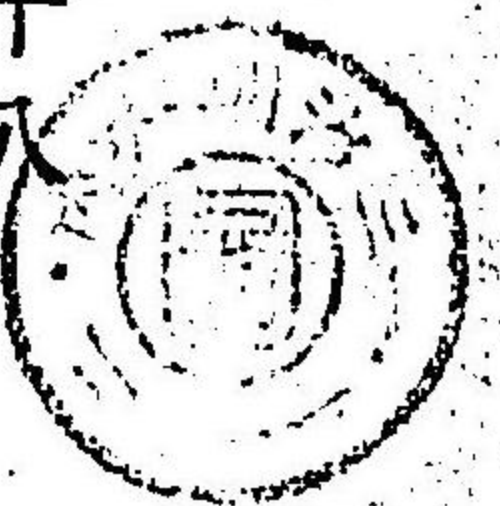


獨逸帝國史第一編目次

第一卷

獨逸帝國 (自千八百七十一年至千八百七十八年)



第一章 皇帝及帝國

一頁……………三十五頁

皇帝及帝國◎千八百七十一年の新歲◎皇帝維廉◎千八百七十一年正月十八日◎
特權◎ヴェルテンベルグ◎バイエルン◎バーデン・ヘッセン◎バイエルンの加盟◎
大和への近邊◎最後の干戈◎休戦◎佛蘭西國民議會◎ヴェルセイユの豫定條約◎

第一章 第一獨逸帝國議會並に中央黨の創立

三十五頁……………七十五頁

第一獨逸帝國と中央黨の創立◎千八百七十一年三月三日の帝國議會の選舉◎皇

目次

目次

帝の選挙◎勅語◎議案◎比西馬克◎中央黨◎フアチカン法會議◎羅馬の半官報◎
ホーヘンローヘ公◎比西馬克の拒絶◎獨逸諸僧正◎埃太利◎佛蘭西◎新教義◎
皇帝維廉◎比西馬克及法王◎陰謀◎新聞◎選舉術◎

第三章 第一帝國議會の事務及帝國立

法事業(千八百七十一年)

七十五頁……………百廿一頁

第一帝國議會の事務◎奉答文◎奉答文討論◎帝國憲法根本權理◎フォン・トライツェ
ケ◎波蘭討論◎比西馬克◎日露◎國議院◎千八百七十一年に於ける佛國の事情
◎平和談判◎千八百七十一年五月十日フランクフルトの平和條約◎第一帝國議
會々議及帝國立法◎帝國領エルザス、ロートリンゲン◎メーヘル◎戰債金◎陸軍
年給條例◎賠償法◎帝國議會の閉會◎

第四章 帝國の前進(千八百七十一年)

百廿一頁……………百七十二頁

中央黨の綱領◎ザクセン、プロシヤ◎平和政策◎帝國領エルザス、ロートリンゲン◎

獨逸各州◎秋期帝國議會外交に關する勅語◎幣制改革◎單複本位◎貨幣面に關
する政府案◎千八百七十三年の貨幣法◎帝國陸軍貯蓄◎軍隊に對する加養手當
◎メクレンブルク憲法問題◎法律統一◎戒壇法令◎宗教戰爭の開始◎普魯西に
於ける宗教戰爭◎エルメラント僧正との紛糾◎地方通信◎普魯西僧正の奏辭◎僧
正に對する勅答◎バイエルンに於ける宗教戰爭◎戒壇令◎

第五章 千八百七十二年に於ける人文

戰爭

百七十三頁……………二百十二頁

普魯西に於ける戰爭◎ミューレルの引退◎教務大臣ファルク◎ファルク及比西馬克◎
學校管理法◎比西馬克ミツインドホルスト◎保守黨人◎歐洲に於ける越山派の計
畫◎不順の諸僧正◎ナムスツアノスキ◎クレメンツ◎帝國と法宮◎カーゲ
ナル・ホーヘンローヘ◎帝國議會の討論◎耶蘇會法◎ケナイストの一大事業◎前
記法案の通過◎私婚法案◎自餘の獨逸聯邦の寺院政略◎法王の新布告◎獨逸代
表者を羅馬より召還す◎

第六章 千八百七十三年より七十四年

目次

末に至る人文戦争

二百十二頁……二百六十五頁

普國大臣フアルクの四法案◎衆議院に於ける四法案の討議◎憲法改正◎憲法改正及フアルク案の承認◎僧侶の抗辯◎人民の擔背◎貴族院に於けるフアルク法案◎五月法案の發表◎フルダに於ける僧正會議◎皇帝法王の文通◎普國衆議院及獨逸帝國議會◎普國新五月法案◎帝國私婚法◎追放法案◎僧侶の教唆◎ケルマンの兇行◎ケルマンの兇行に對する中央黨◎法官に於ける獨逸公使館を廢す◎寺院を救ふものは一革命あるのみ◎

第七章 人文戦争の終局及結果千八百七十五年

七十五年

二百六十五頁……三百二十八頁

將來の法王選舉◎千八百七十五年二月五日の法王回章◎法王回章と諸僧正◎停止法◎比西馬克◎ウインドホルストと比西馬克◎停止法と保守派◎憲法十五十六十八條の廢止◎寺院財産管理法◎僧侶の屈服◎講社法◎普國に於ける人文戦争の結果◎好争的寺院の非獨逸的感情◎普國及聯邦諸州に於ける結果◎バイエルンに於ける結果◎選舉區配置◎ヘッセン◎ウュルテンベルク◎古加特力教徒

第八章 帝國內部の經營 獨逸國防力の確立(千八百七十二年至千八百七十四年)

の確立(千八百七十二年至千八百七十四年)

三百廿八頁……三百七十二頁

軍隊加養手當◎千八百七十二年◎フォン・ストツシ海軍大臣となる◎海陸軍死傷者に對する恩給◎償金◎エルザス・ロートリンゲンの鐵道及防備◎獨逸國防上に價金を使用する◎各聯邦に五十億を分配す◎艦隊◎水夫規程◎帝國海軍刑法◎帝國撥兵資金◎新防備◎兵營建築及軍事教育◎下士俸給の増加◎物價騰貴と宿舍料附加◎ストラスブルク製砲場◎千八百八十二年に至る新艦隊計畫◎軍事會議◎千八百七十四年帝國陸軍法案と帝國議會の改選◎憲法的權利問題◎見解の衝突◎反對の戰略◎帝國議會に於ける討議◎オイゲン・リヒテル◎モルトケの大演説◎委員會と其決議前◎決議に對する皇帝及比西馬克◎新聞及國民の憤慨◎トラ

イツェケ◎マツレンフレヘル◎影響代議士に及ぶ◎ベンニクセンの折衷案と皇帝の採用◎帝國議會の可決◎議會閉會の勅語◎秋季帝國議會◎軍事管理法と國民軍令◎エルザス、ロートリンゲンに於ける守備◎

第九章 帝國内部の經營 獨逸の法律

統一(自千八百七十五年至七十八年)

三百七十二頁……………四百〇七頁

司法制度千八百七十二年乃至千八百七十六年◎合同一致◎第三議會◎帝國裁判所の位置◎獨逸民法典◎帝國新聞紙條例◎刑法改正千八百七十六年◎

第十章 帝國内部の經營 獨逸經濟上

の發達及立法(自千八百七十二年至千八百七十七年)

四百七頁……………四百八十二頁

佛蘭西假償金の償却◎鉅債金の結果◎基礎錯亂輕舉時代◎病弊の範圍經過及現象◎爆裂◎千八百七十三年二月七日ラスケルの演説◎普國調查委員會◎爆裂に對する善後策◎鐵道會議◎帝國鐵道局◎帝國鐵道の計畫◎普魯西私設鐵道買上◎帝國金庫券◎銀行法◎帝國銀行◎帝國賦稅改正計畫◎加盟賦稅の欠點◎釀造稅◎帝國租稅改正◎保護稅論者◎農業論者◎獨逸保守黨◎アルブレヒツクの退隱◎社會政策の激變◎病者補助金庫◎職工會議◎理論社會黨◎記標模型發明技術寫眞の保護◎萬國郵便同盟◎

第十一章 比公の外交政略(自千八百七

十二年至七十八年)

四百八十二頁……………五百三十四頁

内外國の稱讚◎比公政策の大目的と佛國に對する位置◎チニアを援く◎比公對アルニム◎第一聲障◎アルニムとサン・ジャリエ◎アルニムを戒む◎アルニム皇帝に暗告す◎皇后◎アルニムとヒルシ男◎三月十五日の最終和談◎チニアの轉覆◎大統領マクマホン◎比西馬克對アルニム◎比公の訓令◎アルニムに對する新不興◎第二の聲障◎アルニムの所謂「位置」◎アルニムの召喚◎コンスタンチノーベル

に赴く◎ルキセムブルクとの條約◎帝國領地寺區管轄の變更◎友邦聯合(三帝國
 ◎伊太利)◎伊太利◎獨伊の關係◎維也納伯林に於ける伊王ヴィクトル・エマヌエル
 ◎同盟の口約◎佛國の十字軍計畫◎顯理五世◎佛蘭西に於ける王位恢復◎伊太
 利との關係◎獨埃二帝伊太利を訪ふ◎獨逸第一世皇帝◎

第十二章 比西馬克の外交政略(自千八

百七十二年至七十八年)

五百三十四頁……五百九十二頁

比公の演説◎三帝同盟◎瑞典◎和蘭◎白耳義◎瑞西◎英吉利◎千八百七十五年
 の戰爭論及比西馬克の政略◎戰爭の懸念◎佛國新憲法(千八百七十五年)◎佛蘭西
 に於ける戰國政略◎非常手段◎マクマホンの辭職◎ビックス九世殞す◎東方問題
 ◎比西馬克の東方政策◎伯林會議に於ける名譽仲人としての比西馬克◎露西亞
 との不和◎其終局◎獨埃の防守同盟◎三國同盟◎

第十三章 比西馬克及諸黨派「軋轢」(自

千八百七十一年至七十八年)

比西馬克時代 獨逸帝國史 第一篇

獨逸法學博士 ハンス・ブルム 原著

文學士 隈本 繁吉

日本 文學士 白石 眞譯述

文學士 雨谷 羔太郎

第一卷 (自一千八百七十一年至千八百七十

八年) 獨逸帝國

第一章 皇帝及び帝國

紀元千八百七十一年の新月日は、吾獨逸國史をして振古未曾有の門
 頭に位せしめたり。

吾人獨逸國民たる者實に過去多難の分岐線上に立ちて多望なる將

第一章 皇帝及び帝國

來に臨めりと謂ふべし。

然りと雖も、昨と曰ひ、今と曰ひ、將た明日も、混々流れ去りて復た返らず、前途唯茫茫たるを見るのみ。吾人は此新年の劈頭に於て、至強なる隣人に對し、我生存及び國家の爲め、更に數百千年來の戦を重ねざるべからず。勇敢なる敵國の最後の抵抗を破り、泰平の樂國中に洋々たるに至る迄には、尙猛烈なる干戈、不廉なる犠牲なくんばあらず。然り、實に吾國民の爲めに正義の戦争、遠慮ある平和を胎せし神聖無比なる時限内にも、業に己に彼の黯憺たる物體、即ち新來せる一大獨逸國の前途を攪亂すべき深仇現はれ出でしにあらずや。羅馬僧侶の好争的團體と忘國的社會民權主義の匪徒即ち是なり。

然りと雖、獨逸國民は此新年の門戸に於ては尙泰然たる自信に據り、暗黒なる將來を觀望せり。是れ他なし、渠か名譽ある至難の戦闘に由り、獨逸の内訌分裂を醫し、以て我無能力と不自由との宿因を解き、永く蕭牆の憂を除きたればなり。古來各獨逸諸族が佛蘭西境上に競きし

極めて多量なる貴重の鮮血は、今や吾人の統一、自由の膠漆となり、之を人力の毀損し難きものとなし、從來吾人をして睽離闘争せしめし物體は、皆此共通なる同胞血縁てふ觀念の爲めに忘却されたりぬ。想ふに茲に至るまで、凡そ百星霜。此間世は殆ど退化の觀あり、獨逸種族は常に無殘なる内亂に醜醜せしが、爾後僅かに四年の日子中、始めて此羈絆を解脱することを得たり。而して實に北方獨逸聯邦、及び獨逸關稅議會は、壘身粉骨、以て惡むべき獨逸の罅隙及び無力の名殘を排除し、四年間の獨逸聯邦議會にては、二人世に亘りし無爲無能、漸く其觀を改め來りぬ。自主統一を旨とし、望を將來に繋けたる幾多の法律は、序を逐ふて着手せられ、殊に獨逸陸軍條例は、國民の全力を擧げて之を干戈の上に集めたり。千八百六十六年末の秘密攻守同盟訂結以來、既に南北獨逸を隔つるマイン河なく、南獨の良民も悉く翹首して國家の統一を切望せり。

然りと雖、佛蘭西の倨傲なる挑發的戦争は、一時此高遠なる目的を失

際して隻手の達する處に來らしめしが、戦争の終局に至るや、佛蘭西は愕然として悟る所あり、其獨逸離間策再演の非を知りぬ。既に南北獨逸は、ウアイセンブルグ及びウエルトに於て、合縱連衡、以て佛國に當りしが、セダンの戦場に來るに及び、全獨逸諸種族は、同胞の親に倚り、奮闘突撃、一に全勝に志せり。左れば犠牲の多きを加ふるに隨ひ、生存者は愈々確乎として勝利の途に進み、驚くべき冒險並に効果に價する無双の戦利品を望むの情は、全獨逸を舉げて益明白となり、獨逸帝國の故地エルザス、ロートリンゲンを回復して吾西陲を裁定するや、遂に皇帝を戴き帝國を建つるの切望となれり。

皇帝維廉

獨逸皇帝終に再ひ出んとす、知らず、誰か果して、皇帝たる者ぞ。千八百六十八年八月一日、皇帝奈破翁が將來獨逸帝國の存在を承認せざる旨を宣言し、同月六日皇帝フランツ二世の獨逸帝冠を掛け、同帝國の解散を布告せしより、茲に六十四星霜同月同日、殷々たる礫聲はウエールト、ザールブルエツケン附近に轟きしが、忽ち化して無常の響となり、他の一

帝國を葬り了りぬ、憐れむべし、佛蘭西帝國、夢の如く消へて跡なし。千八百七十一年の初めに當り、從來獨逸國民が這般長日月間、經驗爭得、夢想、瞻望、堪忍せし所、一々之を自己の閱歷に照して、公言し得るの人士を求るに、其數甚だ多からず。朝露夕電の喩、此等の人士は多く春草茂裡の客となり、其最賢者の後昆に約せし所も、其言皆な悲愴、曰く、往者の見るを得ざりし獨逸統一も、來者は遂に目撃するを得ん、是蓋し神意なりと、曰ふ所、茲に過ぎず。測らざりき、夙に千八百六十八年に於ける吾祖國の屈辱を憤り、遂に千八百七十年を以て、大に獨逸國名及び國民を發揮せし一獨逸人あらんとは、此偉人を誰とかなす、即ち是れ獨逸聯邦大元帥普魯西國王維廉にして、今や國民及び諸政府の愛慕、感謝並に崇敬の衷情に因り、白頭帝冠を戴くに至れり。

凡そ斯る多難なる勞苦窮乏及び忍耐は、固より論なく、又斯る献身的盡碎の點に於て、吾祖國の一致及び力量の好摸範となり得べきもの、濟々たる獨逸君主中、遂に維廉王に若く者なし。讀者暫く瞑目一番、徐に

古今の俊傑を追想せよ、彼の大市の創建者、或は匈奴の征服者、十字軍の都督、或は羅馬行の主帥、神平和の唱導者、若くは家權の宣揚者等、何れも芳名を千歳に傳ふと雖も、豈一人隻手の所爲にして、此の大元帥統治の下、吾人の眼前に獨逸刀が成就せし如きものわらんや、又其姓名及び指導の徳化に依り、永世不拔の國制を得たりしが如きものわらんや、故獨逸帝國の神聖尊嚴、一朝にして地に墜ちたる一千八百六年は、又帝國最後の城壁たる普魯西を驅りて、之を腐敗の深潭に投じたり。奈破翁に依りて立てる來因、同盟と、フリードリヒ大王の故國とは、同時同處に並び存するを肯んせす。エーナ戦争後、普魯西王室は勝ち誇りたる佛帝の暴威を恐れ、遠く國土の極東に奔竄し、朝野皆な恟々たり、此時に當り、彼の忘るべからざる賢明の王妃ルイザは、深く此忠順なる國民の元氣を思ひ、普國の恢復を信じて疑はざりしが、果して九年後、凱歌聲裡、少壯なる王子をして、佛蘭西國都に入らしむるに至れり。惜哉、憂國の念辭して病となり、王妃は遂に雄壯なる希望の成就を目撃するを得

ざりしと雖も、其遺孤普王維廉は孩提髻亂の頃より、臥薪嘗膽、孳々として慈母の遺托を守り、其逝後六十年、即ち千八百七十年七月十九日、王は遂に獨逸刀の銳鋒を以て、豪慢なる佛國の宣戰を受領せり。嗚呼、冀くは獨逸をして協力一致、未曾有なる勇壯を鼓して奮戦せしめよ。冀くは宣戰の聲音をして、其故山シユフビエンの高地より獨逸海表ジューンに至る迄、等しく洋々たる反響を起さしめよ、それ舉國結束、戎軒を執りて直に宿敵を僵せ。是れ王が特に希望せる所。王は此大業を以て自ら任じ、又其國家を懷ふの切なるや、輿論一時の贊否に屈せずして、遂に能く之を成就するを得たり。

戦機一度動くや、七十三歳の老王は、不撓不屈の勇氣を以て、馬を獨軍の陣頭に立て、英姿颯爽、六軍に號令し、連戦又連勝、長驅して巴里の鐵壁を衝き、汲々毫も倦むなきの忍耐と古英雄の義憤とに由り、間斷なき戰鬪野陣の艱苦を嘗めたり。今やヴェルセイユ宮裏、佛蘭西國都、嘗て路易十四世の豪奢なる獨尊主義繁榮せし處、佛蘭西全名譽の爲めに、*l'honneur*

les les gloires de la France")なる巨大なる金銘と共に佛國功績の下に貢獻せられたるの國城、殊に千七百八十九年十一月六日の夕、弒逆の大革命の萌芽せし處に於て、再興獨逸帝國不朽の統一を意味する帝冠は、獨逸種族及び諸政府一致の敬慕感謝の衷情より、普王維廉の足下に捧げられぬ。此燦然たる黄金は、已に朋黨の争闘、及び市民の鮮血、暴君の破誓、若くは人民咒咀の聲に汚されず、隨て其何時か世界に赫灼たる日あらんを思ひ、誠意正心、至道を扶持する國民の真情は日に益々明白となれり。此黄金や、爰に内亂の兵火に鍛鍊せられ、今や再び光輝を八荒に放ち、遠く殊俗を照すに及び、轉々人をして歐洲中心に一國あり、協和を以て紀綱とし、平和の事業、國利民福の増進、淳美の風習及び自由の發達を以て名譽などすものあるを知らしめん。

蓋し獨逸帝位の尊嚴は此精神に依りて修整せられしなり。左れば此顯著なる老英雄も、千八百七十一年正月十八日、ヅエルセイユ宮の舞殿に於ける、普國王位即位式に當り、一族の顯貴、獨逸王公、數多の將相に

千八百七十一年正月十八日

圍繞せられ、獨逸帝冠を戴きし時、亦之を公言せられたり。王の獨逸國民に向けたる親諭に曰く、朕は帝國及び部屬の權利を保護し、平和を擔保し、國民の協力に由れる獨逸國の獨立を扶持せんが爲め、義務の自覺と獨逸的信義を以て、今や爰に帝位を承く。而して朕が此帝冠を戴くや、悲痛献身的戦争の報酬を享有するに國內に於ける平和の擔保を以てし、數百年來佛國が再三再四の攻撃に對して欲如たりし擔保を獨逸國民に賦與せんことを望むに在り。然りと雖、晏天の帝冠を朕及び朕の後昆に下し玉ふに當り、將來の獨逸國是とせらるゝ所は、敢爲なる征服にあらすして、自由、禮節、國利民福の範圍内に於ける平和の利益及び其贈贊なるべしと。

新獨逸帝國憲法草案の點に就き、獨逸諸邦君主及び人民の大多數が一致したりしこと、亦獨逸帝位復興の際に異ならざりき。此草案は既に北獨逸聯邦憲法中に現はれ、歴然として衆目の前に在り。抑々此明白なる必要を一轉して名譽ある事業となせし者は、南獨至強の君主バ

イエレン國王なりとす、王ルウドウキヒは既に千八百七十年九月を以て北獨逸聯邦に加盟同意の旨を宣言せしが、千八百七十年十二月上旬更に獨逸帝冠復興の動機をも始めぬ。之に加ふるに彼のウイテルバッハ人も、從來唯北獨逸聯邦にのみ適する憲法の範圍に於て能く此高家の王權を擁護し、之を主張するを得しかば、千八百六十七年以來、此憲法の保持せられしこと實に驚くに堪えたり。此の如く剛毅なる聯邦宰相は共同なる祖國の爲め、此平和一致の建設上、巧みに獨逸君主、獨逸國民の正當なる威嚴及び自由と、總體聯邦、帝國に必要な權利、要求、事業とを結合し、以て歴史的發達に於ける最難題を解釋せり。表面上、復和合し難き罅隙の裡に在りて、皇帝に與ふるに、其皇帝の所有たる物を以てし、獨逸地方諸君主、獨逸種族を擧げて之に歸せしめんとするも、吾國民の權勢日に益、沈淪するのみにて、遂に之を果さざりしが、千八百十五年より同四十八年、及び同五十年より六十六年に至る、斯る悲惨なる國勢中に在りて、吾が生存の紛々たる亂麻を絶ち、之を彼の大膽巧妙、然か

も堅牢自然なる組織、即ち吾人が爾來北獨逸聯邦、獨逸帝國憲法と稱する織物に製せんが爲め、比西馬克は生れ來り、業を修め、更に成熟するに至れり。

公は決して此の事業を以て一理想、若くは學校の標本視せざるなり、獨逸總體、獨逸統一と各聯邦の君主、國民權利間に於ける負債及び財産の精細なる目錄か、必ず此結果に出づべきことは、千八百六十六年の北獨逸聯邦、千八百七十年の全獨逸國に於ける其清算の示し、が如し。左ればミエーニヒ及びヴエルセイユ(千八百七十年十月より十一月に至る)に於ける條約談判の際、比公はバイエルン、ウエルテムベルクの懇請を聽許して曰く、パーデン、南ヘッセンは無條件的加盟をなすへしと。バイエルン、及びウエルテンベルグは、軍事及び交通の件に於ては或る特別規定に同意せられしが、尙バイエルンは、鐵道及び國內立法上にも或る特別權を得たり。又大州の政府は帝國の聯邦會議に於て、特別外務委員を指定し、宣戰の際にも、多少の參政權を賦與せしより、獨逸帝國憲

特權

法は北獨逸聯邦憲法に比すれば、更に強大なる聯合的國家聯合の痕跡を存するに至れり。

實に北獨逸及び誠實なるバーデンに於ては、バイエルン、ウエルテムベルグに對する過分なる讓與、即ち外務委員の特別團體、又自己が豫備權利に抵觸せんとする法律變更に對する絶體的禁止權等に關し、一時沸然たる物議を人民社會中に惹起したりしが、既に千八百七十年十二月五日の帝國議會に於ける宰相デルブルユックの演説は、能く此不平の大部分を排除したり。此非凡の政治家は、各種公務上、常に好摸範とすべき有名なる明快誠實を以て論じて曰く、

「大國加盟の際、聯邦憲法中、聯合的要素の多きを加ふるは、元自然の結果なり。氏猶語を續けて曰く、然りと雖、獨逸帝國が其權力繁榮及び統一的發達の爲めに要する草案は、全く改竄を加へず、到る處同様に待遇せらるべし。就中帝國陸軍條例の無代理なる全國皆兵主義、現役豫備後備兵役の期限、常備軍の兵數、軍隊の組織、形成、訓練、戒嚴

の命令、同宣言權の聯邦大元帥帝國首領唯一の掌中に在る如き最然りとす。又總加盟國募集の軍隊費用の支出も協賛を望む。外務委員に對する宜職參與權の許可は、疑もなく、同時に聯邦的要素増進の記號たりと雖、其中心たる實體は少しく他に存せり。帝國の強大を加へ、其膨張するに従ひ、益々彼の隣邦に對し、本帝國の實體防禦的にして自守を基礎とし、自主を目的とする國體なることを憲法中に表示せざる可らずと。最後にデルブルユックは指示して曰く、條約締結と共に、バイエルンの國內立法の外、爾後各北獨逸聯邦より布告せし法律は、概ね全帝國を通して有効ならんことを望むと。」

左れば帝國議會は、バーデン、ヘッセン、ウエルテムベルグの條約を滿場一致にて、バイエルンの條約を三十二に對する百九十五票を以て通過せり。是に於てか議會は其誠實なる議長ジムゾンが確信する希望を成就せしめたり、氏は千八百七十年十一月廿四日、北獨逸國民議會最後の開期間に之を言辭に現はして曰く、

『戦争が懸軍萬里、猶其最後の目的を追跡せるの時に當り、希くは吾人をして國內に最も貴重すべき、光輝ある効果の輸入を試みしめよ。是れ即ち憲法上に於ける祖國の統一及び自由なり。然らば國民の勃興と共に從來吾人をして反目嫉視せしめしものは皆悉く消失せん。古來の咒咀、是に於てか解除され、多幸の精確は、吾人に約するに平和の事業に對する至幸至榮の將來を以てせん。』

南獨二大國に約するに此の讓與を以てせし比西馬克の政治家的才略は、公が帝國への來歸者を迎へたりし當時の情況及び關係に徴して始めて明なるを得べし。教授ゲフケンが發表せし、帝國官報所載の皇帝フリードリヒの「日記」に原ける比公が千八百八十八年九月廿七日に公示せし國書に據れば、ウエルセイユに於いて南獨逸諸州商議の際、獨逸皇太子の信任せられし無責任なる諸顧問等は、此等諸州及び其佛國駐在の軍隊に向ひ、止むなくんば、腕力を用ゐて、帝國加入に對する抵抗を挫折すべしとの説を採りしが如し。事若し果して此の途に出でな

ば曩きに公共の國難の爲め極めて貴重なる、巨額の犠牲を供したりし彼の同盟に對し、如何なる結果を生じたりけん。左れば此點に關して、比公の機關「北獨逸普通新聞」は千八百八十八年十一月十五日に論して曰く、

「獨逸帝國は獨逸各種族及び各王室の協賛に依て一致堅牢なる基礎を造りしが、同盟に對する暴力的壓制の疑念は或は之を崩壊せしならん、潜伏せる内亂と南獨一千萬の生靈に賦與せられたる「ウエルヘン主義」(皇黨に對する法皇黨の古名)こそ、此の不名譽なる暴力の結果なるべけれ、假令此の暴力にして一旦成功するあるも、帝國の國民的發達は到底之より來らざるべし。」

又之と共に比公の高遠なる政治上の卓見、並に更に高尚多果なる政略は、當時の不滅なる公證に照し、瞭々として指摘することを得べし。實にウエルテムベルクに於ても、尙千八百六十八年の初め、關稅議會選舉の際に當りては、上は政府より下は過激民權黨に至る迄、皆激烈なる

ウエルテム
ベルク

普魯西プロシヤ嫌惡の情を抱き、シユワビエンに於て北獨逸との合併を冀望する者は、皆國賊として公言せらるゝに至り、千八百六十八年の關稅議會に於ても、獨逸黨中一人の候補者を求むべからざりしが、今や之に反して千八百七十年の耶蘇降誕會にはウニルテムベルクの衆議院は十四に對する七十四、十二月二十九日の貴族院は三に對する二十六票を以て、ヅエルセイユ條約の承認を協賛せり。然して十二月三十日衆議院が國王カールに奉呈せし奏辭に曰く。

「爰に吾國土は陛下の政府が締結したる條約を慶するに深き感謝の眞情を以てし、明白に其の同意を發表す、今や欣然たる希望は皇帝及び帝國の尊名復興上に繋かれり。陛下及びウニルテムベルクの國民は皆感激する所あり、爰に獨逸聯邦の形成に於ける豫定條約に同意を表して疑はず、是れ即ち吾人か、獨逸國民史上に於ける深遠なる必要を認めしものにして、全獨逸國是と共にウニルテムベルク國是の成就なりと確信す」と。

バイエルン

然りと雖司法大臣フォン、ルツツはバイエルンの上院に於て公言して曰く、

「千八百六十六年の同盟條約及び關稅同盟が、吾人に約するに此の憲法的同盟即ちバイエルンの獨逸帝國加入の場合に比して、一層重大且つ眞正の獨立を以てせりと、何人と雖ども主張することを得ざるべし。兩者に實體的差違あり。同盟條約に於て吾人の服従すべき政畧は單に行はざるを善と稱すべきものなり、然るに今や吾人は獨逸諸關係整理に樞要なる、且つ時宜に適切方法亦至當なるバイエルンの聲言を考察するに結果なきにあらざとし、永く之を宣揚すべき位置に在り。或は至忠の言辭を以て數々吾人に説く者あり、曰く、獨逸國新形成に關する商議の開始及び進行に就きては、決して強制を許す勿れど、爾り實に該開始中に言へる如く吾人の感情を害せざるが爲め、未だ勸議の吾人に提出せられしものなし。強迫の實行せられざりしは瞭然たる事實なるも、猶吾人は北獨逸聯邦との協議を

強迫せられたり」と。該大臣は自余の新統一獨逸國に對して、バイエルの孤立すべからざる所以を述べ、結論して曰く、「諸公よ、如今大獨逸の理想(奧西利を聯邦中に加入)を株守するの要なし、公等に選擇なし、只決定あるのみ。公等は此條約を承認するの他なし」と。

此の必要は實に唯バイエルン帝國議會のみがウエルセイユ宮の皇帝宣言前に欣然として識認したる所、同院は千八百七十年十二月三十日、三に對する三十七票を以て其の條約を協賛せり。獨りバイエルンの衆議院は、同年中、遂に之を決定するに至らず。パーデンの下院は既に十二月十六日、滿場一致にて、上院は同月十九日二票に對する全數を以て、此條約を協賛し、同じくヘッセンの下院は十二月二十日、三に對する四十、上院は十二月廿九日、滿場一致にて之を認め、ウエルテムベルク亦然り。左れば條約否定と共にバイエルンは全く獨逸國內に孤立し、バイエルン、プファルツの如きも獨逸の二關稅上の外邦に圍繞せられしなるべし。實に當時のバイエルン下院の性質たるや、燒眉の急は

パーデン、
ヘッセン、

獨り越山孤立黨(羅馬黨を言ふ、越山はア)の多數のみを運動するを得せしめ、爲めにバイエルンの獨逸帝國は全加入は措いて論せず、之をして六十七年の歳末、普魯亞との攻守同盟の言ふ如く、バイエルンの自利隨意埋沒法と稱する一種の政治的方針を執るに至らしめり。バイエルン下院は猶此の黨人の多數を有し、千八百六十九年其の改扨の勝利に醉へるの時、賢明なる國民的首相ホーヘンローへを陥躋し、且此の結果、其の巨魁は恬然としてミュニツヒ駐在佛國公使をして皇帝奈破翁及び巴里に打電し、「バイエルンは、戰時普魯亞人と同進せざるのみならず、向後中立を守るべし」と言わしむるに至れり。千八百七十年七月、國民的高潮既に澎湃たるの裡、猶此多數は千八百六十六年以來の條約同盟を承認するに踟躕し、且つ祖國の危急を顧みず、バイエルンの援助を拒絶せんと欲し、全獨逸國戰の前日に當り、然も獨逸祖國の言語を用ゐて忘國的の醜體を演出したる説客を出すに至れり。若し千八百七十年末に彼の獨逸皇太子の顧問等が或は懷抱したりしバイエルンの壓

制的加盟なる考慮にして其の一片たに存し、全く比西馬克伯の案出せし計畫の形式を具有し、ミューニヒに闖入したりしならんか、此普魯亞の感謝に對する一揆は、單にバイエルンの議院多數を全く制取するに止まらず、疑もなく極遠バイエルン南獨逸の人民間に波及し、少くもバイエルン、ウエルテムベルクにては、必ず一の條約拒絶を惹起し、數世紀間、此一揆は、潜伏せる内亂と、南獨千萬の生靈のウエルフェン主義を生ぜしなるべし。

然れども、普王維廉はバイエルンに對して此の強迫壓制を用ゆることなく、バイエルン議院の未だ統一事業に協賛せざりしとの故を以て、皇帝踐位以後より千八百七十一年正月十八日に至るまで猶豫する所あり。是を以て正月廿一日に於けるバイエルン衆議院の最後の決議に於てフォン、ルッツと同じく、陸軍大臣フォン、ブランキーは次きの説を述べたるを得たり。

「今吾人に剩す所、從來可及的變更をなさんと試みたる彼の加入ある

バイエルン
の加盟

のみ。彼岸に到達せんには遂に之に依らざる可らず。余は試みに公等に告るに、當時比西馬克伯の語りし所を以てせんか、曰く、吾人は自由なるバイエルンを欲す、沈黙せる州國を欲せざるなりと。是れ即ち紛々たる事件を通せる一道の光明なりき。而して其結果たるや、今吾人の目前に在り。聯邦關係の自ら吾人に促かす所は代議政體並に帝權に供ふべき犠牲なり。公等何等の聯合を欲せずんば、終に此の如き同盟を採らざるべからず、若し後者に従はんか、公等は早く犠牲を決定せざる可らずと。

バイエルン憲法の規定に據れば、此の條約同意の如き、憲法の變更に際して議員三分の二以上の多數を要せしが、今や所要の多數は已にバイエルン第二院に於いて現れ、正月廿一日代議士四十八に對する百二の多數は此の條約を承認せり。當時三十二人の僧侶黨は、其黨派を脱して、七十人の自由黨と提挈しぬ、而して一僧侶黨たる議長フニス博士が、投票の最後に臨み、條約に對して「贊成」の一聲を揚げしや

否や、ヨルグ博士の統率せる越山黨の諸士は、憤然として議場を退去せり。

實に此注目すべき會議の終りに臨みて、議長ワイス博士の絶叫せしが如く、此決議に因りて獨逸統一事業は完成せり。而して此の祝すべき決議と共にバイエルン衆議院の大多數は、正月十九日バイエルン外務大臣プライ伯が犀利なる言辭を以て述べたる、新獨逸帝國第一の政治的働作は、塊地利への接近を價せりてふ事實に首肯せり、左れば千八百七十年十二月十四日、既に比西馬克は維納駐在獨逸大使フォン、シエフイニッツをして南獨諸國との條約締盟の旨を塊國政府に傳へしめ、此の處置の理由として左の如く曰へり。

（千八百六十六年八月廿三日の）プラーグ條約に據り、普魯西及び塊太利匈牙利は當時豫期したりし獨逸諸關係の形成竟見に就て相互に會得したりしが、今や本條約を省慮するに止まらず、更に進みて、強大且つ親密なる善隣國トリスに對し、兩國の人民が從來の共有なる過

塊太利への
近通

去感情及び需要に應ずる交誼を得ん爲め、茲に至れり」と。公文更に説明して曰く、南獨諸州は決して其プラーグ條約にて許されたる他の特別同盟に加入し得べき權利を用ゐずして、寧ろ聯邦條約及び北獨逸聯邦と共に關稅同盟を解散せり。然して佛蘭西が不意の攻撃に依り獨逸國民的感情を惹起するに至らしめし、彼の切迫せる有力の發達は、現在の憲法同盟及び一の新獨逸聯邦を創建しぬ、こは假令近來に至るまで人間的計算外に在りし所なるも、吾人の誘致せし所にあらず、獨逸人民の歴史及び精神より生長したる發達を杜絶するは決して北獨逸國の業務にあらず。プラーグ平和條約の締盟に因り、獨逸諸友國の發達繁榮を窺せしむるが如きは、豈に塊太利匈牙利政府の豫想し、冀望する所ならんや、……………獨逸國民か即時國民的盡力及び要求を満足せしめんことは、獨逸向後の發達を堅固安全ならしむるものにして、全歐羅巴、殊に獨逸諸鄰國の配慮を來さるのみならず、又當に歡迎せらるべきなり。國土と國民とを結合せ

しむる物質的利害にして發達の沮遏せられざるものは、吾人の政治的諸關係上一の多幸なる結果を現はすべし。吾人は確信す、獨逸國及び埃太利匈牙利か、相目するに、相互幸福の感情を以てし、兩國國利の増進繁榮上、親密なる交誼を存せんことを。

之に對して十二月廿六日埃太利國相ポイストは前記比西馬克の公文結論を反覆して曰く、

吾人は爰に正當なる確信に由り、多望なる光景の實現せられたる瞬間に際し、豐饒なる曠野の開放せらるゝを見ん、此曠野に於ける意志事業の共同に、二國の爲め統一の典物を作り、歐羅巴の爲めに、連綿たる平和の擔保を作らん。左れと彼埃太利國民の意向が皇帝國王陛下(獨逸皇帝普魯西國王即ち維廉なり)を一の高貴なる保護者嚮導者たらしめんとする事實は、大に吾人をして満足せしむるものなり。皇帝陛下は爰に自由、高遠なる注意を以て、數世紀間光明赫々たる歷史上、其皇室を獨逸國民の運命と結托せしむる高尚なる記憶に留意せらるゝに、此國

民の向後一層の進化に對する懇切なる同情及び其國家的存在の新形態中、自己並に歴史的傳來、言語、法律、習慣上、種々密邇せる國民の安穩の爲め、同様なる幸福の將來に就き、確實なる擔保を來たすの希望を以てせらるゝの外なかるべし。

宜なる哉、バイエルンの外務大臣フライ伯が正月十九日衆議院に於て此辭を引用せしこと。曰く、斯かる口より斯る言辭を聞け、是亦一の政治的所業と稱し得べき事件にわらずや。吾人の多數か彼の國旗に記せんと欲する大獨逸なる理想に就きては、今や唯一の實行法あるのみ、諸君よ埃國との同盟是なりと。伯の言辭か全く有爲なる獨逸大政治家の肺肝より出てしことは、後段に至りて自ら明なりとす。

如斯くにして當時獨逸帝國及び其憲法は、各部隊の眞正なる一致に因り、鞏固なる基礎上に安置せられたり、而して平和の寶庫を以て任せし皇帝の言辭は自ら近親なる埃國に於て著く其証明を來せり。要す

るに當時最急務なるは、新帝國の爲め、佛蘭西より休戦を得、且つ後來該國の挑戦に備へて帝國邊境を保護するにあり。

新年の劈頭より獨逸の作戰は全力を悉し、迅速、猛烈に戰鬪を結了せんと欲せり。南方に突撃せし將軍フェーデルプの佛蘭西北軍は、正月三日を以て、バボームの一戰、マントイフェル將軍に破られ、不得已アラゾーイーに退軍し、同じく五日、獨逸の巴里合圍隊は進んで南堡方面を砲撃し、彈丸始めて敵市中に墜下せり。然れども其翌日巴里知事トロシユー中將が發せし、巴里は決して降服せざるべしを市人に約せし宣言文は、猶十分の信用をボルドーなるガムベッタか解放武装せしめし、州郡の徵發、最後までの反抗に置けり。左れば、此の南佛蘭西の執權者は、獨軍に對して新に一大合圍包撃を計畫し、直に之か實行に準備せり。此の計畫に據れば、先づ巴里軍は、大突出を試みて獨逸軍の長圍を潰し、フェーデルプは北方より、シャンチーは西方より、各來りて巴里兵の運動を援助せむを期せり、而して勝敗の決は東南に在りとし、プールの

最後の干戈

バキ先づ十余萬の兵を提げ、ベルフールに猛進し、其城堡の圍みを衝き、ウエルデルの枝隊を殲し、一舉してモーゼル流域に入り、巴里城壁前及びオルレアン附近の獨兵をして來因との連絡絶へ、其糧道を失ひ遂に退却するに至らしめんとす。

然れども此計畫の實行は、優等なる獨軍の作戰及び軍略の爲め、各方面に於て悉く失敗に歸せり。シャンチーの攻撃を邀へたりしは、フロードリヒ、カール親王にして、正月六日より十二日に至る七日間、大にルマン附近に戦ひ、全く佛蘭西軍を破り、之をラヅエルに撃退し、久しく其戰鬪力を失はしめたり。正月十九日デーベン亦佛の北軍をサン、カンテン附近に撃破し、バインホーフ市を攻めて之を抜きしかば、佛人空く北塞に逃去するの他なかりき。正月十三日、彼巴里軍はクラマール及びフラーリ附近、又翌十四日、プールジエー附近に於いて交々獨軍に向け、突出運動を始めしと雖、悉く其効なかりき。是に於てか、トロシユー將軍は又新突出を爲すの無用なるを認めたりしも、同僚將官及びガ

ンベッタの命令に強いられ、再び正月十九日を以て、親ら十萬人を率ひ、モン、ヴァレリアンの山麓より西方に突出し、悽愴危険なる潰圍を試みたり、然れども獨軍第五隊の勇猛堅忍なる、遂に能く決死の佛軍を撃退せり。是れ巴里守備隊最後の奮闘にして、翌朝に至り、此突撃の來せし損害非常なるを知るを得たり、加るに獨逸の巨砲はサン、ドニーより砲彈を巴里府中に雨注し、毫も寛假せざるや、佛蘭西の國都も意氣頓に沮喪せり。

此時に當り、東南に於ても、亦勝敗相決するに至れり。ヘルフォール前に於けるウエルデルバーデン兵一小團に對し、ブールバキが大優勢の佛兵を進軍せしむるや、獨將ディオンは實に背進したりしが、リゼーン沿岸、ベルフォール西方の險要に據り、全軍覆没に至るまで戦線を死守して退かさざらんと欲せり。モルトケの炯眼、夙に此間の狀勢を洞察し、ウエルデル枝隊の大危急を知り、直に必要なの援助を此のテルモビル戦に於けるリゼーン河畔の壯士に遣れり。マントイフェル密に命を帶

ひ、新成南軍第二及第七隊を率ひ、凍湖上の嚴寒を忍び、セイチよりラングルの高原(コート、ドール^{デパルテ})を越えて其の急に赴けり。恰も好し、ウエルデル枝隊は正月十六日より十八日に至る、三日間の戦闘に於て、リゼーンに向へる、優勢なるブールバキ軍の猛烈なる襲撃に對抗し、奮戦遂に之を撃退せし時なりしに由り、マントイフェルはグリーブ及オニオンの流域に下り、恙なくガリバルジを經過し、ブールバキ軍の背後を衝きぬ。佛軍はリオンに退却せんと欲せしも、其最捷路を失ひしを以て、轉してユトラ谿に出てんとし果さず、マントイフェルに追窮せられ、二月一日總勢凡そ八萬ボンタリエ附近に於て已むなく遂に瑞西の國境を犯せしかば、同國の將軍は、可憐の境遇に沈淪せる敗餘の佛國軍隊をして其戎裝を解かしめたり。

是より先き、正月廿三日、佛蘭西の「國民防禦政府」の一員ジュール、ファールは該政府の名を以て、巴里降伏商議の使命を帯び、同市よりヴェルセイエ大本營へ來れり。此談判の結果として、二十八日に至り、三週間の

休戰

休戦となり、巴里城砦は皆獨逸に交附せられ、休戦間、分界線を立て、相互の軍隊をして相侵すなからしむ。ポルドーの新選佛蘭西國民議會は、開會せられ、國民防禦政府に代はり、向後の和戦を決することとなりしが、獨り東南の戰、圖舞台は、此休戦の限りにあらず。ガンベッタは此の休戦を濫用し、佛國の兵力を増加し、最後まで抵抗に同意する衆議院の多數を得んが爲め、二月八日に指定せられし國會議員選舉に當り、一令を發して多數の選舉階級を排せん事を試みしと雖、此處置に對する比西馬克の強硬なる抗議は、ガンベッタをして豫備政府の紛亂を避け、且つ辭職するの已むを得ざるに至らしめたり。佛國々民議會の總選舉は、全佛蘭西住民の大々多數が殘忍なる戰爭の持續を無謀とし、迅速なる平和を慕ふの情を表明せり。又獨逸人の占領せる諸縣のみならず、エルザス、ロートリンゲンに於ても獨逸の有司は選舉の自由を許せず。當時エルザス、ロートリンゲンにては戰爭熱極めて猖獗にして、佛化的獨人バンベルゲル、ケルレル、キース及びゲノッセン等をポルドーに

佛蘭西國民議會

選出せしが、此儕の盲目なる感情は、二月十三日開會の議會大多數の平和心を動搖せしむること能はず、ケルレルガ提出せし國民議會のウエルセイユに派遣すへき平和條約談判委員カエルザス、ロートリンゲンの割讓に同意するを得ずてふ動議は十七日に排棄となり、寧ろ該委員に十分なる自由を與へ、且つ即日滿場一致にて、二十有余縣より國會に選出せられたるアドルフ、チエアを、共和國行政長として佛蘭西國政上の頭領に推舉し、尙「佛國が永く受納すべき政府の判定」を所謂ポルドの規約を制限せり。

祖國の危急に際しては、先づ國內の黨争を捨てざる可らず。チエアは推薦を諾し、各黨派干涉以外に立ち、十八日を以て、共和黨のファヴル、ピカ、シモン、オルレアン黨のデュフォー、ラムブレヒト及びブイエール、ケルチエ、正統黨のド、ラーシーを以て内閣を組織し、十九日に至り、ジュール、ファブール、及び其動議に由りて議院中より選出せられたる十五の委員と共に、平和談判開始の爲め、ヴェルセイユに赴き、同時に國民議會は休

ヴェルセイユの決定條約

會せり。然れどもチエアは同時にプロロー侯を佛國使節として龍動に差遣し、英吉利をしてヴェルセイユ談判に容喙し、佛國の爲めに有効なる干渉を爲さしめんと試みぬ。

這般の運動は遂に無効に歸せざるなり。伯林及びヴェルセイユに於いて、英國は佛蘭西の利益の爲め頗る斡旋する所ありしと雖、比西馬克伯は冷然此儕に謂つて曰く、獨逸は獨り自ら戦争を開始せり、左れば獨り自ら平和を訂結せんのみと。二月廿一日チエアはヴェルセイユに赴き、直に談判を始めたり。獨逸の要求する所は、ヘルフォールを包括するエルザス、獨逸、ロートリンゲン及び六十億佛朗克の償金なりしが、佛蘭西人はメッス、ヘルフォール及び猶數十億佛朗克を救はんと欲し、其の深憂より屢々失態の舉動に出でしかば、沈思熟慮の比西馬克は「チエアの嗜好せる共同掠奪の語を了解し得る程、佛蘭西語に通せざるの故を以て、商議の際時々獨逸語を用るに至れり。二月廿六日ヴェルセイユ豫定平和條約に關し、痛激なる舌戦に及びしが、モルトケの協賛あるに至

り、獨逸はヘルフォールの要求を撤回し、エルザス、ロートリンゲン及び五十億萬を以て満足せり。但しポルドーの國民議會が此等の箇條を履行するに至る迄、獨逸は巴里府の一部を占領すべく、先づ償金中の十億萬は、七十一年中に、殘額は向後三年間に支拂ふに決し、皆濟まで、獨逸は擔保として佛蘭西の一部を占領しぬ。所割の州郡に就きては、佛蘭西よりは、商業安堵を許し、獨逸よりは住民に佛國移住(隨意)の權を許可したり。既に二月廿八日午後、チエアのポルドーに歸るや、直に國民議會に出席して、平和條約文書を朗讀せんとせしに、深憂胸を鎖し、語塞りて言ふ能はず、内閣議長バートルミ、サンピレール、已むを得ず之を通讀せり。ル・フラン十五委員に代りて、此條約を翼賛し、エドガー、キチー左黨の名を以て排棄を主張しぬ。グイクトル、ユーゴ、其側に在り、渠は戰時に於ける其浮華なる文筆に加ふるに、今や一の演説を以てせり、蓋し其意見たるや、國民を威して、斯る屈辱極まる平和條約を拒絶せしめんとするに在りしが、事實上、獨逸要求箇條の必要にして且つ妥當なりし

ことは、全世界の明知するのみならず、ポルドー議會の大部も既に承認せし所なり。獨りグイクトル、ユーゴーは公言して曰く『何時か天日再び臨んで佛國の隆盛を來たし、エルザス・ロートリンゲンを克復し、進みて來因の地を畧し、一舉してマイン、コエルンを收めん、然れども之よりして獨逸國は親交の共和國及び歐洲連合諸國の平和自由を失ひ、奈破翁顛滅の報酬として遂に獨逸帝國の解體を招かん』と。此の痴言は、喝采よりも寧ろ不興をポルドーに博し得たるに過ぎず。

既に三月一日國民議會は百七票に對する五百四十六票を以て、此平和豫定條約を通過し、同しく三日、ウエルセイユに於て確定文書の交換あり、是に於て三月上旬より巴里に入りたる獨逸兵は、今や悉く撤退せられ、全獨逸軍は行進してセーン河線後に陳せり、七日に至り獨逸大本營はグエルセイユを退き、既に十日にはチエアの發議に由り、佛國々民議會はポルドーよりグエルセイユに移れり、是れ巴里には當時後年平民黨と呼ばれて社會黨的革命運動あり、殆ど全都を制取し、其砲熳武器を

占有したればなり。此運動は城外勞働者の武装隊、及び所謂護國軍ナショナルガードの無恥なる要素を包含せり。

第二章 第一獨逸帝國議會並に中央黨の創立

「全獨逸が第一全帝國議會の選舉を結了し、神意に遵ひ、獨逸皇帝の凱旋を祝するは、蓋し、旬日の間に在り」とは、半官報プロヴァンツアル・ユニオン地方通信新聞プロヴァンツアル・ユニオンが千八百七十一年正月二十五日に於ける快心の論題、獨逸帝國の大成就の結句なりき。

正月二十三日、皇帝は三月三日をトして、獨逸帝國議會の選舉期日と定め、二月二十六日に至り、其開會を來三月二十一日に決せり。三月三日以來帝國議會選舉は彼の往時の國民的雄飛を現し、其の亮々たる痕跡を印したり。

國民自由黨は今や百二十席を占め位置の堅固なる蓋し新議院中に

魁たり。抑も斯黨は創立以來既に廿有五年を踰へ、此長日月間時と處を問はず毅然として卓立し、常に其至善と認むる所に従ひ祖國及び其國是を擧げて獨り之を黨派階級及び自己の利害以上に置きたる者とす。左れば其選舉の勝敗は、向後四半世紀間に於ける國民的運動の力量及び信憑すべき明亮の尺度たるべし。殊に悦ぶべきは此の黨派がザクセン王國(六十七年にては四に對する七)、メクレンブルク(二の多數)、バイエルン(四十八選舉區中僧侶黨の選出せられし者僅に十八人、ウエルテムベルク(今や國民黨の選出せらるゝ者十三に至りしが千八百六十八年には皆無なりき)、バーレン(十二)及びヘッセン(六)に於いて、長足の進歩を爲したることなり。總數三百八十二人の代議士中、自由主義の中立黨百五十人に及び、國民自由黨百二十名、自由帝國黨三十名、之と密接せる三十八人の獨逸帝國黨、自由保守黨を合せ、百八十八人を得、殆んど議會の多數を占るものと謂ふべし。然れども獨り之に止まらず、五十を算する保守黨大部は多くの採決議定に同じ、且つ屢々進歩黨四十四

千八百七十
一年三月三
日の帝國議
會の撰舉

代議の多數を得たり。純粹の反對黨は選舉の際、極めて否運に遭遇し、總計八十票、即ち僅に全院五分一を得たるに過ぎず。社會共和黨は殆んど社會の表面より掃蕩せられ、總計二代議士即ちべヘル及びヒシラッブスを選出せしに過ぎず、而もザクセンの山間より出でしのみ。是れ即ち千八百七十年間に於ける社會黨の首魁即ちリープクテヒト、べヘル諸氏か醜陋なる舉動に對する獨逸國民の返禮なりき。見よ佛國の侵襲策未だ成立せざるに先ち、獨逸が要求せし手段に協賛せざりしものは、千八百七十年七月に在りては、北獨逸議會中、唯此の二人のみなりしにあらずや。此輩の欲する所、獨逸の防禦並に兵器を奪ひ、手を束ねて敵に降るに在り。最近獨逸史中の危機一發の秋に於て、猶獨逸國民たるを失はざりし者は皆此黨派の領袖カール、マークスを目して「惡漢痴呆」と呼びたり、而して自己の本領なく、唯だ思想言語を崇拜せしのみなるリープクテヒトは、此侮辱の語を擧げて、其「人民國中」に轉載せり。彼が寧ろ此舉に出たりし所以は、曾て輿論至當の裁決に従て「べヘル

及びリープクテヒトは、吾人を沮喪せしめたり。リープクテヒト若し此調子にて進み、戦争の終局に至らば、唯人面を有せる社會共和黨員一ダースあらんのみ」と論窮したりしブラツケ及當時ブラウンシュワイヒに於ける社會共和主義の卒先者にも亦這般の唱號贈られたればなり。然れども過激黨の唱導者マークスは祖國に固着するものを罵るに「惡漢痴呆」と稱せしかば、此のブラウンスシュワイヒの議員も、自己の根本的忘國主義なることを想起し、長き告文を發し「佛蘭西共和國との名譽ある平和に賛し、エルザスロートリンケン割讓に反對し、人民の意向を促せり。リープクテヒト亦ライプツイヒより附和して曰く、『洵に君は項門の一針を與へり、萬歲』と。千八百七十年の冬期帝國議會に於ては、此等同臭の紳士は、同じ態度を以て現はれ出で、十一月廿六日公言して曰く『千八百七十年間の總愛國主義は聲大にして意少なし』と。又、皇帝の滑稽戲及び獨逸統一の乞食的形成を論じ、王維廉を目して、維廉社會の惡漢、皇帝奈破翁が親愛なる同胞と呼びたり、而してベベルと相携

へ當然戦争進行に干する各種の手段を拒絶せり。此兩紳士は佛蘭西國の爲めに謀りて賣國の舉に出でたりしこと既に二回、而して這般本國に對する反逆を感謝せる維納駐在佛國領事コンヤの感狀を受領せしめて、事實は、氏等が一時抗議を試みしにも拘はらず、公開帝國議會に於て證明せらるゝに至れり。

此外、唯一の丁抹人クリゲル、ウエルフ黨の小團隊エルクスレーベンエワルト、フイツシエル、及び十三名の波蘭人も、亦到底協和し難き反對者なり。此ウエルフ黨及び波蘭人は新加特力黨の驥尾に附したり、此新黨は既に第一回に於て五十七員を獨逸帝國議院場裡に現出せるもの、其の帝國産物中、最不吉のものたるに至りては、毫も疑ふ可からざるなり。此黨派の發生實質及び運動は、其結果更に詳細なる考証を要すべし。

然れども吾人は更に眼を佛國に轉じ、今や既に皇帝たる國王大本營内に於ける凱旋の準備を見ん。

大本營撤去前、聯邦宰相比西馬克伯は「本國に於て伯を待てる至重至急の問題を考へ」九月九日地方通信新聞より、且つ優しくも滿城狂するが如き獨逸人隨喜の尊敬を皇帝陛下に集めんと欲し、佛蘭西國土を退去せり。比西馬克歸國の報至る遅く、且つメッツより伯休に至るまで直行せりと雖、各大停車場にては、停車時間の僅少なるに關せず、人民皆な舉りて最も感動すへき深厚なる敬意を表したり。

皇帝の還幸が更に莊嚴浩大なる凱旋式となりしは、固より言ふを須ひず。帝は三月十二日ヴエルセイユを去り、フエリエールに泊し、十四日には、ナンシーに來れり。十五日佛國出發に當り、ナンシーより「獨逸軍隊の士卒に」軍令を發せられたり、其中に曰く「朕今爰に爾に告別し、誠心誠意を以て、爾が勇敢忍耐の成功を謝す……如今一統の我獨逸軍隊にして斷然其の完備に志し、其肺腑に銘するに、自ら優等なる位置に在ることを以てせんが、朕は安意將來を迎ふるを得ん」と。同日皇帝はザールブルユッケンより再び獨逸の國土に入られしに、來因諸市及び諸

皇帝の還幸

團體の代表者相集り、扑舞雀躍せる數千の國兒に圍繞せられて、皇帝に獻するに黄金の柱冠と表文を以てし、皇帝統御の下、軍隊が沈重迅速に敵を疆外に擊退し、追躡し、長驅し、且つ之を粉塵したりしを稱へ、殊に帝國西境遭難地が感謝するの衷情を表せり。同表文に對し、三月廿二日伯林より鄭重の勅答あり。曰く、朕が一度戰場を去りて、親しく故國の土を踐むや、來因諸市及び諸團體は古來の眞實並に服従を以て先づ朕を迎へたり、朕は深く其熱誠なる慶賀を嘉みます。天祐を享有し、朕が軍隊の勇敢に依り、爰に強迫的誘惑を免れ、來因は獨逸の河流にして、獨逸の界線にあらざることを公言す。次きて三月十五日の夕、黃蘆堂々としてフランクフルトに入る、即ち是れ往古帝王加冠の地然も歡迎の盛大なるに至りては、斯土又豈匹儔あらんや。十七日皇帝陛下は皇太子及びモルトケの先導に由り、新帝國々都伯林に還御せられしが、人民の歡喜此の時に至りて極まり、七月以來無比の大事件後、再び皇帝を拜するに及び、感激の度其絶項に達せり。左れば幾多の形容に代

るに第一獨逸帝國議會は獨逸皇帝の振旅を祝賀せりなる語を以てすべきのみ。又數多の獨逸王公も伯林に來り、三月廿一日皇帝が帝國議會開院式に當り、宮城白書院に陪席せんと欲せり。皇帝は此等の君公及び新帝國忠誠の勇士、比西馬克、モルトケ、ローン等の間に立ち、音吐朗々として勅語を述へらる。殊に下に引用せる條々は、大喝采を以て慶賀せられしものなり。

吾祖先が從來獨逸國家の爲め收得せんと力めしものは、今や皆な吾が有となれり、統一、及び其機關形成境界の確定、吾國民的權利發達の獨立、即ち是れなり。獨逸國民中に在りて、教育開化の要素たる國民の元氣、帝國憲法、及び軍隊の組織は、獨逸國体を保護し、其成功底裡に於て、一致の來せる威力を潜用せんとする企圖に敵せん。獨逸國が其自主の爲めに要する注意は、又強弱大小を問はず、他國家他國民に及ぼし、其非獨立を監するに吝ならざるべし。此新獨逸國は、現戰爭の耐火試験を経たるを以て、歐洲平和の保護者たり、擔保者たるを得

勅語

へし、何者、獨逸の強堅自覺は、其特有なる豊富満足の遺産を保護するに堪ゆればなり。勅語は又「國難なる戰爭中、此の平和の精神を以て、獨逸の聲音を價值あらしめし」最近結定の倫動會議の件に就き、「特別なる満足を以て」注意する所あり。然れども獨逸は殊に同會議に於て、千八百五十六年巴里條約以來拒絶されたりし露西亞軍艦黑海通航の禁を解き、以て戰爭開始以來、歐洲諸君主中、獨り同情を獨逸に寄せたる露皇亞歷山に酬ひ、皇帝及び宰相の深厚なる感謝の情を表せり。左れば皇帝維廉は既に二月廿七日、ヴェルサイユより「言ひ現わし難き感情」を以て、平和豫定條約を露帝に打電し、結論して曰く、普國の戰線が廣大なる範圍に擴張せられざりしは、一に陛下に謝すべきなり。上帝之に因り深く陛下を福せん。永久陛下に感謝する朋友維廉と。露皇亦之に答て曰く、「朕が心友として、爰に陛下に同情を寄するの地に在りしは、實に幸福の至りに堪す。願くは吾人を連結するの友情をして、二國の

幸福名譽を保全せしめよ」と。

帝國議會の議案として勅語の指定せし所は、帝國憲法の起草、帝國現時費用各州分擔額規定、ザクセン北獨逸聯邦法律採用、佛國戰償金の處置、軍事費會計檢査、獨逸回復領土諸關係の法律規定、戰爭負傷者及び戰死者遺族年金なり。勅語の結論に曰く、「吾人が名譽を以て遂行したりし獨逸帝國の戰爭に次ぐに、同じく名譽なる平和を以てせよ。勝者とならんことを貪り、平和の美德を賭して輸贏を争ふ勿れ。上帝之を鑒み玉ふ」と。獨逸帝國議會が始めて獨逸皇帝玉座の下に集りしの日、君主の特旨を以て聯邦宰相比西馬克伯は帝國宰相公爵に榮進せり。

「此の如き榮位恩賜の時日に就きては、之より更に顯著なる時を選ぶ能はし」とは、地方通信新聞の記する所、同紙尙曰く「如何となれば、獨逸帝國の恢復と、比西馬克との姓名は相聯關して終始離れず、又今日王城に於て行はるゝ世界歴史的の議定中、新公爵帝國宰相は其長日月間の政

治的經營の効果を認知し、大に安んせらるへければなり」と。同紙は更に公の偉大なる生涯と事實とを頌し、終に臨み希望を述べて曰く「冀くは真正至幸なる帝國の平和及び永久繁榮なる獨逸内部發達の爲め、比西馬克が國民の感謝を受納せられんことを」と。

然るに讐敵立るに現われ、公に對して此感謝と此受納とを妨げんと試みぬ。

顯著なる前述勅語の論旨中、獨逸帝國は他國の事件に干渉するを欲せずとあり、皇帝の此の如き莊嚴なる公言は玉座の下に集合せる代議士をして區々なる運動を惹起せしめたり。大多數は極めて壯烈なる喝采を以て此語を承認したりしも、小ハンノーフェルのウイントホルスト公、メツペン公の統率せる緇衣の密集團體は此皇帝の公言に壓倒度外視せられたるやの觀あり。此等諸紳士及び其朋黨は、實に數月前より全然反對なる請願を以て皇帝及び宰相の耳朵を潰したり、其の希望に曰く、「よし新統一王國伊太利に對して宣戰を辭す可らざる場合に

至るも、羅馬法王を助け、再ひ其俗界主權を得せしむるを以て普魯西及び獨逸帝國の力むべき最大至急なる問題とせざる可らずと。此承認を以て集合せし黨派は、未だ其名稱を有せざるなり。唯其黨員は選舉の際、新に組織すべき加特力黨を贊する由を誓ひしのみ。然も其真相を窺へば政見信仰兩なから却て最驚くべき異同を包含せり。例へば其領袖ウイントホルストの如きは、『自治黨』即ち極端のウエルフ黨として選舉され、又選舉せしめしに、之に反して、バイエルンに於ける僧侶黨の主領は、其國王を威嚇し、並に普魯西を輕蔑する心事よりして、一の選舉案を提出したり、曰く若し伯林に於て邦國の一致を非認するに至らば、加特力の代議士は、隨意に投票するを得べしと。蓋し斯かる條約破毀は果すを得へく又望み得へしとなせしのみならず、却て必然と見做したるが如し。今や此の黨中には、鑿きに普魯西衆議院に於てヨハン、ヤコブと共に豫算額、全部を拒絶せんと試みたりし急進黨クロープス博士もサビニーの極端保守黨と共に現はれ出てたり。此黨派は、二

十二星霜間、或は極端保守黨として、或は過激自由黨然り極左黨として現はれしが、常に十分の協賛を行ふ能はざる不穩の一派たるに至りては終始一なり。此情は選舉の際到る處、常に帝國、比西馬克及び國民主義諸黨の仇敵波蘭人(エルサス、ロートリンゲン)に於ける(半佛人、人民黨、共和社會黨)を援助せり。渠等は豹變限りなく、現に此選舉運動の際にも、南北數多の選舉區にては、玉座拜壇の眞實なる保護者と稱して、根本保守の黨に投し、又他の選舉區にては自ら極端なる奸雄の心友たり。渠等は國民的候補者を陥躋せんが爲め、幾多の手段を藉りて憚らず、到る處獨逸帝國の權勢、統一、自由を以て、不俱戴天の仇敵たりとしぬ。其中央黨なる名稱は、位置の偶然、帝國議會普魯西衆議院の中央に位せしに始まりしものにして、中正不偏なる黨派の性質は、毫も斯黨の具有せざる所とす。

皇帝帝國の隆興後、幾何もなくして、獨逸男兒中、一黨派の服従者たり愛慕者たる者あるに至りしは、實に歎すべく醜汚の事實なり。此黨派

たるや、假令其の創立發達が歴史上の最新事件、殊に羅馬舊教の法王無過教義(法王ヒュッス九世の議定せし法王は過ちなしとの教義ふり)の發表が招きし根本的變革、並に法王俗界主權の全滅と共に起りしと雖も、大戦争勝利の結果を悉く破壊せんと期するものなり。

願ふに無過教義及び獨逸に對する佛蘭西の宣戰が同日、即ち千八百七十年七月十八、十九日に起りたるは、注意すべき事實として、屢々證明せらるゝものとす。固より何人も佛國が法王無過教義の發布を強いると曰はざるへく、吾人亦實に反對の事實あるを認知せり。然れども此教義の發表は、實際全世界殊に獨逸の開化文明及び國家秩序に對する宣戰文なり。何となれば、彼の佛國の宣戰と同じく先づ、サトヴァの復讐(千八百六十六年奧國普魯を意味し、獨逸が千八百六十六年以來、長足西に戦ひサトヴァに敗る)の進歩を以て其の統一權勢を追求せし惡業の報酬を指示せしものなればなり。新教の大國普魯西か、廣袤、實力、權勢上、不當の膨張をなし、根本的自然の必要より、羅馬を以て永久の伊太利首府と目指せる伊太利

人と自ら利害を共にし、互に提携するや、佛蘭西及び法王は其の有せる歐洲の霸權及び俗界主權の滅亡近きに在りと信じたり。獨逸國が戰闘開始の爲め、區々事實上根據ある事故若くは口實を羅馬法宮に假せしこと僅少なりしは、其佛蘭西國民に對せしと同しかりしに拘らず、今日猶全佛國及びフアチカン宮に於ては、千八百七十年佛國權勢不治の陵夷を以て全く獨逸の所爲なりと想像し、法王の俗界主權破滅を、千八百七十年十月廿日、即ちゼダン戦争及び獨兵の巴里封鎖當日に於ける伊國王軍隊の羅馬侵入に歸して止まず。

既に千八百六十八年六月廿九日に發表せるオエクメン法會議の第一召集は世界と挑戰せざる可らざるものなるも、此法會議に於ては實に毫も敵意の徴すべきものなかりき。こは純粹なる耶蘇會風を以て組織せられし、琴瑟の如き可愛の德音なりき。其言ふ所を見れば、

此のオエクメン會議にては特に此至難なる時勢に際して、一層深遠なる崇神、信仰の無上なる純潔、人類永久の神聖、僧侶精神上の健康、根

本的教育、風俗の改良、基督的の少年教育、一般平和協同に關するものを慎重に商量確定し、且つ人類社會大需用の爲めに、敬神、清康、正直、公理、親愛及び各基督教的の道德を隆盛ならしめ、加特力教派及び其教理の勢力は、獨り人類の永久なる神聖に及ぶに止まらず、國民一時の幸福、眞正なる安穩、秩序、平靜、並に人間科學の進歩、確定等を完全ならしめん。

千八百六十九年十二月八日は等の稱讚すべき深厚なる目的の爲め、此の法會議の召集を來せしが、無過教義及び法語に就きては遂に一言の辭なし。然りと雖も既に千八百六十九年二月六日羅馬耶蘇徒の發行に係り、時の法王ピウス九世も或る文書ブレッフェを以て羅馬朝廷の半官報的機關と認めたりしチヴィルタ、カットリカは極めて明亮に法會議の實らしき動作を表示せり。

羅馬の半官報

其中に曰く、「予の既に記述せしが如く、法會議が法旨の教理を發表し得しことは、舊教徒の冀ふ所なり。又法會議は否定的形式の文章

を更めて肯定的となし、且つ之を發表するに必要な解釋を以てし、權威の範圍のみならず、自余の教育先見ある、然も神學的安心を以て任す可からざる數多の人士間に於ける、法旨に關する誤解を氷釋せん事も亦爲し難きにあらず。要するに歲月と共に謬見は消滅し、視力は、漸く光線に慣れ、永久不死の眞理は全力を擧げて流注し來らん、加特力教徒は向後の法會議を経て、欣然法王無過教義の發表を承引せん。然れども法王が其高尚なる遠慮よりして、親ら自己に直接なる動議を發するを憚らるゝなるべく、何人と雖も又之を陰蔽すること能はじ。左れば、聖靈の唱和せられたる發表は、法會議員諸師の口を假り、法王無過を公言するに喝采を以て (Per acclamationem.) せられんことを望む。

蓋し羅馬耶蘇會の所見に據れば、爾餘の事件に關してこそ、教育、先見あり、神學的安心を以て許す可らざる人々も、法會議が形式的決議に由りて法旨シラウスを發表せば、將來其光明と眞理とに慣るゝに至るべし、と謂ふに

在り抑も此の法旨は千八百六十四年十二月八日に發せし法王ビウス九世の有名なる罪惡宣告文なり、此宣告たるや、宗教、科學及び通俗生活に關し、八十の偽教理を垂れしものにて、歐羅巴及び世界を中世紀の深奥に在りと信し、國家及び科學を促かして、法王主權に絶對的服従をなさしめんとせしものなり、當時バイエルンの宰相ホーヘンローヘ、シリングスフュールスト公は、千八百六十九年四月九日、回狀を以て此の計畫及び法王無過說發表の企圖に就き、其の太だ危險なるを諸強國に通知せり。

公曰く、何となれば、是れ獨り宗教範圍に止まらず、深く政治に涉るの嫌あり、之に依り、俗界の事件上、君主、國民及び信仰を異にせる者をも制取し、遂に一教義を成すに至るものなればなりと。左ればホーヘンローヘ公は諸政府に促すに、熱心なる一疑問を以てせり、曰く、諸政府が法會議に對して採れる態度に就き、之を羅馬朝廷に確知せしめんが爲め、政府は如何にして、又如何なる形式を以て、其配下の僧

ホーヘンローヘ公

正等、並に後來法會議自身に向ひて、國家宗教從來の諸關係を故意に根本より撲滅すべき危險なる結果を指摘すべきかと。

然れども佛蘭西、奧太利は千八百六十九年五月十五日、フオン、ポイスト卿の記せし如く、危難已に迫るあるも、今日之に就きて一判斷を下し難しとの故を以て、耶蘇會の威嚇的企圖に對する此共同事業の分擔を拒絶したりしも、之に反して比西馬克はホーヘンローヘ大臣に示すに、其書簡に公言せし共同事業を十分に協賛すべきを以てせり。此兩政治家は千八百六十九年度の關稅議會開會中、ホーヘンローヘは其代議士たり共に親しく伯林に於いて、屢々深く此件に就き協議を凝らせしが、ホーヘンローヘは、首相が悲むべき鬭争に近くを想見し、衷情如何に悵然たるものありしかを知れり。千八百七十四年クルムバハの選舉人に對するホーヘンローヘ公の報知、及ハインの比西馬克公爵卷二、三百七十二頁。比西馬克が法王に派遣せられたる普國公使アルニム伯の稀有なる提議を峻拒せしは五月九日、全くホーヘンローヘの意見に従

比西馬克の
拒絶

ひしものなり。此提議たるや國家の權利を侵害せる法會議の決議に抗辯せん爲め、一人若くは幾多の辯士(Orator) (國家の代言又は事務委員)を該會議場に加しめ、且つ此辯士に充るに「此目的の爲めに一致若くは聯合せる獨逸公使」を以てするに在りしが、比西馬克は(五月廿六日)斷然此提議を拒絶せり、其理由に曰く、

「羅馬は新教即ち異端政府の要求を容れ、其代表者を法會議場に入るゝを認むることなけん、然るに猶ほ成し難き要求を提出するは、只政府を困難の位置に陥るのみ、固より其抗議に一臂の力を假すことなかるへし。凡そ抗議を唱ふるは常に徒勞に屬するものなり、唯其抗議せる所を防碍し得べき權力にして抗議者の中に存する時のみ、僅かに其功を奏するものとす。抑も法會議に於ける國家の參與權たる、全く吾人に關係なき外國に於ては、國家と寺院との過去の干渉により定めざる可らず。普魯西に於ては、憲法並に政治上、唯一の標準あるを認む、即宗教事件に於ては、寺院の絶對的自由を許し、若し國

家的範圍に干與するに於ては、斷然たる處分を爲す事とす。辯士派遣に由り、兩者の混同を生せしむるは、普國政府の許し能はざる所なり。蓋し比西馬克は、若し出來得べくんば、總獨逸帝國の名に於て、共同の勢力を羅馬法宮に與へ、故意の越權に及ば、斷然獨逸諸政府の抵抗を受くへきを知らしめんが爲め、バイエルン及び其他の南獨逸政府と親密なる商議を爲すの全權を國王より委任せられしなるへし。爾後千八百六十九年八月十一日、比西馬克は左の言をホーヘンローへに告ぐるを得たり。曰く「今や獨逸諸政府間の協議は、既にバイエルンより來りし公言を是認せしより、思慮及び平和の意味上、羅馬に於ても結果なきにあらざるべし」と。然れども比西馬克の書簡は、法王の耶蘇會顧問の秘密なる目的を看破せり、公曰く

「彼地(羅馬)に一黨派あり、自信的決心に従ひ、歐洲の宗教及び政治上の平和を攪亂するを以て目的となせり。是れ内訌より生ぜし全般の不幸は、寺院の勢力を増大せしめ、千八百四十八年以來の經驗に徴し、

心理的眞理を考へ、輾轉不遇の人民は寺院に依頼すること現世の得意者に比するに更に熱心なりてふ妄想的立証より來りしものなり。吾人は議院制の立法に依り、少くも北獨逸に於ては、此僧侶的威權の不正なる攻撃に對し、之を擊退するに足るべき武器を有するを疑はず。左れど事態之を使用するに至らずば、固より更に妙なり。左れば予は之を一善行と認む、是れ蓋し吾人の警醒及び法意の爲め、双方の軋轢にして防遏せらるゝに及び、始て僧俗の君長に知らるゝ所なるへし。

後段更に記述する如く、比西馬克は羅馬中央黨より迫られ、國家の「快刀」を振ふに至りし迄、斯る巧妙の手段を弄し、以て羅馬に當りたりき。然れども羅馬朝廷が獨逸諸政府の警醒及び法意を聽くを肯んせざりし時、其忠臣中の最誠忠なる聲が已に發露したりし所は、上述の羅馬耶蘇會新聞が二月六日に捏造したりし、法王無過説の發表に於ける宇内舊教徒の欣然たる希望に非ずして、其以外の事物なりき。五日、コブ

正 獨逸の諸僧

レンツの舊教徒、トリエルの僧正に建言して曰く、
「寺院の自由及び自主上、中世紀に於ける貴族的國制を恢復せしめてふ希望は、全く打破すべきものなり、吾人惟ふに開會中の法會議をして之を信せしむるは、極めて必要なるべし。何者、人々此時代の再來を恐るゝは、主として僧侶か今日寺院より離隔せらるゝ原因なればなり。」

然れども更に遙に重大なる會合あり、フルダに集合せし獨逸僧正は、九月六日、羅馬の計畫に對して、莊重なる書狀を發し、大に警告する所ありたり。當時獨逸諸僧正の記する所に曰く、

「法會議に於ける信任を弱はめんと欲するの意嚮は、寺院に於る熱誠、眞實の部員中にすら猶包藏せられたり、吾人は遂に此の事實を掩蔽する能はず、法會議は如何にして神示、宗傳にも存せざる新教義を發表すべきや、又寺院は如何にして、耶蘇教及び寺院の休戚に不利益なる、又國家、開化、智識の正當なる要求、並に國民の適當なる自由、及び

刻下の平和に相應せざる一主義を公示し得べく、又公示するならん、杞憂は茲に至りて益大なり……何れの時に於いても、總法會議は決して聖書及び高僧の傳説中に存在せざる新教旨を傳播せざる可し。又焉んぞ總法會議が、輕躁なる決議をなし、無用にも現今成立せる關係及び需要に反對し、或は恒心なき痴人の如く、現今に至りて過去の思想習慣制度を取捨するが如きことあるべけんや、人々幸に憂へずして可なり。

然れども之に關せず、十二月八日法會議の開會せられし後、既に千八百七十年正月三日には、法會議の三百六十九員は法王無過の發表を請願するに至れり。是に於てか正月五日、比西馬克は羅馬駐在普國公使アルニム伯に「訓令」を發し、舊教寺院の機關に於ける根本的變更は、法主黨の專制主義的傾向に依り、頗る盡力せらるゝを以て、寺院國家の關係並に政府に對する僧正等が特有の位置上、勢力なきにわらず、されば、此危險なる變更に對し、先づ獨逸の僧正、次ぎに埃國の僧正等をして、法會

議に於ける「反對」を恣ならしめ、且つ之を懲誦すべきを命せり。蓋し此の懲誦こそ、少くも其の一部分は、千八百七十年末羅馬に集合せし獨逸及び埃西利の僧正等か無過説の宣言に對せし彼の顯著なる建白の動機なれ。此文案を作りしは、ラウシエルの「カーチナル」大僧正の如き、高貴の人にして、師は之を維納に草せり。是等の歎願者は、其法王無過説教義布告に關する請願の署名を強いられんに就き、當然愁ふる所ありしに由り、直接に本書を法王に呈しぬ。

其書に曰く、商議開始に先ち信仰の判定者を誘ひ、此未發の命令に對し、捺印を以て保證せる宣言を得んと欲するは、奇怪の極と謂ふべし。次に此の事件に就き揚言して曰く、

「祖師の書簡行爲及び歴史並に舊教の教旨に就きても、種々の疑義起るなきを保せず、唯此の疑義にして釋然たらざる以上は、之に聯關せる新教義を目して神明の垂示せられしものとなすを得じ、人豈に之を黙すべけんや……然れども宗教の敵には干戈を惜む勿れとの

定義は確乎として吾人の前に在り」と。是を以て、僧正等は法會議が此教義を以て討議に附せざらんことを請願せり。

然れども法王は名を形式の欠点に藉り、此意見の受納を拒みしが、今や加特力の強國、奥太利及び佛蘭西も亦急迫なる警戒並に勸告を爲せり、ポイスト伯は千八百七十年二月十日の公文に結論して曰く、凡そ各人が如何なる場合を問はず、必ず國家の法律に負ふ所の尊敬は、之を其の法律に與へざる可らず、何人と雖も、此命令的義務の履行を辭す可らず」と。寺院の長女なる佛蘭西及び當時猶大に越山黨の感化を蒙りし皇后ユージニエは、再々正月及び四月四日に法王に勸告する所ありたり。爾後三月六日の法會議は形式的提議に由りて無過説の發表を促せしが、加特力佛蘭西は其牒書に由り、唯嘗て獨逸方面に起りたりしか如き、輕率なる言辭を以て無過説の危険なるを謂へり。

「此の教旨が根本的に企圖する所は、俗人(宗教上)の全秩序を擧りて、全く宗教界に服せんと欲するに在り、人々此教旨を檢すること多きに

從ひ、愈々之を誤解することなけん。無過及び法王の權威にして、寺院の賦與せんと欲する範圍を棄つること能はずんば、人民的、政治的、科學的秩序の總主義(Prinzip)は、皆直接間接に其勢力の下に落つべし……政府及び俗人社會は、只寺院の首肯すべき權利自由の外、何等の自由を享有すること能はじ。人々法主の個人的無過を此制度システム完成の爲に必要とせり、詳言すれば、全宗教的勢力を寺院の裡に集めし後、更に寺院の全勢力を其の首領の掌中に集むるに在り……是を以て法王の名は、各俗人制度及び俗人社會に對する咒詛となり、神聖なる法官の賢明、之を止むるにあらざれば、各俗人社會及び寺院の間に反目を生じ、延て彼我の不幸を招くに至らん。」

比公も亦此佛國牒書の應援として之に附和するを辭せざりき。法會議の總少數者は其警告の感動中に在りて、泰然無過説の討議猶豫の爲め、四月十日「カーヂナル」フォン・ラウシエルが草せし形式的辯明を發表せり。

「實に此問題たるや、基督教民に假托し玉へる神明の教諭に關し、又直接に俗人社會に對する加特力教の關係に係るものなり。寺院並に國家權力の干繫上に於ける爾餘の教旨たらば、吾人は加特力界の殆んど全僧正と共に之を世界の基督教徒に供すべし。何者、吾人は教へて曰はん、俗界の君主は、寺院の一員として、寺院權力の下に在り、然れども此權力たるや、彼を顛覆し、又は其臣下をして服従を破らしむるが如き權利なしと。嘗て中世の諸法王が使用したりし王者帝國を指揮するの權力たるや、諸公權の或特有なる形成より許可せられしものにして、今日一變せる公私諸權の制度に對しては、其由て立てる主權と共に、一掃せられざる可らず……然れども斯る方法即ち無過教義の發布に由り、若し基督教的教育の一變するあらば、ビウス九世が國家事務執行者の顛覆を願慮せざりし事、又證明するの要なからん。反對者は必ず嗤笑して答へん、曰く、吾人は法王の裁斷を恐れず、然れども各加特力教徒の所業は皆其信仰より來るものにして

此等各教徒は其力の及ぶ限り、各帝國及び國民は羅馬法王に服従すべしとの觀念に離れ得ざるを思ふの餘、遂に國家生來の仇敵たらんこと、遂に瞭々たるに至るべしと。

四月廿日、法會議に於ける聖師の多數が此痛切なる勸告に答るに無過説の猶豫なき決議に對する非常なる切望を以てせしに及び、獨逸及び埃甸の大僧正、僧正等は從來無過説教義に關する討議に對し、形式的抗論を試みたり。第一此抗論は耶蘇會に不利益なる少數を束縛籍口せんとするに起因せる事務諸秩序の紊亂を論じ、法王及び法會議が賤劣、有害の法を以て耶蘇會を利用せるを慨せしものなり。何となれば此の舉動たるや、

「事件の性質、寺院の利害、又は法宮の名譽に關して毫も相應する所なければなり」と。猶語を續きて曰く、今や吾人の爲し得る所は、此事件に異論を唱へ抗議を挟むに外ならず、之に由りて、疑もなく、近々に來るべき、然り已に來れる不幸なる結果に就き、吾人は人類並に神明の

新教義

畏るべき裁判前に立ち、其責任の吾人に係はる部分を排除するを得べし」と。左れば彼等の意見に據れば、此無過説の發表たるや、空理的意見の爲めに、勝利を要求するを得べきも、現在に著しき害毒を加ふるものなり。」

總て這般の辯論抗議も、多數の爲めに、全く無効に歸せしこと明亮なりき。是れ地上の蒙昧不文なる僻陬より、教育なき蕪蕘の徒、簇々耶蘇會指導者の命に盲従したればなり。千八百七十年七月十三日總會決議の際、猶羅馬に滯留せる高僧にしてエムス議會に出席せし者は六百九十二名の中、僅に六百一名なりしが、新教義に對しては、唯四百五十一名は無條件、六十二人は條件附(Placet in forma modum)にて賛成し、六十八人は否定(Non placet)せり、然して九十一人は欠席して投票に與らず。不賛成者中には「カーヂナルシエワルツェンベルグ及びラウシエルを頭として全獨逸及び埃甸の僧侶あり、既に少數僧正は七月十八日來の公開法會議の決定的投票に與らずして、羅馬を出發せしが、是より先き七月十七

日、法王宛に一の宣言書を呈せり、其中に曰く、彼の總會議の決議以來、吾人の決意(Sententiam)を變換し得べき物、毫も惹起せられざるのみならず、數多の重大なる事件、來りて益々吾人の豫想を確むるのみ。然れども順良なる信心と閣下に對する尊敬とは、吾人を聖體に密邇せしむる事件に就き、聖父の尊前に於いて公然「不賛成」(Non placet)を告げしめずと。左れば今や七月十八日の法會議發會に於ては、固より殆んど滿場一致にて五百三十三票中、五百三十一「法王無過の教職」なる教義を通過せしめたり。

此決議の後、僅に一ヶ月にして、千八百七十年八月下濤に至り、藝に七月十七日、爾來現出せる數多の重大なる事件は、益々彼の決心を確めたりて、宣言を以て羅馬を去りたる彼の獨逸の僧正等は、今や更に千八百六十九年九月の如く、フルダに集合し、寺領の民衆に對して法會議の決議に服従すべき説諭を發したり。未だ全く之に服従せざりしは、獨りローランベルグの僧正ヘーフェーレのみ。此等の縉紳は皆て六十

九年九月ポニフツシウス上人埋骨の地に會し、法會議が基督教及ひ寺院の休戚に益なき新教旨と主義とを公にせんことは、到底爲し得難きことなりと公言せしを忘却せり。加之此等の縉紳は曩きに羅馬に於いて此新教旨を危険なり、破壊的なりと公言し、之が爲めに此の討議の提出せられざらんを冀望せしを忘れ、又會議の不當なる進行及ひ少數の壓倒に對し、嚴肅なる保護を發議せるをも忘れたり。左れば、新フルダ教書は、徒らに大衆に公言して曰く、

『世間不穩の根底は、數月以來、法會議上に於ける複雑誤謬の意見中に横はれり。法會議の決議によりて、寺院の過失なき教職は決定せられぬ。聖靈は基督の代表者及ひ統一せる法政府モスコーに依りて、詔宣し玉へり。左れば、實に加特力寺院の一員たり、又常に一員たらんと欲する者は、僧正、僧侶、信者を問はず、確乎たる信念に據り、神示の眞理として此の決議を承引せざる可らず。』

這般驚くべき獨逸僧徒の舉動も、比西馬克が指揮せる獨逸國をして、

其靜穩なる觀望的態度を捨てしむること能はざりき。加之法王は、佛蘭西、獨逸がフアチカンの宣戰及ひ羅馬に對する意向の如何に平和仁慈的たるやを確むるの好機會を得たり。即ち、千八百七十年十一月七日、羅馬の普魯西公使アルニム伯は羅馬法宮の命に由りて、ヴェルセイユに向ひ、比西馬克に親密なる質疑書を發し、法王羅馬を去らば帝王の斡旋を待つを得べきかを問ひたりしに、比西馬克は管に疑問を肯定せしに止まらず、フロレンツに於ける伊太利朝廷に言はしむるに、北獨逸聯邦は外國事件に關係するの必要、極めて鮮しと雖も、其加特力臣下に負ふ所を考へ、法王の尊嚴並に獨立上、于渉する所あるべして、宣言を以てせしむるに至れり。當時恰もポーゼンの大僧正レトヒョウスキ伯は、一記録を以て被害法王の爲め、王に乞ふに獨逸の善良なる幫助を以てせしかば、ウエルセイユ大本營よりの懇切なる招待に接したり。大僧正及ひ法王は、同地に於ける商議に満足の意を致し、殊に後者は已に七十一年三月六日帝國克復の報知に對し、熱心なる祝意を其「新威德」

に表するに至れり。法王記すらく、

「吾人は神明の庇護を被りて、公共の福利の爲め、鞠躬せられたる陛下の盡力に依り、獨り獨逸のみならず、全歐洲の幸福となるべき此事件の報知に接し、謹んで茲に祝意を表す。然れども吾人の特に陛下に感謝すべきは、吾人に對する陛下が親愛の發表なり。何者、吾人は加特力教徒の自由權利の扶持に對し、鮮なからざる幫助を望み得べければなり。」

皇帝及び法王間、公私の關係上、情緒尙濃かなりし時と雖も、既に、アルペン山の内外に於ては、敵愾の念勃々たりき。比西馬克か如何に泰然たる自信及勝算を以て無過説の發表に關し、其文書要求を提げ、寺院の強迫的攻撃に對し、議院立法の犀利なる鋒刃を取るべきや、是れ夙に羅馬耶蘇會の能く看破せし所なり。此鋒刃を挫破せんには、帝國議會に於ける越山黨創立の一あるのみ。而して寺院の戦闘隊組織者として適當なる者、獨逸國中、ウイントホルストを推さざるを得ず。何となれば、

比西馬克及
び法王

陰謀

氏が嘗て俱に千八百七十年の秋候、上バイエルンの一城に於て秘密會見を催したりし朋友、バユワルの貴族と同じく、氏は活動せる今日に當り、ウエルフ主義、ザクセン南獨の割據主義の既に爲すに足らざるを先見したればなり。千八百六十六年より萌芽せし千乃至千二百萬、ウエルフに於ける豪慢なる希望も、彼のウエルテンベルグ、バイエルンにすら、猶普魯西風の感情を移植したる逆戰の爲め、敢なくも凋衰枯死したり。是に於てか、獨逸の統一及び勢威に反する處置を懲慝し、煽動するの新毒劑は、更に之を他に求めざる可らず。是れ數世紀以來、獨逸國內來因河畔の僧坊、及び革命なる鮮靈も猶之を掃蕩する能はざりし處に磅礪せしもの、即ち加特力妄想なりとす。而して昔々たる暢茂を之に假せしこと、數世紀來、遂に無過説發表後の今日に若くものなけん。何となれば、フルダニに於ける僧正服従の公言は、既に、國家の惡漢に對する壯觀極れる争闘の根本的光景を開きたればなり。八月廿五日、デーリングルを首領とせるヌューレンベルクの著名なる加特力神學教授等は

一の宣言書を發し、新教義の不法且つ無禮を論じ、眞正自由なる隨つて、伊太利にあらざして、獨りアルペンの此方に求むべき一法會議の招集を促せり。若し此無過説に對する濟々たる反對者に向ひ、僧正一度破門の迅雷を下さば、國家は總て俗的權利を保護せざる可らず。然れども無過説信仰の自知は、確に此の異端的國家を棄てざる可らず。是に於てウントホルスト自身も、其最親なる朋黨の一人に對し、此試験を施したり。ペーテル、ライヘンスベルゲルの如きは、千八百七十年十一月廿六日北獨逸議會に於て、燃ゆるが如き愛國の熱情を以て、大々的の戰勝を賞揚したりしに、舌根未だ乾かず、十二月九日に至るや、忽ち豹變して此提議を翼賛せり。要するにウイントホルストが、獨逸より來れりと稱せられたる、加特力信仰心の威嚇と追窮に對する妄想及び急切なる憎惡を、ライヘンスベルゲルの中心に惹起し得るの方法を知得せし以來、此後年のポールス寺院の辯士は自餘の縑衣なる中央黨紳士連と等しく、少しも獨逸的思想なかりしものゝ如し。

新聞

然りと雖も、就中新聞は憎惡、不和、妄想の念を搖蕩し、獨逸帝國か加特力寺院と加特力信念に對し、ディオクレチアス(耶蘇教を虐待せし羅馬皇帝)の追窮を爲すてふ寓言は、絶へず論述せらるゝにいたれり。是れ他なし、此輩の社會は、近世の文化を嫌惡し、文化の贈贊を擧げて、之を越山派の目的に供すべきものなりと信じたればなり。左れば、ウイントホルストが發議に原けるバユワル城の秘密會見も、其決定せし所、不日施行の帝國會議選舉の際、斷然たる一加特力黨を喚起し、千八百七十一年正月一日より伯林に於て、日耳曼と稱する一大加特力黨の機關新聞を發行するに在りたり。當時ウイントホルストの朋友なる上バイエルン人が懷抱したる可き聖慮、即ち邊境上の土壤も、亦純粹の越山耶蘇會一味の一新紙を發刊するを得るてふ考慮は、既に果す能はざりしを以て、最も陰黯なる越山黨人も此の、日耳曼を以て全く満足すべし。吾人亦特に然りとせず。何となれば、若し國を擧げて耶蘇會の手に委ねしならば、獨逸なる、日耳曼は抑も如何に成り行きしならんか、二十二年

來之を明白ならしめしは、即ち此グレンコ日耳曼の功績なればなり。加之此僧侶新聞は實に其牧師の教育性癖に従ひ、十分に煽動の任務を盡し、或は精に或は粗に、時としてバイエルンの祖國に於けるシクル博士の高尙聲牙、然も比肩すべからざる粗野をも傲ふに至れり。

此新聞に依れる間接なる農民誘致術と共に、加特力派が手練手段を具有せる短刀直入策も亦等しく經營せられたり。實にウイントホルストは此の點に於ける當時の一大師匠と謂ふべし。氏が其役割上、各加特力の集會に於いて爲せし演説は猶同時代の人士等が歷々記憶する所。然れども此範圍に於ける氏が第一の初陳も亦頗る觀るべきものありき。千八百七十年十一月九日乃至十六日の間、即ち普魯西議會選舉施行中、全獨逸國が眼をウエルセイユ談判に注ぎし折、越山六十の代議士は、寺院脅迫、法王奪掠なる簡單の諷刺に助けられ、一朝にして當選するを得たりしが、這般群黨の大部が互に相結合して加特力の一黨を形成せんことは、未だ嘗て其の夢想せざる所、恐らくは從來の如く議

院の俗人中に潜在して、唯陰に寺院の冀望に副はんと欲せしなるべし。是れ蓋しペーテル、ライヘンスベルゲルと雖も、決して豫想せざりし所ならんか。千八百七十年末、越山黨友の爲め、サグイニーの議院會食を催ふせし際、斯黨の主煽動者、僧侶ミューレルが此設計を提出するや、ライヘンスベルゲルは叫びて曰く、吾人加特力教徒の爲めに極めて大なる不幸なるべしと。然してウイントホルストか、其會食の歸途、後日の中央黨に加入せしめん爲め、千八百六十七年來、北獨逸議會の同僚なりし温和、自由の思想家なるプレスラウの本山僧侶キウンツェルを訪ひしに當り、ウイントホルストは無過に關し、激烈なる疑念を挾むやの觀を爲し、キウンツェルに安慰の法を懇望せり、爾り、ウイントホルストは頓て憤然、耶蘇會を痛罵して曰く、各事皆彼等の招く所なり、此の輩を放逐し了て、氏は始て草賊たるを免れ得べしと。

越山黨の権力は十分なる成長を遂げ、前進又顧慮すべきものなし、是れ千八百七十一年三月、帝國議會選舉に當り、斯黨の帷幕が夙に承認し

たる所なりき。而してキンツェル、トリエルの本山執事ホルツェルの如き温和の人々は、度外に擯斥せられ、此黨の新聞紙よりは、不信義なる悪名を附せられたり。當時加特力教の一委員を法王に紹介せし善良なる加特力の一侯爵ラチボルも、ホーヘンローへ公爵の同胞なるを以て、悖逆と見做され、其舊來の選舉區は僧侶顧問ミューレルに横領せられぬ。四月一日コエレン上流市民の多數も、亦憤怒差惡の情を以て、帝國議會に建言し、來因州に於ける、越山黨が卑劣なる手段を用ひて、自黨選舉の便宜を計りたる事蹟を述べ、之に對する保護を乞へり。其中に曰く、妄想的狂暴は殆ど全國寺院の拜壇より荒れ出てぬ、實に投票以後には天國及び恒久の幸福並に地獄の業火及び永劫の呵責、別れて吾人の面前に在り。然れども是れ獨り來因州に止まらず、獨逸加特力の諸州は到る處皆相同し。左れば爾後、四月五日の公開議會に於て、越山黨候補者の爲めにせる全獨逸國拜壇の濫用悉く暴露せらるゝに至りぬ。法王の獨立、及び寺院の自主なる暗號に依り、加特力僧侶に訓練せられたる

選舉術

意識思慮なき群民は、到る處選舉壺中に投せられたり、想ふに獨逸帝國議會に於ける中央黨の動作は、此の暗號を以て嚆矢となす。

第三章 第一帝國議會の事務及び帝國

立法事業(千八百七十一年)

帝國議會は七十一年三月廿三日其議長を選舉せり。此第一次議長の位置は、曩きのフランクフルト、エルフルト議會、北獨逸帝國議會及び獨逸關稅議院の東道者なる尊敬すべきジムソンに賦與せられ、何人も異議を唱ふるなかりしと雖、之に反して第一副議長の選舉に當りては、中央黨は其黨人フォン、アレチンを推薦し、自余諸黨の選に係るホーヘンローへ公爵に對して陰に其の私憤を泄らせり、而して第二副議長は保守黨候補者フォン、ブランケンブルグ(八十七票)及び中央黨と連合せる反對黨候補アウグストライヘンスベルグ(六十四票)に對し、國民自由黨ストガルトの高等裁判所評定官ウマール氏當選せり。此機

第一帝國議會事務

會に由り諸黨派は自ら互に其力量を付度するを得たり。

三月廿九日中央黨以外の諸黨派はペンニグゼンの起草に係る勅語の答文捧呈に一決したり、此奏文たる、特に勅語に就き記せしものにして、當時油然たりし愛國の精神を發露せしものなりしかば、帝國議會は中央黨の捺印をも得んを希へり。然れども同黨は法王俗權の恢復に熱中し、勅語中の不混合主義に同意を表せる辭句を除かんと欲し、力を極めて之を駟々したり。反抗極めて激烈なりしかば、遂に他黨を激してペンニグゼンの起草せし稿案よりも、一層過激なる勅語奉答文に同意するに至らしめき、是に於て中央黨は全く其討議より退き、反對なる勅語答案を提出し、其沈黙せし所を明瞭に陳述せり。連合黨派の同意せし答案中、次きの條々は、特に拔萃するの價值あるものとす。

嘗て獨逸帝國も其主權者が外國起源の傳來を有せし間は、他外國民の生活と混合し、爲めに衰滅の種子を得るに至りしが、今や新帝國は偏に捍禦を旨とし、常に平和事業に熱中せる人民自進の氣象中より

奉答文

勃興せり。他外國民との通好上、獨逸が其臣に要求する所の注意は權利習慣を保護し、愛憎偏頗に流れず、各國民に與ふるに、統一の道を以てし、各國家に假すに、欲する所の方法に準ひ其組織の最良なる形体を發見せしむべきに在り。吾人切に望む、他國民の内部生活に干渉するの日は、何等の口實、何等の形体を以てするも、必ず再來することなからんを。奏文の結辭に曰く、於戲吾皇帝陛下、獨逸の満足歐洲の安全を來すべき帝國統一の業成らざること久し、今茲に統一を得、皇帝の庇護の下、憲法及び法律主權を戴き、帝國始めて安如たり。爾後獨逸國の冀望する所は、自由平和の福利上に於ける、競技に勝利を得んのみと。

此奏案に關するペンニグゼンの演説は、巧妙を極め、此代議士が當時政治上の位置並に獨逸男兒が忠誠なる愛國心に充されたる勃々たる至情に就き、之れを明亮に吐露し得べき方法に通曉せしことを示したり。

氏は奏辭の精神を敷衍し、終に臨み謂て曰く、
曩に伊太利國永久の敗壞、獨逸が政治的無力及び分裂に終りし舊來の戦争及び怖るべき反對は、皇帝及び帝國の名に依り、如今再び皇帝及び法王の間に來れり。爾來皇帝が始めて獨逸帝國議會を召集せられし時に當り、吾人に一關門の設立を促さるゝ所以は誠の中れり、此關門たるや、全世界、内國並に外國に明示するに、將來の獨逸政策は、單に獨逸内部の問題にのみ限られ、他國民内部生活の問題に容喙せんことは、既に其本領にわらざる旨を以てせん。吾人は確乎たる我力量に依り、他國民の攻撃を受けず、又平和的問題の爲めに自然が吾人に賦與したる豐饒貴重^の天賜に困り、特に獨逸國民の天任なる文化問題を發達せしめ得べき時機を有すべしと。

奉答文討論

急激の如き喝采聲裡に、此の演説の結了するや、突辭^の討論はアウグスト、ライヘンスペルゲル(クレツフェルト)の奇怪なる勸告を以て、開らかれたり。曰く、人は各歴史上の考證穿鑿を避けざる可らず、是に由て吾人

全体に共通なる所以を知り得べしと。即ち、歴史は各人に畫一なる教理を知らしめざる如く、又は、實際上起りし所を拒絶し、若くは沈黙せんと欲するが如し。後年實に此語を利用したりしマインツ僧正ケツテレルの如きは、ライヘンスペルゲルに比して、更に強く歴史の不快なる真理を攻撃せり、是れ其望む所の歴史思想の十分なる自由は、獨逸國が中世紀中他國民の生活と混し、其衰滅の種子にわらで、其膂力と血液とを受け得たりと云ふに至りたればなり。

「吾人は諸君の如く、帝國及び友邦との關係に就き、其平和なる發達を望むとはライヘンスペルゲルの確言せし所。然れども勅語の他國民に干渉す可らずとの論旨には、理論並に實際上遂に同意を表し難きを遺憾なる。隣家の火災に對し之が消防に助力するは、從來基督教徒の義務なりき……予は敢て今アルペン山南の行陳を言はじ、然れども亦必しも此語を箝制するにわらず……吾人の望む所は、皇帝法王の一致にして、兩者の反對にわらず、吾人は言はんと欲

す、是れ最も正當なる希望なり」と。

之に關して、彼の眞摯なるシユルツェリツチユは、進歩黨中より答へて曰へり、

吾人の望める一國家は、非混合主義を以て其眞髓とせるものなり、而して此主義を遂行し得るものは、獨り新獨逸國あるのみ。獨逸國の國民的成立以前に在りては、到底之を履行し難し。前辯士は、主權者間の一致を説かれしと雖も、國家的及び寺院的權力の一致し得るは、唯第二者の全然服従せる時に於けるのみ。吾人は國家の法律的整理上、先づ内部の統一を求めざる可らず。隣家失火の例に就きては、斯く答へん、曰く先づ家屋の誰が有たるを知らざる可らずと、眞の所有者にして此家を變更せんとするの時ならんか、誰か又之か消防に赴くべきぞ。

次にミケールは起立して曰く、皇帝及び軍隊に宛てたる二通の感謝狀には、全く同意なりと雖も、帝國宰相に對する感謝は此人猶議會に

協力中なるに由り、發表せざるを得策とす。然れども同時に議院は、獨逸史開闢以來、至大の困難を凌駕し、至高の結果を收め得たりし者に對し、須らく其人の功業を自覺せざる可らずと。此言辭が全院に與へ得たりし愉快なる一致は、數多の獨逸人が猶院内の德義上、比西馬克に對する忘恩を正義視せざりしを證明せり。ミケール語を續げて曰く、ライヘンスベルグ代議士は公言して曰く、他と混合すべきものなるや否や、此種の疑問の國家問題たるべきは、獨り常に特別の場合に限りて決定すべしと。然り、今や此の特別の場合に來れり。實に法王の伊國政府に於ける關係を見よ。左れば、斯る混合熱は或は一黨派に屬することあらんも、毫も國民全体の欲する所ならざる旨を公言するの必要あり。斯る要求をなす人々は、先づ獨逸に於ては、斯る事の到底成就し難きを知らざる可らず。舊帝國政畧並に、テルニツヒ及び之に次ぎたるライヘンスベルグ代議士が發言せる隣家失火の消防は、共に近世獨逸國家の再び注意する所にあらざら

ん。
マインツの僧正ケツテレルが、ミケールに次ぎて辯明し、奏辭の第一章、今よりも更に鞏固なる基礎上に獨逸帝國の建設を見るべしとの辭句を難するに及び、中央黨が獨逸帝國に對して懷抱せし觀念を表白せしこと、遂にアウグストライヘンヌベルゲルに越るたり。而して獨逸軍隊組織は今よりも一層鞏固に建設せらるべしとの點に關しては、氏遂に争ふを欲せざりき。然れども國家は此の外、法律は國家の基礎 *Justitia fundamentum regnorum* なる格言中に保有せられたる一物を要せり。正理、道徳及び敬神が新帝國に其位置を得べきや否やは、猶他日を期すべきのみ。

加特力社會に富めるケンブテン、インメンステットより選出され、自己亦加特力教徒なるバイエルンの代議士フオエルクは特有なる氣力に依り、少壯赤貧の境遇より一躍獨逸帝國臣民の最名譽ある位置に進みし者にして、其の坎坷卓犖の生涯、非常なる正直、又人民の思慮感情

に就き極めて精確なる自覺を有する点のみならず、尙外貌に至るまでロベルト、ブルムに酷肖せり。氏は嘗て第一獨逸關稅議會に於て、獨逸も春となれりとの語に由り、其名聲を博せしが、今や其特有なる精粹獨逸語を以て、ケツテレル及び中央黨の拒絶に當り、絶叫して曰く、

「反對論者が本論眞髓の周圍を回轉すると、猶猫の熱蕩に於けるがごとし、此干渉の理論たるや、眞理上より之を視れば、單に選舉騒動の手段として用ゐらるゝに過ぎず。反對黨の首領は叫ひて曰く、法王の利益上、帝國政府の力を藉りて、一種の干渉を生出すべき議案を有する者は、獨り善良なる加特力教徒に外ならざれば、唯是等の人士を帝國議會に選出せざる可らずと」中央黨は大膽にも否々と連呼し、自余の議員は賛成の聲を以て之を壓せんとし、議場爲めに騒然たり。予の惟ふ所を以てすれば、最も善く争論を鎮むるは、此僧侶黨が彼の騒動手段に對して公然不賛成を唱ふるに在りと論じ去り論じ來るや、滿場頗る得意の色あり。「皇帝及び法王間、反抗の事實に至りては、實

に争ふ可らず、然れども是れ主として後者の惹起したる所なり。法王の爲めに之を曰へば、成立せる各國家に對し、必然軋轢を生ずるが如き題目に就きては、一致を表せざるを以て可となすと。

自由保守黨の勇敢なる主領ベツジ、フークはバイエルンの自由家を賛成するに、次ぎの如き直入的の語を以てせり、曰く、ケツテレル代議士の言はるゝ如く、畏神の念、地を掃ひし時代、果して來りしならば、予は此の説を排するに、吾が兵士の信仰、吾が罹病垂死の戰士の舉動を以てせん。予は却て畏神の念を以て其所領の如く心得んとする一黨派を辯難せんと欲する者なりと。

是に於てウイントホルストは信心者流の眼を見張り、目下開始せられたる論争は、全く氏及び其黨與の關り知らざるが如き顔色を以て、徐に席を起ち悵然大息して曰く、

「吾人が一の統一を望むや最も切なり。此の奏辭たるや、吾人が一致證明せる言辭を加へて初めて意味を生すべく、然らずんば之あること

なし。宗旨的目的を追究するの故を以て、人若し不和の罪を吾輩に嫁せば、予は則ち答へて言はん、吾人は決して宗旨的ならずと。如何なる宗旨の人と雖も、一度吾が規約に調印すれば皆な隨意に入黨するを得べし。法王權の恢復の爲め、諸君は一干渉を欲せざるや、然らば諸君の言ふ所は即ち如斯くならん、曰く、吾人は到る處に權利を保護す、只此事件には然せずと、是れ痴人の説夢のみ。諸君は其加特力同胞の生命的利害を抛擲せんと欲するか、爾り是れ實に生命的利害なり、權利なり。加特力獨逸人が其法界、主權者の爲め、自主獨立を要求するは、獨り此權利に依れるのみ。自立の主權は、即ち此自主に屬するものなり。往古の帝國創建者、カール大帝及び其の後裔は皆な法王に許すに此の主權を以てせり。フリードリッヒ、ウイムヘルム三世の鞠躬盡力に由り、法王領は實体的に千八百十五年の條約を以て恢復せられたるに、今其破滅に際し、口を緘して言はずんば、何を以てか吾人の面目を維持せんや。」

事實の捏造並に極めて卑劣なる挑發の點に於て、純然たる耶蘇會的なる前演説に對し、代議士チウビンゲン大學の法律教授レーメルは嚴重なる拒絶を試み、以て此重要なる奏案問題を終結せり。

氏先づ叫びて曰く、千八百十五年の條約は、既に存在せず。神聖なる法宮は實体的加特力人民の爲め、今や無數なる同教徒の歡喜中に顛覆せられぬ。彼の黨たるや獨逸をして守を失せしめんと欲せり、吾人は北獨逸の諸公よりも更に深く渠等の勢力を感じて困難を來せり。彼等縉紳の首領は帝王にあらずして一僧侶なり、獨逸人にあらずして外國人なり。而して其故土は獨逸にあらずして羅馬なり。諸君請ふ此草案を可とせは須らく獨逸の爲めに起立すへし。

帝國議會は六十三に對する二百四十三票を以て此の辭に従ひたりしが、唯社會民權黨及びウエルフェ黨人のみは、中央黨に同じて此の奏案に反對せり。

答辭奉呈の後四月二日、皇帝は答辭代理者に答へて曰く、朕は誠實の感謝を以て今朗讀せられたる答辭を納るべし。朕は、此の文辭中に流露せる感情により、帝國議會が能く勅旨を了解せんことを證するを嘉みすと。

四月一日より四日に至る帝國憲法第二讀會も、中央黨の爲め、亦此の答辭問題に酷肖せる一事件と變じたり。當時少くも、中央黨の統率者ウイントホルスト、ライヘンスベルグ、フォン、マリントンクロット、ザウイニ一等の徒は既に政治的繩柙を株守せずして、發達せる法律智識を悦べり、左れば、此際ウエルセイニ條約に基きて南獨諸州と訂結すべき新帝國憲法に言辭内容の實体的變更を加ふるを禁するてふ事實は、既に此輩に明亮となりしなるべし。今議すべき所、只文辭の咀嚼的確定のみ。向後諸黨の意向に従ひて、根本的變更を提出し難きにあらざるも、當時千八百七十一年の新歲に於ては、唯全帝國憲法の批准若くは拒絶あるのみ。彼の動産に關する法律恩典、及び舊黒、紅、金旗獨逸の再來を冀望し、之を條件として此新憲法を承認せし老朽度し難き縉紳等も、夙

に這般の事情を知悉せり。然れども、眞理及權利の黨と稱し、從來常に條約の聖視遵奉を以て、其の第二の語となせる中央黨は、今や狐疑する所なく、帝國憲法中の根本的權利に於ける附加案を提出せり。而して實に此目的の爲めに、普魯西憲法の十二、十五、廿七、廿八、廿九、及び卅條の「確實なる規定」を撰みて、越山的動搖の用に供し、以て、帝國憲法は單に國民的(即ち越山的)安全秩序の保護なるのみならず、國民的(即ち蘇會的)自由の擔保となるべし。此等の紳士は、唯自己の爲め、各思想自由の「根本權利」を望み、爲めに検査官を採用せざるべして、慰撫的約束をなし、同様なる屋外集會、結社、殊に宗教的朋黨結合の無限なる自由を冀望し、此他、羅馬加特力寺院が其の事務を自ら處理し得るの權利あるに望を囑せり。

三日間の爭論中、特に言ふに足るもの寡し。其第一に位するものは、千八百六十七年まで普魯西の率ゐたる獨逸統一諸州の高名の戦士たる史家ハインリッヒ・フォン・トライチャウケの有力なる初陳演説なり。

フォン・トラ
イチャウケ

此演説は全院を震撼し、越山黨派以外より、破るゝ如き喝采を博したり。就中最も壯快なる歡喜を得たるものは、蓋し左の辭なるべし。

中央黨の動議は、太だ千八百四十八年の先例に重きを置くも、是れ唯當時僅々四行の文字を以て、寺院國家が百年來の反目嫉視を和解せんとせしもののみ。今日又此の恩を學ばんと欲するも、抑も何の益かあらん。此等紳士の欲する所は、普魯西憲法中の不完全なる一撰擇に在り。此點に於ては、フランクフルト憲法こそ却て得る所多かるべけれ。要するに、普魯西憲法の何處に於て、智識及び教理の自由を許すとの箇條ありや。私婚(チャイルドの結婚なり)を許すとの章句ありや。

此等の紳士が多幸なる千八百七十一年に示せし積極的の一大眞理は、向後獨逸國に於いては、検査官を採用すまじとの機巧なる章句なりき。蓋し加特力寺院が其事務を自ら處理し得べしとは、此の動議の眞髓なり。普魯西加特力寺院の自由に就きては、予は別に危險を感せずと雖、此國に行はるゝ國家的寺院權利の不安全に關しても、亦同

様の觀ありとす。而して此の二十年間に生じ來りし論争中の諸關係を以て、自餘の獨逸諸國に及ぼすは、予の欲せざる所なり。若し加特力寺院に自治の權を與へんか、加特力の住民を有する小邦に於ては、各僧正に假すに有力なる政府反對の機を以てするに至らん。想ふにケツテレル僧正は、這般トライチユケの注意を以て、自己に的中せるものと思考すべき所以あるべし。少くも師の答辭に憤激の氣味ありしは、自ら打撃の命中を暗示して、餘あり。師曰く、

「フォン、トライチユケ代議士は、諸君に望むに、僧正をして國法に對する反逆に至らしむるが如き法律に協賛せざらんことを以せり。予は此の危険を避くる一法を諸君に示さん。曰く、神法に對して反逆たるべき法律を協賛する勿れ、然らば吾人は決して國法に反逆することなからん。」

此の論法たるや、國法は、神法に反對せるとの言下に、國法に反對せる、「叛逆の根本權利」を各僧正及び各加特力僧侶に假すに在り。自由保守

黨レナルド伯は起ちて此の論を駁撃し、爽快なる喝采聲裡に之を喝破せり、曰く、一の專制權力の利益を謀りて、殆ど二千年來の僧正的憲法を顛覆したりし黨派が、今や爰に自由主義的要求をなせし事に就きては、幾多の撞着ありと雖ども、フォン、ケツテレル君は之を吾人に公言せずと、而して更に短刀直入の質問を起せしは、進歩黨中著名の實際的政治家レーウエカレン(ポークム)博士なりき。曰く、無過てふことにして、既に加特力寺院自身に於ける物議の問題たるの時に當り、フォン、ケツテレル代議士の所謂神法とは、抑も如何なるものか。争論の全豹は、只一條令に依りて修正せらるべし、而して第一に一部分、且つ一黨派の利益の爲め決定せらるゝが如きことある可らずと、ウイントホルストは詭辯を弄して此大打撃を避けんと力めしも、其論點たる、結局次ぎの如きに止れり。曰く、國家法律は上神の命令に服従すべきや否や、若し服従せざる場合に在りては、之に反逆すべきや否や、加特力寺院(越山黨の意味にて)が國家の秩序に一致し難き特權を自己の爲めに要求するは、

蓋し之を試みんが爲めなりと。左ればウイントホルストは、トライチエケが國家は各法律の根源なりてふ意見を以て、其演說中譴責すべき第一要點となせり。而して氏は國家に許すに、唯越山的の意味に於ける成立せる權利を保護すべき義務と責任を以てし、トライチエケの執れる國家萬能主義は、遂に社會主義（ソシヤリズム）に至るべきを公言せり。此等の考慮は、全帝國議會に於ける中央黨が之と共に全く孤立せる事を反證したり。又其の自由的の要求を以て中央黨が釣らんと試みたる進歩黨も、レーウエの爲め、全く背を僧侶派に示すに至れり。今やベヘル氏は此辯論の甚しく冗漫なるを愁訴し、而して、中央黨も、出版の自由及び其要求する自餘の自由を目して悪魔の所業と公言したる聖父の法旨に附和せざる可らざるを見るに及び、其の苦心一方ならず。左ればマルクアルド、バルト（バイエルン）、キーフエル（バーデン）、プランケンブルグ伯（シユレツジエン）の演說せし所も、亦此意味に出でざりき。此等の人士中エム、バルト及びプランケンベルク伯は加特力教徒なりしが、就中、加特力

教徒ミューンヘンの男爵フォン、スタウヘンベルグは驚くべき警語を發したり。曰く、幾もなく諸國、疑問起るべし、何れか加特力寺院なるやと。羅馬の要求と諸君が求むる信仰自由とを一致せしめんと欲するは、猶木に縁りて魚を求むるが如しと。中央黨の勸議は、五十四に對する二百二十三票を以て廢棄となりしが、半官報、地方通信、新聞は歴史上の回想より一の興味ある過去帳を作りて曰く、中央黨の現首領フォン、ザグイニは曩きに千八百六十七年北獨逸聯邦憲法議定の際、當時政府の委員として、大方の同意を得、各州の自主的規定中より、宗教倫理の領地を除去する能わさる旨を揚言したりしに、今や千八百七十一年に至ては此同紳士の統御せる加特力黨派は、帝國の根本權利を要求せりと。中央黨無二の朋黨波蘭人は帝國憲法議定の際、頗る活潑に運動し、第一條(帝國の疆域)に獨逸帝國に於ては、ポーゼン及び西普魯西州を除く旨趣の案を附加せしが、奉答案及び根本的權利商議の際、政府は故意に之に干せざりしと雖、四月一日に至り、比西馬克公は此(波蘭)案の拒絶を

發言せり。公は先づ動議提出者に向ひ、勅語に憑りて其の冀望を述べんと欲する権利の有無を問へり。是れ其願意に副はんと欲すれば自主を維持せしむべき、他の國民及び國家なる勅語の要あるべければなり。

然れども諸君の屬する所は、予も亦其一人なる普魯西の國家及び人民以外にあらず。其言語の何たるを問はず、苟も普魯西の一部を占めたる住民の名に依り、諸君は常に公言する所あらんも、予は更に進みて、其権利の有無を争はんと欲す。諸君が爰に口實的に選舉人の名を以て揚言せらるゝ所は、實際選舉人等の同意せざる所にして、こは予が既に一層根本的に諸君に指示せし所、予は唯爰に之を回想し置かんと欲す。諸君の國人は普魯西他部の住民と同様なる勇氣、同様なる熱心を以て、吾人を爰に統一せしめし事物を得んが爲めに盡瘁し、且つシユレシエン及び他の諸州と同く、普國開化の幸福に對して感謝せり。抑も普國中に於ける各州分立の動議は、提出され得べ

波蘭討論と
比西馬克

きものか、予は既に十回に及ぶも、猶此権利の有無を争ふべし。予は又諸君をして記憶せしむるに諸君が默許の實例は、其言論よりも予輩に教ゆること遙に多きを以てす。波蘭國民が曩に自主の狀態を享有せし時に當り、如何に其の兵器を以て征服せし地を處置せしかと。是に於て、比西馬克は此輩をして回想せしむるに、千七百二十四年十二月七日のトロン血泉を以てせり。此時に當り波蘭の主權者は殺氣紛々たる文書を發して、國民的分立の處理に於ける決心を獨逸人に証明しぬ。吾人は此歴史的記憶よりして、或は一箇の實例、若くは感動を得んとせり、諸君何ぞ之を恐れざるか。連合諸政府殊に普魯西王國に於ける諸君の政府は、法律の保護及び開化の福祉を其感恩者と忘恩者とに普及し、汲々として已む可らず。而して感恩者は幸に多數を占めり、爾り、諸君の間に於いても。

代議士フオン・ニーゴレウスキに次ぎ、比西馬克は更に確固なる波蘭案の拒絶を試みたり。

「爰に一人民として振舞はるゝ廿許りの代議士諸君も、實際より云へば、決して人民にあらず、又人民を代表せる者にあらざるなり。諸君は其背後に一國民をも擁せず。擁せる所は、唯誤解のみ、認見のみ、諸君か波蘭國民より此帝國議會に選出せられ、波蘭の國家主義を代表すてふ考慮を有する如きも、蓋し其一たるべし……諸君の選出せられしは、加特力寺院の利害を代表せんが爲めなり。一旦此の利害問題の現はれなば、諸君各之に努力せよ、然らば諸君は選舉人に對する責任を果すものなり。諸君の名譽を以て選舉せられしは、全く之が爲めにして、又之に對して皆全權を享有せり。然れども波蘭人民又は波蘭か國家主權代表の爲めに、諸君は遂に命令を受けしことなく、又斯る命令を諸君に賦與せし者もあるなけん。殊にポーゼン、西普魯西人民の如きは、全く此の舉に出しとなからん。前辯士の論せらるゝが如き波蘭統治の善不善は、諸君の辯せる認説に關係なし。公平を問はず、偏頗を云はず、如何なる場合に於ても、予の正當に諸君

に保証し得る所は、波蘭は根本的に不良なりき、是を以て遂に恢復せんと云ふに在り。」

四月十四日帝國憲法は帝國議會に於て七票に對する全票を以て通過し、四月廿日遂に發表せられたり。

四月十九日進歩黨は帝國議員の日當に關する動議を提出せしが、之に對し保守黨よりは國議院メーネンハウスの設立案を出せり。日當案は北獨逸帝國議會以來自ら一定の運命を有し、帝國議會にては承諾せられ、聯邦會議にては排棄せらるゝを常とせしかば、今日に及ん迄再三反覆せらるゝに至れり。日當案に就きては賛否論者の斷言中、未だ肯綮に中りしものなし。從來日當なしとの故を以て帝國議會候補者の欠乏するに至らず、又無給なりとの故を以て長く不適當の元素を帝國議院中に留め、或は慈善的に開會日子を短縮する等のことなく、且つ代議を以て活計となせる、彼の比西馬克が當時「職業兼官房的人民代議」の一種として指摘せし議員一派の成立を妨ぐるに足らず。然れども當時及び其の以

日當と國議院

前、比西馬克が此議案に對して述へし所、今日に至る迄、尙不磨の金言なり。曰く、凡そ人は切迫せる必要あるにあらざれば、後年再ひ完璧となし難き憲法の變更を求む可らず」と。而して一種の上院建設に於ける保守黨の提議は、比西馬克の真正なる政治家的演説に攻撃せられ、永久墳墓の中に埋没せり。

「甚だ遺憾なり」と雖も、上院に關しては、予が政治上の經驗に徴し、先づ斯く斷言せざる可らず。曰く、普通選舉權の極端擴張に伴ひ生ずる危険に對して、權衡を得、保護を得んと欲するの目的は、斯る議院に依りて達せられ難しと……選舉に依りて新に承認せられ、全人民の一代表を以て任せる議院にして反對に出でたる時には、予は更に重き權衡を用ゆべし。聯邦會議即ち是なり。聯邦會議に於ける投票に對しては、聯邦の一員なる一の國家體に對すると同様の尊敬を以てすべし。此意味は不知不識、吾人の腦裡に注入せり。箇々なる二十五人の一票に對しては、諸君は彼聯邦會議が幸にも享有せる如

き尊敬を以て之に與ふるとなからん。然れども茲に自由議院制を享有せる二十五邦國の公然たる投票ありとせよ、然らば其單一の投票も、其代表する所は、往時一國民と稱せられし一國體なり、今は單一住民と謂はんのみ、左れば是等に對しては、諸君の注意前者と異らざる可らず、諸君之を敬重せよ、人民亦之を敬重せん。左れば予の判斷を以てすれば、好都合なる此獨逸帝國の上院國議院、第一院が肝要の度を狹縮し、多少附屬的と爲れる如き改新を來せしは、自ら憲法上必需なる變更なるべし。諸君聯邦會議を囑々する勿れ、吾人は方に此形体中に吾人の將來に對する一種の保護、獨逸の將來に對する一大擔保あるを認むと。

此時に當り佛蘭西に於ける諸事情は、漸く暗愴悽愴に赴き、ブルユツセルに於ける決定的平和條約訂盟の如き、其進行甚だ遲緩なりしに由り、若しチェア政府にして其約束を履行すること能はざるが如きに至らば、止むなく獨逸は武力に訴へ、癡にウエルセイユ豫定條約に依りて

千八百七十一年に於ける佛國の事情

讓與せしめし件々を収めんか爲め、一億二千萬の軍事公債増加の必要を來せしに至れり。今や巴里は革命忘國的社會民權黨なる平民黨の手に落ち、正當なる佛蘭西政府に反し、宛然一揆の觀を爲せしと雖、佛國は首府を鎮壓するの手段たる常備戰團力を有せず。初め獨逸は此内亂の爲めに悶争する佛蘭西の二權力に對し、斷然局外中立を守りしも、此態度一度動きしより、事物はチエアの率ゆるヅエルセイユ政府保持の方向に進めり。是より先き獨逸が隊を爲して佛蘭西へ歸國するを許せし同國囚虜、即ち佛國が戰時使役したりし軍隊は、平和條約確定まで、ロア河の背後に固着(Intermieren)すべしてふ約定なりしに、今や獨逸は之を解除し、豫定條約の許す所に従ひ、數多の兵士の巴里進軍を諾せり。佛蘭西政府應援に就き、尙一層の盡力を爲すは、恰も當時皇帝の初めて發布せられし外國事件に對する不干渉主義を犯すを以て遂に之を果す能はざりき。是を以て四月一日、比西馬克は、下の如く注意する所あり、曰く、吾人に敵する各部分を擧げて、予は必しも之を一致せしむ

と言はず、然れども亦互に相近邇するに至らしめんと。佛蘭西が三四月の交、巴里一揆に對し、戰時に使用せし十萬の軍隊を進行せしむるを得しは、一に此獨逸の近邇的舉動に基けるものなり。而して巴里平民黨が其黨報に由り傳播したりしウエルセイユ政府に甚だ不利益なる虛妄、即ち獨逸軍の巴里進行が平民黨に友愛的舉動を約せりとの報知は、サクセンの將フアンブリツエの公認(Recification)を以てヅエルセイユ官報上、事實無根の取消となりぬ。

獨逸國がブルユッセル平和條約談判の即刻抄取るべきを豫定せしは、誠に當然なりし所と雖、事は全く反對に出で、ガリア(佛蘭西の古名)鶏の肉冠又た突然著しく膨脹したるが如し。比西馬克の機關、北獨逸普通新聞は五月四日其主要なる一項中に、ブルユッセルに於ける平和談判の困難を更に精確に報道せり。獨逸がヅエルセイユ豫定條約に従ひ、五十億佛朗克の償金支拂は、七十一年七月二日に始め、三月毎に等額正金を納め、七十四年三月二日に皆済すべしとの議を出すや、ブルユッセルに於

平和談判

ける佛蘭西の諸士は、償却せずして可なれば償却せざるべきも是非とも支拂はざる可らずとならば、其の一部を欺き了せんと志せるが如き反對動議を以て答へしを聞き、驚愕憤怒共に一方ならざりき。佛國の談判委員は、獨逸の要求する支拂に充つべき正貨は世界中に求むべからず等、架空なる主張を論據とし、露骨にも、渠等は三年間に幾億を拂ひ、自余の戦債金は、佛國の利息券紙幣を以て獨逸人民中に支拂はんと發議し、且つ獨兵の佛土占領は七十一年七月一日に終るべしと云ふに至れり。左れば之に關して、北獨逸普通新聞の計算せしか如く、佛の戦債金は價格相場及び總有利券下落の場合に於て三億乃至三億半を消失すべし。吾人は只佛蘭西國民議會か此條約に背きて支拂を減少せんとするが如き舉に賛成するや否や、吾人は唯之れを待つべきのみと。而して、本項を結論して曰く、吾人は獨逸軍隊の占領せる佛國の領地中に於て豫定條約及吾儕が利害の爲め本事件に就き恰好なる結果を得べき十分なる擔保を有するを以て、唯自若として今後の成行を見るを

得ん。帝國の位置維持上必要あらば武力を用ても正當なる獨逸の要求を貫徹し、又比西馬克が既に四月一日に陳べしが如く、遺憾ながら吾人が從來依りて以て處理し來りし決心を以て戦争の結果を演ずべき帝國の位置を維持せん爲め、壹億二千萬佛朗克の軍事公債案提出せられ、四月廿四日六票に對する全數にて承諾せらるゝに至りたり。然れども事態未だ此の如く切迫せず。何者、比西馬克は佛蘭西政府をして信せしむるに、猶鎮壓し能はざる巴里平民黨との戦闘に就き、政府か需要上、一層の注意を施し得んには、至急決定的平和訂結を賭するの他なきを以てしたればなり。此事件は遂に佛蘭西の提議と比西馬克の承諾とに由り、平和談判をブルユツセルよりフランクフルト、アム、マインに移し、ジュール、ファール及び比西馬克をして、之を落着せしむべきこととなりしも、豫想の如く、急速に其結了を見るに至らず、是を以て比西馬克は佛國向後の抵抗及び慢心を打破せんが爲め、五月七日ジュール、ファールに向け一の牒書を遣れり。其中に曰く、

千八百七十
一年五月十
日フランク
フルトの平
和條約

「巴里」は、其位置を替へしより、曩きに吾人の推測し難からずと信せし將來を擧げて、之を疑問に附するに至れり……向後佛蘭西が豫定條約に假すに、更に重大なる力を以てし、佛國の安全を妨遏すべき各種の破壊に對し、將來吾人に與ふるに吾人を保護する擔保を以てするにあらざれば、吾人は豫定條約の箇條と衝突する如き事情に對して、荏苒受働的態度を守ること能はず。若し佛國政府にして此擔保を確證せざらんか、獨逸國は先づ當時巴里にて執政中の不正なる事物に對し、自ら處置し、佛國政府として其軍隊をロア南岸に控へしむべき條件に就き、嚴密なる實行を主張し得るの權利を維持すべし」と。

這般正當なる威嚇は、忽ち其の功を奏せり。已に五月十日午後二時電報は世界に報して曰く、刻下フランクフルトのウアイセン、シユワインに於て、獨逸佛蘭西間の平和本條約は遂に調印せられたりと。

五月十二日比西馬克がフランクフルトより還りし時は、恰も帝國議

會か後に記載すべき獨逸逮捕義務條例の三讀會を開きし折なりしが、公を見るや、否や全院悉く承認及び感謝を表して席を起ち、自ら其基礎を作りし建物を、今や更に佛國との平和を以て鞏固ならしめし偉人を、歡喜の絶叫を以て祝したり。公は先づ語を發してフランクフルト平和條約の結果を報じ、次ぎに佛國をして平和本條約を訂結せしめざる時は必ず獨逸に諸困難の増長すべきを説明せり。事若し茲に當らば、平民黨と協議するか、若くは武力を以て巴里を取り、以て曖昧なる事物に一段落を附せざる可らざりしなり。公又説くに、主として満足なる決定的の訂結は、戰償金正金支拂の期限短縮及び保證により、佛國の商業諸關係の整理により、境界問題の規定及びエルザスロートリンドンに於ける佛國鐵道の購求により、能く到達し得べきを以てせり。然して議院の壯烈なる喝采中、公は徐に論結して曰く、

「吾人は土地讓與に由りて、吾境界を安せり。而して吾人は總て仁道の許すべき限り、吾が戰償金を保全せり。予は自ら安んじ、次ぎの希

望を以て此の報告を結ばん、曰く、此平和は永久にして至幸なれ、再三の攻撃に備へんが爲め吾が確め得たりし擔保は、永く再び之を要することなからんと。

既に四月一日、比西馬克は聯邦會議に提出するに、エルザス、ロートリンゲンと永久獨逸帝國に合併せる法案を以てせり。然れども獨逸帝國憲法は、此地方に於ては、三年間の立法期限後、即ち千八百七十四年正月一日より有効なるものとす、唯其一部は帝國議會の協賛を須ひず、聯邦會議の承諾及び勅裁を経て、皇帝の認定に依り施行せらるべきものなり。エルザス、ロートリンゲンに於ける立法權は、帝國の聯邦に於ては帝國立法に従はざる事件に至るまで皆帝國に屬し、聯邦會議の許諾を経て皇帝が帝國憲法を履行する迄、帝國議會の協力を須ひずして施行せらるべき事項の一たるべし。

是を以て、數月來獨逸に於ける全人心を振動せしめし疑問、即ち如何なる國權的關係を以てエルザス、ロートリンゲンが再び獨逸帝國に併

第一帝國議會
會々議及び
帝國立法

帝國領エル
ザス、ロ
ートリン
ゲン

合すべきかの問題は、直接帝國領の意義に由り、決定せられたり。此の如き比西馬克の聯邦會議に於ける提議は、所謂異論の少數を満足せしめしのみにて、其大多數はトライチケの如き著名の人士を始め、寧ろ新領地の普魯西合併を悦びたり。之に對して、パーテンとの合併、若くは全くバイエルン、バーデン二國間の分割を主張する者なきにあらざりしも、此等異境の人士は、悲愴なる歌謠を作り、將來エルザス、ロートリンゲンなる一中立州の創設を冀ひ、エルザスの住民も、南獨多數列國の爲めに出でし這般愚昧なる分地動議に對し、斷然反對の聲を揚げぬ。左れば、四月の中旬、上エルザスの有識人士、ホルマーに會合し、四月十六日下エルザスの貴族百五十人、ストラスブルグに集會し、目下進行中なる帝國議會の會議をして其國土の冀望に注意せしめたり。此冀望は固より其當を得しものなれば、爾後悉く獨逸政府の許す所と爲れり。此會議は佛語を使用し、其筋の監督を経ることなく、全く公示せられしより、大に住民の謹心を得たり。四月廿日、聯邦會議は普魯西の計畫に關し、報告

をなし、普魯西が此帝國地を合併するは、獨逸帝國憲法以外なる、間接なる帝國地の創建より生すべき、至難複雑なる國權的諸情況を解釋すべき最簡の方法なる旨を明白に了解せしめたり。即ち聯邦議會の報知に曰く、エルザス、ロートリンゲンの普魯西王國合併に反對する一貫兼持續的根原の有無は、普魯西政府自身の付度に委すべし。今唯斯る解釋に少くも抵抗の起らざるべきを確定すれば足れり。眞理上、普魯西をして此の帝國領合併を始めしむべき誘因は、又他の原因より來り得へし。即ち帝國領の創設は、漸次帝國憲法の主義と聯邦議會とを動搖し、遂にフインヘーテスカー一、致國の姿をなすべきてふ懸念是なり。帝國立法及び帝國行政は多少如斯き結果に至るやの嫌ありしが、比西馬克及び維廉皇帝は、如今以來、其言行に由て、此種の疑念の萌芽せんとするを防ぎ、殊に比西馬克は帝國議會に臨み、獨逸聯邦中に復歸せし土地に就き、其既定せる然も聯邦議會にて承諾せられし處分の必要、並に實に直接、帝國領とするの必要に關し、丁寧反覆、明亮に之を公言し、五月二日に至り、獨逸

國に直接復歸せしむるの必要を論せり。吾人は此有名なる演說中、唯次きの一節を叙すべし。

一年間、或は精密に曰へば十ヶ月前に溯りて考ふれば、吾人は獨逸國が平和の嗜好を以て一致したりと云ふを得べし。然れども一旦戰機の必迫するや、向後同様の戰爭を反覆する恐を減少し得べく、若し尙戰の開けし場合には、防備を軽減し得べき爲め、擔保を冀ふに一致せり。三百年以來、一世と雖も戎軒を事とせるを迫られざるることなかりしは、各人皆記憶する所なるべし。防禦を堅固にすべくんば、反て吾西疆に對して一層善良なる保護を與ふべきなり。されば各人は亦十分熱心を以て之を斷行せんを思ひ、其後昆に遺すに一層保險せられし未來を以てせんことを決したりと。是に於て比西馬克はクリミア戰爭の際、自己の利害に關係なきも、獨逸の西強英佛に黨すべきを迫られしとき、故ウ、ウルナムベルグ王維廉の答へたりし語を引きて曰く、公等獨逸にストラスブルクを與へよ、然らば吾人は各事

件に對して一致せん。然れどもストラスブルクが尙常に武装せる強國の侵襲門たる以上は、予は、獨逸聯邦の軍來援するに先ち、異國の兵、吾境内に汎濫せんことを恐る。ストラスブルクの獨逸有たらざる間は、獨逸統一を形成し、狐疑なき獨逸國民的政策を遂行するに、常に獨逸國の障礙たらん……比西馬克語を續けて曰く、既に知らるゝ如く、予も千八百六十六年八月六日、佛國の使者、予か側に來り、マインツを讓與するか、然らずんば即刻宣戰を望むべきかの簡短なる最終談判書を致すを見たり。予は生來答辭に遲疑するものにあらず、乃ち答へて曰く、諾、唯戰あるのみと。使者此語を齎らして、巴里に還る。巴里亦自ら惟ふ所あり、乃ち予に告ぐるに、彼の訓示たるや、皇帝奈翁不豫の時、洩らす發せられしものなりしを以てすと……。比西馬克尙曰く、擔保は土地的性質のものならざる可らず。獨逸國單に諸強國の保證若くはストラスブルク、メッツ城塞を以て満足すべきにあらず。何となれば此突出せる衛戍ストラスブルクは、佛國軍隊

の進發點として終始ミュンヘン、及びスツットガートに密邇すればなり。是を以て更に之を後方に移轉せしむべきのみ。而してメッツ城塞は極めて迅速に回復せらるべきなり。他の一法は(エルザス、ロートリンゲン)の住民も應諾せる此地に白耳義、瑞西の如き中立國を建つるに在り。然らば北海より瑞西アルペンに至る一帯、中立國の恢復となり、條約及び中立に注意するに慣れたる吾人は、又陸上佛國を攻撃すると能はざるに至らん……。而して佛國は吾人に對して一箇の防禦衣帶を得べきも、吾人は我艦隊の佛國艦隊に匹敵する能はざる限り、海表亦防禦なしと云ふべし。然れども、此根原は本第二段に属せるものとす。第一の根源たるべきは局外中立にして、其住民不偏中立の位置を維持せんと決心せるとき、初めて効あるとなり。爾後新獨佛戰爭起るの際、エルザス、ロートリンゲンの住民は、必再び佛蘭西國に加擔せん。左れば局外中立なるものは、吾人に有害にして、佛國に要用なる幻影ならん。

此談論より更に顯著なるは、同演説中に於ける此新帝國領將來の光景及び後來據て統治すべき主義の指示なりとす。今や比西馬克は語るに事件の結果に關し、其の適從する所に任して事物を處理すべきを以てし、且つ曰く、此の形勢は終に如何に成行すべきや、聯邦諸政府の爲すが如く、此事件に關して判定を下すは、猶暫時控ゆべきものなり。然れども公は同時に、唯帝國の利益と共に新帝國領の住民を利益に導く準繩を擧げて巧みに之を發達せしめり。此の規矩たる、曩にマントイフエル政治時代より今に至る迄偏倚する所ありしも、一定して維持せられ、比西馬克の當時論及したりし目的に向ひ進みしものなり。

公曰く、此の住民が佛國より離るゝを嫌惡するの情あるは、全く事實なり、而して吾人が忍耐を以て之に打勝つべきの義務あるも亦等しく事實なり、想ふに吾人は之に對して幾多の手段を有せり。吾人は佛の政治家に比すれば、總体上一層親切(時としては多少未熟なれど永き間にては然り)仁慈なる政治を布き得る習慣なり…… 加之吾

人は佛國の制度慣例の爲し能ひしよりは、更に高度の共和個人的自由を住民に許し得べき位置に在り。予は又信す、吾人は自治の範圍に於てエルザスの住民に一の高尙自由なる運動場を許し得べしと。此運動場たる、其の發端より漸次擴張せられ、遂に各人各狹少團體も一般集合國家体の秩序か許すべき或度の自由を享有すべしとの理想を得んと力むるに至るものなり。此故に予は信す、吾人は獨逸流の忍耐と獨逸流の懇切に因り、人の豫想せるよりも恐くは短日月の裡に、彼の國人を心服せしむるを得んと。急激に目的に達せんことを恃む勿れ。然れども吾人遂に吾人の志せる目的に到着するの時あるを疑ふ勿れ……。而して吾より善良なる意志を發表せんか、此國民も亦諸君に對して、獨逸流の忍耐と、萬物殊に此新國民に對する獨逸流の愛慕を以て、正當なる目的を發見し、又遂に之に到達せんが爲り、共に同一轍に出でん。

比西馬克は五月二日帝國議會に於ける本案第一讀會の際、前陳の意

見を述べしが、五月廿五日の三讀會にては、フランクフルト平和條約訂結の爲め不在なりき。左れば、五月廿五日公の語りし如く、爰公開帝國議會に於けるよりも、更に信憑すべき方法に由りて陳述するの必要を有せるを以て、公は帝國議會委員評議に與る能はざりき。委員會は本案に對して實体的の二變更を爲せり、即ちエルザス・ロートリンゲンに於ける「獨裁官」及び無憲法の時代を、一年間、即七十三年正月一日まで短縮せり。假令五月廿五日比西馬克が諸君よ、一年半間にては衆惡あるも甚だ衆善を作らず」と公言せしに係はらず、此決議を墨守せり、此演説後、ホーエンローへ公の發議に由り、議案の決議、再び委員會に送附せられたり。比西馬克は此點に於て讓歩せり、是れ、期限の千八百七十四年、若くは他なるとに就き、未だ切迫せる原因生ぜざればなり、予は信ず、同時に吾人政府は此獨逸家族の末子を遇するに、帝國議會の多數に比して、更に親切愛撫を以てせん事を。千八百七十三年後なると、七十四年後なるとに關せず、此懸念の正當なるや否やは、自ら知るべきなり。

帝國議會は委員會の決議を賛成し、聯邦議會亦之に同せしかば、エルザス・ロートリンゲンに於ける「獨裁官」の年限は七十三年正月一日に短縮せられたり。政府案の第二變更は、帝國議會の第二讀會にてラスカール・スタウヘンベルグの修正を可決したり。是れ、エルザス・ロートリンゲンに公債若くは擔保を負擔せしむる各法案は、帝國議會の協賛を要すべきを冀望せしものなり。帝國宰相が、此の「決心」及び帝國議會の協賛に對し、個人的心痛を以て之を望みしとは、又淵源なきにあらず、公はフランクフルト平和談判の際、百方苦慮、此新帝國地を、全く債務なしとして帝國に加へたりし、個人的功勞を主張し得べし。予は凡て此等の物件を懷にして歸郷し、而してエルザスの利害上、此につき承諾を得べきを信じたりき、然るに、予に來れる公言に曰く、吾人は卿に此宰相を遣る、然ども假すに金を以てせず、是れ吾人は善良なる關係を以て渠に對せざればなり」と。予は彼國に向ひ、輕率なる負債の商議者の如くに差遣せられし者、斯る信用なき公言の下に、予に委托せられし位置を取る

は、頗る予か一己の抱負を害するものなりと。公の此發議に原けるホーエンローへの勳議に由り、本議は委員會に差し戻され、爰に帝國議會の協賛は帝國の負擔を來すが如き帝國領の公債にのみに對し、必要なるべしとの決議となり、比西馬克公も此案に同意の旨を公言せり。既に五月廿五日、公は此の同意の原因を説明して曰く、「エルサス、ロートリッゲンは、之を例せば、自ら獨逸家族中に成長し、自身の運命に協力し得るに至るまで、直接帝國領となるべきなり」と。

比西馬克曰く、エルザス、ロートリッゲンが普魯西に加入せらるべきか、又は直接帝國領なるべきやの問題は、今や愈々來れり。予は初めより決して後者たるを疑はず。是れ第一王室問題を吾政治問題に混同するの不幸なきにあらざるのみならず、又エルザス人が「普魯西」の名よりも「獨逸」なる名に親しみ易きが如きを以てなり。エルザス人は二百年の久き、佛蘭西の附屬となりしも、尙ほ一片獨逸の分立主義を保存せり、而して此主義こそ吾人が基礎を作らんと欲する根柢

なれ。此分立主義を強大にせんことは、假令北獨逸に於て同様なる方法に由り、吾人の前に出現せし現象と衝突するも、今や吾人の職務なり。エルサスの住民が自らエルザス人と目するの深きに隨ひ、佛蘭西主義を捨つること容易なり。予は予に許さるゝ限りは、新國体加りにし此儕の辯護者を以て自から任じ、遂に之れを度外視するに忍びず。

此法律の第一及び最終讀會間に起りし事件は、單にフランクフルト平和談判の嚴重なる執行に止まらず、同時に佛國に於ける平民黨の惡漢に對する殘酷なる處分なりとす。當時佛蘭西を戰慄せしめし勳悻は、獨逸帝國議會の平和なる商議、並に比西馬克の演説にも鼓動を及ぼせり。ヘーベルは帝國領地の情況に就き、無知なる言を吐き、其立證に據れば、彼地國民の大部分中に生息する革命共和的の傾向は、吾人をして全王國的歐洲の連鎖を龜裂せしめ得べき概子たらんと曰へり。五月廿一日に至り、佛國政府の軍隊はサン、クルー門より叛逆せる市中に突

ヘーベル

貫し、廿三日には新軍隊モントルーシ門より首府の中心に向ひ、市街戦争を作したり。ベール氏の朋友なる放火隊は、王宮市會議事堂、警視廳、數多の僧坊、停車場、寺院、諸官衙、劇場、博物館、倉廩を火し、無辜なる夥多の人質及び囚虜を殺戮せり。是に於て獨逸人民の民長は、帝國議會の演壇より公言して曰く、

全歐洲の勞働社會及び自由獨立の念を胸裡に懐ける者は、皆眼を巴里に注げ。予は諸君に注意す、巴里か瞬間に鎮壓せらるゝあるも、巴里の戦争は前衛の一小格闘に過ぎざるを、想ふに、數十年に至らずして、巴里勞働者の戦聲、宮殿と戦争、茅屋と平和、而して貧窮怠惰には死亡なる語は、遂に全歐洲勞働社會の戦聲となるべし。

辯士の此舉に出でし所以は、二日以前、同黨代議士の決議にて、巴里の平民に同情を表し、壓制首府に對する勞働の戦争として此事件を指せしものあるに由りしと雖、帝國議會は、此野蠻なる演説を送るに、唯叱咤と諧謔とを以てし、進みて其夥多の議事に移れり。五月十七日帝國宰

戦債金

相は、佛蘭西より得たる戦債金の始末につき、議案を聯邦議會に提出せり。此議案は聯邦議會の周密なる自主的準備を要すべきものなりしも、帝國議會は廿三日を以て、ブンゼンの發議(各黨派中の百四十一代議士に賛成せられし)を、舊保守黨に對する全票にて議決せり。こは佛蘭西の數億金中より貯蓄を爲し、以て佛國戦争より凱旋せし豫備後備兵の常職に復歸する爲め、所要の補助を速に公債若くは一時賜金にて下附せんとするに在り。是より先き、既に帝國議會は士官の爲めに手當(慰勞金)を議決せしか、之を軍隊に支給するは極めて至當の如くなりしも、デルブルックは猶五月廿三日に之を實行し難きものと公言せり。然れども此決議の結果として、六月十日、一の法案を提出し、四百萬タールを此目的に供し、又同額を功績ある軍隊指揮者の爲めに贈與すべきの勅命に委せり。帝國議會は六月十四日之を評議し、二法案を可決し、附するに委員會より提出せられし賞與條令附則を以てせり、即ち國民的成功に顯著なる成績を致せし者にも贈與すべしとの案にして、帝國

宰相にも特殊の榮譽を擬せられたり。

是より先き、帝國議會は政府が從來我國境上の隣人、即ち如今獨逸に復歸せし地方の爲めに、戰時獨逸航海の被りし損害賠償として、又獨逸の同胞が佛國退去に依りて來せし損害補助として、要求したりし金額を承諾したり。六月十一日帝國議會は陸軍年給條例を協賛せり、

然れども亦監護義務法の輸入及び可決により、政府及び代議會は社會的法律制定の範圍上に、第一步を着けたり。此法は鉄道の過失、殖産工業上の負傷者、又は死者の遺族に、一の賠償を約せるものにして、此法律の第一運動は、千八百六十九年ライプツヒの國民自由協會より始まりしものなり。ブルム博士は千八百六十九年の帝國議會にて之に關する綿密なる記録を作り、帝國宰相に向けたる請願の証明をなせり。今帝國議會に於ける政府の本法案は、多年仁慈たる一法律となりしも、爾後工業上の負傷に於ける僱主の責任に關し、有限監護義務及び証據負擔、冗費並に時間浪費の訴訟等、幾多の欠點は、殊に此法案の名譽ある

陸軍年給條例
と監護義務法

形而上の發議者たる代議士、ビーデルマン博士に發見せられ、帝國議會の議題に上りしが、之を排棄せんと試みしものありしも其効なかりき。此際多數は更に表面上急進に失せる態度に由り、未到の範圍に向ひ行けり。

爾後議事着々歩を進め、六月十五日に至り、皇帝は優渥なる勅語中、殊に祖國の感謝なる辭を代議士に下し、茲に帝國議會閉院の式を擧げ給へり。

第四章 帝國の前進(千八百七十一年)

宗教戰爭の起原

幾多の顯著なる決議及び法律は、前後殆んど三ヶ月を費やしたり。新帝國は鞏固なる基礎上に建設せられ、外方に對しては平和を得、西隣の襲撃に對しては安全なる疆界を得たり。而して内部の仇敵は、其口

實とせる各争點に關し、壓倒すべき大多數と對峙するありと雖も、主要なる決議法律に於ては、人々狗滿場一致を得んと欲せり。

非帝國諸黨は猛甚なる打撃を受けたるを自覺し、蒙昧なる社會民權黨が其本機關に於て平民黨及び其不徳と一致したりしを公言し、隨て各獨逸良民の眼中更に嫌惡、輕侮すべきものとなりしに當り、中央黨は從來自己に欠如たりし綱領を思考するに至れり。即ちウイントホルストの保證に曰く、吾人は決して門閥的にあらず、換言すれば吾黨に在りては各人其欲する所に從ふを得と、然れども遂に一人の此を信する者あざりき。左れば、五月九日神聖なるコエルンに於ける樞密司法顧問フオンアンモン、市委員クフツセン、カツペルマンの招集せし人民大集會に述べしカツペルマンの結句は、割るゝが如き喝采を以て祝せられたり、曰く、如何なる條件の下に立ちても、此内部の非帝國派、越山黨に對しては、常に一致して之に反對せんと。帝國議會閉會の際、中央黨は、從來羅馬旗幟下の基督黨に對して、不親切ならざりし、十字新聞か、筆

鋒を更て、半官的宣戰を加特力黨派に向けしを憂慮せり。然り、中央黨は更に一層大なる憂慮を懷けり、是れ當時諸新聞紙が帝國代議士フランクエンベルグに宛たる比西馬克の書簡を發表し、中に比公は、法王の右腕なる、カーヂナルアントネリが、加特力黨の帝國議會に出席するに不同意なる事實を、明指確定せん事を記述せしに由れり。マインツ僧正ケツテレルが此、カーヂナル秘書官の公言に加へんと欲せし批難は、四方の耶蘇會員中に同情的啖笑を得たるに過ぎず。

中央黨の綱領は此猛甚なる打撃に對抗せんには、有力なる行爲を取らざる可らず。然れども此綱領の伯林の「日耳曼」に現はるゝや、一人と雖も其所見を信するものなし。何者、加特力黨は、其共同なる事業に對して、唯無意義の章句を用ゆるのみなればなり、曰く、第一、帝國の根本的性質を一聯合國の性質として守るべし、第二、各人民階級の道徳並に物質的幸福は、其力に從ひ進歩せしむべし、第三、此外、黨議と異なる意見を各黨員の發表するを妨げず、此主義に從ひ結黨すること是なり。比

西馬克の機關「北獨逸普通新聞」は正當銳利なる論鋒を以て此綱領を翻弄せり。

「此黨派が特質となすべき一綱領を示すを得ずして、何故に他黨と全く徑庭ある新黨派を組織せしや、若し彼の發表したる綱領が、果して此黨派の全綱領ならんには、多きに過ぎたり。之に反して此綱領は斯黨特有の希望を悉さざらんか、吾人は其草案中に費消せし時間を惜むのみ。」

然れども國仇維持に對する此等薄弱なる試験は、風潮高きの日には於ては、遂に齒牙にだも懸けられず。何となれば此時に當り、獨逸の勇氣及び獨逸の抱負を動かせる一大事件、他方に迫り來りたればなり。佛蘭西より歸國せる戰勝の勇士は、六月十六日伯林に、六月十一日獨逸元帥ラウエンフェルトに陞りし有名なる將軍ザクセンの王太子アルベルトの東導にてツレスデンに、六月十六日獨逸皇太子の陪乘及び統率の下にミンヘンに、何れも凱旋せり。五月二十四日皇帝維廉は、ラウエンブルグ

ザクセンワ
ルト

に於ける候爵領の士民階級撤去と共に、私領ザクセンツアルト(百万タール)の價值を比西馬克に贈りて其功績を識認し、世襲私領となさしめたり。

今や新獨逸帝國は四隣と懇款を結べり。八月十一日及び十二日皇帝維廉は、埃國皇帝フランツ・ヨーゼフとイシユルに相會し、互に其胸襟を開けり。比西馬克はクールよりガスタインに至り、爰にポイスト伯と會合せり。フランツ・ヨーゼフ皇帝もガスタインに駐紮せる維廉帝を訪問し玉へり。左れば、或は客冬、互に交換したりし親密なる言辭を公然事實上に轉せんと欲せしも、獨りポイスト伯從來の閱歴たる、獨逸二國間の必要なる内部の結合を果すに便ならざるを以て、皇帝フランツ・ヨーゼフは十一月に至り、願に依りて伯を免し、代ふるに從來の匈牙利首相アンドラシー伯を以て、埃國帝國宰相とせり。同氏の埃國代議士に宛てたる回文には、下の如き政策を論じたり。曰く「此案たる、公然確定せる平和政策なり」と。

平和政策

(千八百七十一年十二月八日) 聖彼得堡に於ける聖ゲオルグ祭に當り、派遣せられし普魯西使節、フリードリヒ、カール親王の面前に、露西亞の歴山帝が維廉皇帝の幸福を祈られし祝詞は、最も善く吾人と露西亞との親密なる干繋を示すべし。曰く朕は吾人を結合する内部の親密が永く後代に持續せんことを顯著なる一時期より來りし吾人の武力上の同胞的親密と等しからんことを冀望す。朕は信ず、平和維持の擔保及び歐羅巴の正理的秩序は蓋し這裡に在るを。

幾もなく佛國との交情も亦漸く濃かなるに至れり。平和なる舊來の外交恢復せられ、アルニム伯は巴里の大使として信任せられ、佛國大藏大臣ブーエー、ケルヂエーは伯林に來り、佛蘭西償金の急速なる償却、獨逸軍隊の急速なる佛領撤去に關し、有効なる商議をなせり。然れども佛人の獨人に對する燃ゆるが如き惡感情は、無恥なる方法に依りて現はれ、佛蘭西に屯營せる無辜なる獨兵の殺戮となり、佛蘭西陪審官の加害者無罪放免となるや、比西馬克は獨兵の爲め此の罪惡に備へんと

欲し、佛國占領地駐在の各獨兵に戒嚴令を施行し、將來獨人に對する佛蘭西の犯罪、主唱者にして獨逸に引き渡されざる時は、佛人の質を囚へ、之を拘し去らんと威嚇せり。佛蘭西の主長チエアは、尊敬すべき方法並に此、悚然たる罪惡に對する嚴重なる處置に由り、獨逸の詰難の正當なるを覺知し、再び集會せし國民議會に嚴肅なる公報を送りて曰く、吾人は國民及び吾人の名を以て國民に誓ふ。不幸なる事件の餘響に就きては、吾人唯當に之を忍ぶべきのみ、災禍を縮少せざるのみならず、却て更に佛國の安全及び威嚴を毀損するが如き無謀の行爲に依り、之を増す可らざるなりと。

エルサス、ロートリンゲンに於る施設を考るに、獨逸帝國は此、獨逸家族の最新なる一員を獨逸團體中に復さん爲め、其平和事業に着手したり。帝國議會はエルザス貴族の冀望に従ひ、既に五月廿四日ストラスブルクに一大學設立を可決し、八月四日帝國宰相の許可を経、議長フオン、キエールウエツテル、カ羅馬宗教に阿諛して宗教的に變更せしも、從

帝國領エル
サスロート
リンゲン

來此帝國領に成立せし非宗教的學校管理殊に非宗教的師範學校を回復せり。同時に當帝國領の總宗教及び教育管理は擧げて此地の獨逸知事に委ねしも、知事は其事務上、直接に帝國宰相よりの訓示を受くべきものたり。爾後二日にしてストラスブルク一般後選舉ありしが、選舉人の活潑なる助力に由り、越山黨に對する自由黨の大勝利となれり。當年尙は獨逸兵役の徵發免除せられしことは、大に此地方住民の歡心を得たり。遂に九月七日極めて適任なる、温和剛毅の總督オスカル・フォン・モエルレル。督オスカル・フォン・モエルレルは帝國領從來の鎮守將軍グテラック・フォン・モエルレルビスマルク、ポレン伯に代り、鎮守將軍並に從來の民事委員の職を執れり。

獨逸各州

獨逸各州に於ても帝國思想既に大に發達し、頗る良好の効果を來せり。當時ヘッセンの主相は、越山分立黨のゲルウイクなりしが、曾て「グレンツポーター」新聞に記載せし一事項は、爲めに人をして彼の秘密なる歩武が、ウエルセイユ及び本國に暴露するに至りし猛獅の爪牙なるを悟らしめり。該紙は、新獨逸帝國に於ける一大臣の有すべき性質は、猫兒

の高處より墜つるも猶健全に直立し得る如きもの、外なるべしと感嚇せしが、爾後四月九日伯は遂に掛冠せり。ゲルウイクの後を襲ひしフォン、ベヒトホルドは、國民的關係上、ゲルウイクと全く異りし、諸性質を有したりしも、猶其執職中は名譽あり、獨逸心あるホーフマン内閣の爲めに短期なる過渡の位置を調へしに過ぎざりき。バイエルンに於ても、主相フライ伯は加特力の蠶食に對する極めて優柔不斷なりしを以て退くに至り、中立黨の一代議士之に代はれり、是れ即ち當時各寺院的優勢に對して有力なる仇敵なりしヘーゲンベルグ、ツグス其人なり。幾もなく、司法大臣としてバイエルンの進歩黨員、即ち國民的自由思想家フォイスト博士之に次げり。又バイエルンは、此年末自ら進みて公使を倫敦、パリ、ブルセル、カールスルーヘ、ゲルムスタットより撤去せり。ザクセンに於ても宗教部に於ける大臣の更迭あり。分立反動的の大臣フォン、ファルケンスタイン氏に代るに、獨逸心躍然、着眼高遠に忍耐更に強大なる博學敏腕家の教授フォン、ゲルヘル氏起てり。

當地に於ても亦九月撰擧に依り、自由黨國民自由黨及び進歩黨は、十年來始めて第二院の多數を占め、其派より議長を出し、爾來長く彼の駭々たる前進的時代の改革案に對して一致せり。ザクセン政府も亦勅語並に七十二年以來佛露伊及びウアイマルよりの其公使撤去により、獨逸思想を發表しぬ。誠實なるバーデンは、既に七月の初め、其一切の軍事を擧げて普魯西に委ね、其外國事務の大任職を全廢し、十二月末に至り、陸軍省の廢止を行へり。

左れば多望なる秋季帝國議會の根底は、好況を以て迎へられ、十一月十六日、帝國議會開院式の勅語は、今や實體上事務的となれり。即ち先づ帝國豫算の整理を實體的問題なりと宣言し、進んで佛國の償金中より北獨逸聯邦軍事公債を還附するの件、及び既述の佛蘭西との新約定に就き、同意の旨を述べたり。此約定に據れば佛國の諸縣は千八百七十二年五月朔日を待たず、既に即刻、五十億金初回の支拂に對する確實なる擔保、及びエルザス、ロートリンゲンの貴重なる殖産工業の承認に由

秋季帝國議會

外交に關する勅語

り、皆な撤兵せらるるに至りぬ。勅語又ゴットハート道創設の爲め、二千萬ターレルの附加、並に獨逸軍隊の必要上、數年間の加養手當猶豫を求められ、貨幣法律亦發表せられたり。其外交政畧に關する要旨は左の如し。

朕の希望は、新獨逸帝國をして信憑すべき平和の貯藏所なりて、正当なる信用を増さしむるに在るのみ。此方針に就き、特に朕の歡迎すべき重大なる問題は、獨逸最近の隣人、即ち東海よりポーデン海に至るまで、直接に境界を交ゆる二帝國の統治者に對して、友誼を重ね、其干繁の親密なる、各國之を公認して又疑ふなからしむるに在り。是れ明に獨逸埃西利及び露西亞間に起りし三皇帝同盟を意味するものなり。

此等の提出議案は殆ど皆滿場一致の協賛を経たるを以て、吾人は爰に其一二を詳述すべし。

千八百七十年五月五日、獨逸關稅議會はルウドウキヒ・バムベルゲル

幣制改革

の提議に由り、獨逸貨幣の統一上貨幣改革を關稅同盟の諸政府に促すことを決議せり。當時佛蘭西の軍事償金は、獨逸帝國の爲め、期年にして正當なる冀望を滿たし、且つ其貨幣制の統一的新形成を實行すべき手段を假しぬ。千八百七十一年に至るまで、獨逸國に行ひし貨幣制凡そ七種あり、初め獨逸域内の大部にターレル制を行ひしが、グロシエンの小別(十二より十ベニツヒ)若くはターレルの區別を異にせり。第一はハンブルグ、ルエベックの相場にして、之に伴ひ卸賣の爲め、特別なるハンブルク銀行相場あり、純銀の「キログラム」は其五十九、五馬克に當るものなり。之に反してブレーメンにては、ターレルにて五ターレル余の價あるルイドル即ちビストールを鑄造せり。二は七十二グロートの小別あり、一グロートは更に五シユワレンの細別を有したり。

南獨逸一帯は州貨幣として六十クロイツェルの小別あるグルテンとを使用せり、然れどもマイン、河北岸、北ヘッセン、ザクセン、マイニンゲン、ザクセン、コブルグ、シュワルツブルグ、ルードルスタットの「統轄地」に於ても、亦

此グルテン制を採用しぬ。此他帝國内に於て、佛國貨幣制の行はるゝ處あり。加之、當時獨逸紙幣の錯綜複雑は今述べし獨逸貨幣制の種類區々なるに相譲らず。想ふに如今憲法上繼續せるのみにて、實際亡滅せる獨逸曩時の煩苛限りなき支離滅裂せる名殘を治療排斥し、之を一致せしむるの必要なる、此範圍に若くものなし。是を以て政府は斷然急激に此必要事件を處せんとせり。千八百九十九年より七十一年に至るの間、獨逸統一思想の發達せし時に當り、經濟問題に對する獨逸公共の意見を發表せし政治經濟學會は、七十一年八月下旬、ルエベックに於て獨逸貨幣一致制の原案として十位制及び數量統一の爲め、グルデン金(二馬克)を有せる純粹の金貨制を要求しぬ。今年秋季帝國議會に提出せられし政府案は、主として此原案に基きしものと雖、唯十グロシエン銀及び百片フフエヒに小別せられし馬克を貨幣の基本とし、三十及び廿馬克の金貨を鑄造せんとするに在り。帝國議會は特に南獨逸の要請に由り、其議會にてグロシエン銀を廢棄し、三十馬克金貨を削除し、十馬克金

單復本位

貨(クローイ子)の鑄造を可決せり。帝國議會か更に此法律をも決議せしは一層意味深長なるの感あり。政府案は又復本位の持續を必要なりと認め、從來通用せし銀貨の價值を制定しぬ、然れども後來純粹なる金貨本位に變更せん爲め、大銀貨を收聚し、小通用の爲め、補助貨として銀貨を制限すべきことを案せしも、其實行の時期は、之を向後の帝國議會に一任せんとせり。銀の金に於ける比例は、一に對する十五、五とし、金貨の鑄造は、帝國監督の下に經營すべし。されば此案たる、其意味に従へば、全く純然たる金本位に志せしものなりと雖、單復本位の問題は未だ決定せられず。此主義を明亮に確定し、其實行を急ぐは、主として國民自由黨の黨議となせし所なり。蓋し該黨は當時既に翌年の事件に由り、明亮となりし金本位の變換を急激に斷行するの必要を認知せるもの、此故に同黨より法案を帝國議會に提出せしが、千八百七十一年十一月廿三日に可決せられたり、是れ帝國費にて向後銀貨の鑄造を禁止し、不通用となりし銀貨の收聚を整理し、完全なる貨幣法、銀行法、國家紙

貨幣面に關する政府案

幣の發行、收聚に干する法案を速に提出せられんことを要求せしものなり。自由保守黨ミュンスタル伯の提議は、端なく帝國議會貨幣法案の讀會を政治上、注目すべき辯論に導けり、其議に曰く、帝國貨幣は裡面なる帝國双鷲章の外、表面には各國王の肖像に代ふるに唯皇帝の肖像のみを刻すべしと。聯邦議會にて協賛せし政府案は、帝國貨幣の表面に各國王の肖像を鑄出すべしとせり。ウエルテムベルクの大臣フオン、ミットナハトは、ミュンスタルの提議に對し、非難の聲を揚げしも、比西馬克亦之に次で左の如く述べり。

帝國の統一、其確定、其利益を以て條件となし、帝國の休戚の爲めに處理するに在らば、予は毫も顧慮する所なし。然れども此問題を以て政治上高度の失調なる壓制を同盟諸國に加ふるに關しては、普魯西は一の示教を受けり、曰く神は斯る力を吾人に賦與せずと。原案に於けるが如き貨幣面の鑄出よりも、帝國が獨逸諸國君へ對する強き認識ありや。例へばバイエルン國王陛下の肖像一面に鑄出せられ、

他面に帝國の公紋ありとせんか、實に王は公然永久に認定せらるゝものなり、予は帝國に附屬し、常に帝國の一員たらんとす……予は帝國宰相として聯合諸政府、就中其大者は相互如何なる關係に依りて結合せるやに關し、決して之を輕視せざるなり。此等を同視せる者は唯一の空論家のみ、予は極めて慎重を以て此議に對せざる可らず、是れ其關する所極めて大なればなり……。予が困難なる處置以後、此提議に接せしならんには、予はアルキメデスの言の如く、予の感情の薄弱ならざらんを望む、アルキメデスは有名なる希臘の數學者なり、羅馬軍其家を圍みし時、方に幾何の難問に工夫を凝らせしが、兵の近づくを見て左の語を發せしと云ふ、(noli turbare circulos meos)予が身邊の擾さるゝを好まずと。

此の演説よりも更に爽快なる喝采を滿院に博したりしは、國民自由黨代議士ハインリッヒ、フオン、トライチュケたり。其語に曰く、予は信ず、後世の史家、吾人の貨幣を手にする時、皆な必ず曰はん、是ぞ

千八百七十二年の政治事情の活動畫なる。統一と分離との力は、數世紀來互に相力闘せしが、益々進んで此年に及び、双黨統治すると共に各君主名譽の位置を取るに至れりと……。諸君眼を放ちて事物の真相を看よ、全帝國貨幣の三分二は、皆皇帝の肖像を戴けり、想ふに獨逸語の聞ゆる限り、永く此肖像は尊敬せられん……。外邦の國土に於ては、或は他國君の肖像を見るの瞬間あるべし、而も遼遠の大陸に於いては、恐くば其誰たるを知る者なからん。然れども若し其の貨を轉せば、則ちメツツゼダンの猛鷲を見ん。諸君よ、此鳥は其名聲を世界に有せり、而して必ず其信用を擴張し、遠く異域に在りて吾貨を助けん。予をして吾帝國政界上、寺院神學者流の慣用する一語を適應せしめよ、吾人は各實体的問題、權力の諸問題に於ては、一切無條件の統一を望む、之に反して形式上の各問題に就ては、寛容及び意慮、就中同盟的の觀念及び獨逸信義を欲すと。

是に於て帝國議會は、殆んど全一致を以て政府案を可決せり。

前記國民自由黨の提議たる、其結果特に向後銀貨鑄造の停止となるべきものなり。此提案案の識認せらるゝや、彼の決定的帝國貨幣法案の準備及び發行上幾多の條件與へられ、遂に千八百七十三年七月九日より有効なる法律となれり。七十三年三月廿八日、本案第一讀會の際、曩きに故國シユワーベンにて關稅同盟と無用の論争に従事したりし愚直なる碩學モリツツ、モールは、今又復本位を固守せんと試みぬ。然れども獨逸の賢明なる、モールがカツサンドラ(トロヤ古傳中の一人物、其の豫言の信すべからざるを以て有名なる者)の叫びにも係はらず、復本位を取らずして、純粹の金本位を採用せり。此の外、各私人に帝國貨幣鑄造所に廿馬克貨の鑄造權を許可すべして、國民自由黨の提議も、亦帝國議會及び聯邦議會の協賛を得、又千八百七十三年の貨幣法に由り、五馬克の金銀貨及び主として南獨の冀望に原き、二馬克銀貨を新鑄することゝなれり。此法律は國民一名に十馬克宛を銀貨鑄造の最高額と定め、總額凡そ四億千馬克なりとす。十片及び五片貨は白銅及び

千八百七十三年の貨幣法

銅、二片貨は銅にて鑄造し、白銅銅貨の民間に流通する最高額を一人二馬克半宛と定められたれば、總額一億萬馬克なり。白銅及び銅にての支拂は一馬克の額に上り、銀貨にての支拂は二十馬克を過ぎざるべし。外國貨幣の流通を禁じ、或は其貨直を評價し、之を一定するの權は、聯邦議會に委ねたり。

然れども佛國の償金は、獨り獨逸に金本位の變更を許せしのみならず、又普魯西三千萬ターレルの國庫貯蓄債却と一億二千萬馬克の獨逸帝國陸軍貯蓄の創設に由り、普國に對する名譽負債チレンツィンクの廢滅を許せり。老戰父フォン、ホーフエルベックを戴ける進歩黨及び中央黨は、全力を盡して、此提案案に批難を加へたり。ヌバンダウ岩のユリウスタ中、徒に死積せらるゝ巨額の財貨の不生産的なるに就き、反對者の愁訴、及び之に由り政府に與ふべき偉大なる財政力に對する懸念は、一時蠶々たりき。此等の各思想は、唯普國の貯蓄に對して成立發生せしものなりしも、該貯蓄たる、帝國軍事貯蓄の協賛せらるゝ時は、直に消滅すべきもの

帝國陸軍貯蓄

なり、普魯西の論者一度之を考へなば上記の思想忽ち烏有に歸せんのみ。然るにホーフエルベックの所謂憲法的要求及び條件の望む所は、此貯蓄を左右するの權を以て、帝國領地の一部攻撃せられし場合にのみ皇帝に許し、他は帝國議會の協賛に屬すべしと曰ふに在り。是に據れば、憲法上、獨り皇帝及聯邦會議に屬する宣戰權は、實際上帝國議會に移轉するに至るべし。此聯合反對は更に進んで、軍事貯蓄の消耗、減少せし時は、再び一億二千萬の額に達するまで、帝國歳計の餘剩を以て補はんてふ議案の協賛に對しても、亦激しく抗擊せり。比公は七十一年十一月四日本案に對する反對者の動議を明白に辯駁せり、其の要に曰く、

「吾人國庫貯蓄を有せざりしならば、戰端來因河畔ライプに起るべく、吾人は來因城砦より突出して、河岸一帯を佛人より奪ひ還さざる可からず、何者佛人は之より氾濫して、フランクフルトに至り、又時間の許す限り、其惡漢及び他の黨與と伍せん爲め、河岸を越へて流注するを得へ

ければなり。然れども公更に進んで曰く、蓋し防遏するを得べき戰爭の開始前に於ける多難危險なる政治的運動は、政府が開戦せざる可らざる位置に迫り來れるか、又は攻撃せられんことを恐るゝや否やの問題を公示討論するの必要に由りて失敗するものなりとす。斯る位置に蒞みて政府の義務及び國民の政府に要求し得る權利は、戰爭の遂に避く能はざる場合に、政府が國土國民の爲め、最少の犠牲と最少の危険を以て戰爭を遂行し得べき時期を撰むに在り。ホーフエルベックの修正法案は、聯合政府の採用し難き所、帝國か之れに對して附加案を可決する迄は、普魯西國庫貯蓄を固定するに至るべし。

ホーフエルベックは、厭ふべき抗辯を弄し、比公の演説は、實際上戰爭に對する政府恰好の態度たる專制主義なりと云ふに在りと評せしかば、帝國宰相は爽快なる喝采の裡、適切なる言辭を以て之に答へり、曰く「獨逸國內に起りし軌近の戰に徴すれば、前辯士の余に注意せし所は、

不當にして事實上正理視難きものとす。予は信ず、此等戦争の結果として、普魯西政府と獨逸政府は、戦争後に在りては、其以前に比するに一層相密通し且憲法的となれりと。

十一月六日、此政府案は、全進歩黨、中央黨の多數、社會共和黨及び分立共和的の野人に對し、大多數を以て可決せられたり。

前段既に述べしが如く、勅語は更に常備軍一名宛、二百二十五タールの額にて、千八百六十七年乃至七十二年末に於ける獨逸住民の一分の比例に由り、軍隊に對する所謂「加養手當」の協賛を要求せり。こは千八百七十二年の歳末、幾多新關係及び新問題の落着に對する軍事費を細説する等、更に切迫せる事業を負担せし軍事政の爲め、遂に完了すること能はざりしものなり。帝國議會の第一讀會にも烈しき反對を見ず、向後本案は委員會に附托されず、直に院議に附するに決せり。然れども帝國豫算各部に於けると同じく、議院諸派の委員は、政府と交渉して殊に議題となるべき諸問題に通曉せざる可らず。此隨意委員會商

軍隊に對する加養手當

議の際、國民自由黨の左翼より代議士ラスケル、及スタウフエンベルグを経て、政府に同意すべき加養手當額より凡そ壹百五十萬タールを削減するの議案を提出せしと雖も、陸軍大臣ローンは、之れに反對し、千八百七十三年來既に増額すべき意見なりし加養手當の今日猶十分なる能はざる虞れあるを以て、賛成し難き旨を公言せり。尙政府は之を證明するに、千八百六十七年に於ける歸休手當の一致以來、諸般の需要品に對する著き物價騰貴並に避く可らざる費用増加の生せしが、就中、肉類及び爾餘の必要品の價格騰貴、勞働賃金、官吏給料の増加等を殊に然りとせる旨を以てせり。自由派は將來の騰貴を防遏するに重きを置きしに由り、帝國政府に於ける其代表者は、一動議を提出し、加養手當を一年間ならで、直に三ヶ年間固定し、爲めに來る三年間の騰貴に關係なからしめ、以て將來の増加に對する懸念を一時度外視せしめんとせり。此の如き本事件の處置に關しては、ローンが適切に説明せし彼の好都合で、理由のみならず、更に重大なる政事的見解の容喙すべき所な

り、比西馬克は、病痾に因り、最終議會に出づること能はず、前陳事件は實に公の欠席中に發生し來れり、大臣デンプルラック次の語を以て反證して曰く

聯合諸政府に取りて目下提出せし勳議の政治的價値の存する所は、全世界が此勳議の承認に因り、獨逸國は千八百七十四年に於ても各事情の下、猶今日に於けるが如く、活動的に成立せるを知るてふ點に在り……吾人の有する此問題は、復讐の試みられざるが爲め、又危機一髪の間、平和を維持せんが爲め、第一に決定すべきものなり。此目的の到達の爲め、効驗あるは、千八百七十四年に到る迄、獨逸軍隊の現在額たるや、未嘗て一轉機に遭遇せずと云ふに勝るものなし。帝國議會は此考慮に従ひ、十二月一日自二十日に對する百五十二を以て、三年間の、鉄的軍事費項を協賛せり。惜哉、當時國民自由黨は、重大なる國民的問題に對し、茲に分裂を來し、其黨員の五十一は此提議を賛し、四十四人は之に反對するに至れり。ラスケル、スタツハンベルグ、

メクレンブルグ憲法問題

及びフォルケンベックの名にて熟知せらるゝ彼の不吉なる方針の勢力は、始めて渠儕の列に混じ、後年極めて必要なる決斷及び危機上、一大恥辱を斯黨に加へたり。左れを千八百七十一年度の秋季帝國議會に於て獨逸は同黨派に二箇の重大なる提議を負へり。第一はメクレンブルグの代議士ビューシングが、各聯邦に住民の選舉より成る議會を設置し、各國法及び各國豫算の確定には、其協賛を必要とすべしとの勳議なり。此勳議たる、進歩黨及び自由帝國黨亦た賛成せし所にして、兩メクレンブルグ侯領地へ實際の憲法的法律を輸入すべしとの意味に由り、メクレンブルグの憲法問題を制定せんと志せり。此勳議は、十一月二日、ビューシングは固より論なく、フォルク、ウーゲルス、就中熱心にトライチケ氏の唱道する所となれり、氏は本問題の將來に就き、正當なる豫想を加へ、叫んで曰く、

本案は大侯爵の御異議なきも、メクレンブルグ士族より障害を受けん。吾人の負擔する所は、實に困難なる任務なり、吾人は(Aura Populari-

國民の扶助を斷念せざる可らず。吾人は吾國民の負擔せざる可らざる貨物を其安全上、彼等に課じ、敢て此處置に就き、其協贊を仰ぎざるべし。然れども吾人は獨り下、人民に對するのみならず、上諸政府に對しても亦毫も其鼻息を窺ふの要なきなり。固より中央黨はウイントホルスト及びケッテレルに依り、架空の口實を以て抗論し、ウイントホルトは彼のメクレンブルクの無法なる法律破壊を耳にせざるが如き觀を爲し、叫んで曰く、此動議の承認せらるるあらんか、吾人はメクレンブルクに一の由々敷革命を喚起すべしと。然れども今や自家の黨派中に、攻勢的反對者を出し、ペーテル、ライヘンヌベルグは、彼の(Amicus plato, sed magis amica veritas)「プラトは吾友なり、然れども眞理は予が神なり」との古語を以て法案を賛成せり。第一、第二讀會にては、八十八票中央黨及び保守黨に對する百八十五票を以て、十一月八日の第三讀會にては、更に大多數を以て承認せられたり。然れども左の如き言辭を弄せし代議士ベールの爲め、議會は端なく其

神聖を汚漬しぬ。

比公か明且諸小國を悉く其藥籠中に藏めんと欲せば、吾儕社會民權黨爲めに一事を行ふ能はず、又一物をも果す能はざるべし、何となれば、若し然らんには、我が腐敗せる政界及び社會の爲め、人民間に増長せる嫌惡憤怨の情は、或る一人に蝟集し、遂に(Tabula rasa)之を晴すの日あるに至るやの虞を増すべければなり。諸君よ、予は爰に胸襟を開きて談すべし。斯る方法を以て國民を代表し、及び法律を制定せんとするは、輕舉にわらずして何ぞ。諸君は帝國宰相に一憲法を興へたり、爾り實に守舊限りなき陋たる獨逸憲法を、各大臣は斯る憲法に依り、其欲する儘に政治を行ひ得べし、是れ人民に對する憲法にわらずして、シーザー主義の後塵を追へる假裝憲法主義の粗笨極れる形式に過ぎざればなりと。議長ジムソンは再三之に注意し、且つ發言停止を以て威嚇せり。辯士猶語を續きて曰く、諸君は能く吾か意の在る所を領せらるべし。卑見を以てすれば、彼の紛々たる獨逸

憲法等は之を記載せる一紙片の價に及ばず。如斯きものに對し、汲々として辯護の勢を執るは、豈予の願ふ所ならんや」と。議長はべベルが帝國憲法に對しても、斯く辯せんと欲せしや否やに就き、明亮なる公言を促せしに、べベル答へて曰く、予は實に斯の如く帝國憲法を了解せりと。是に於て議長の發議に因り院議は、此聽くに忍びざる辯士の發言を停止しぬ。

ビエーシング案の大多數を以て、帝國議會を通過せしに拘はらず、聯邦議會は之を拒絶せり。千八百七十三年殆三萬人の署名を以て擁護せられし、メクレンブルク提出の(同様なる)法案も亦相等き運命に遭へり。即ち帝國議會にては、六十二票に對する百七十四票にて此案を可決せしも、聯邦議會は又之を否決せり。之に反して、メクレンブルクの兩大侯爵は、トライチケの豫言せし如く、實に合法的事情の爲め、其國土に幹旋する所ありたり。千八百七十一年十二月七日に於ける兩侯爵の告諭は、既に此點に關せるものとす。又千八百七十八年地方議會Landtagの形式

的設計をなし、メクレンブルクの舊階級的憲法の轉覆を計れり。然れども這般の企圖は皆、公子派Princenpartei的抵抗に由り失敗に歸しぬ。左れば本問題は帝國議會及びメクレンブルク政府の新計畫なるに拘はらず、今猶遂に解釋せられざるなり。

前者よりも更に長日月間、遙に良好の運命を有せしものは、ラスケル法案なりとす。是れ獨逸法律の完全なる統一を全民事法及び裁判上の諸法(刑法治罪法、及び裁判所構成法)に布及せんと欲せし者なり。中央黨及び極端右黨は千八百七十一年十一月十五日、之か決議の際に至り反對を唱へたり。彼の聯邦會議か普國の四票に對する六票を以て、全然之を拒絶せんと欲せしは、實に南獨逸王國及びザクセンが、ラスケル案の承認を目し、各州の司法主權を擧げて全然帝國の手に委ぬるものなりとせしウイントホルストの警告に喫驚し、本案に反對せしに因るものとす。然りと雖も獨逸法律統一の必要は、瞭々として火を暗るよりも明なり、此認識は到る處、各地方議會、聯邦會議の如き國民代表者の

法律統一

社會に年々益々深きを加へり。左ればラスケル案は千八百七十二年には帝國議會の大多數に、千八百七十三年には中央黨及びウエルプ黨のエワルトを除き、議院全黨に受領せられたり。然して聯邦會議に於ても亦全然改革の準備成り、ウエルテムベルク先づ其抗議を捨て、千八百七十二年二月十三日より十九日に至るの會議に在りて、獨逸司法大臣は伯林に於ける獨逸法律統一に關する共同評議に與り、比公も其賜暇中、フアルテンより來會せり。千八百七十三年十一月八日バイエルンの議院は、越山黨の抗辯に關せず、ラスケル案と同じきフオエルク、ヘルツ案を七十四人に對する七十七人にて承認し、バイエルンの帝國議會は十二月四日、十五に對する廿七を以て協賛しぬ。ザクセンに於ては政府自ら同様の法案を地方議會に提出し、第一院は千八百七十三年十一月三日、二票に對する三十九票を以て、第二院は十一月廿日五に對する全數を以て之を承諾せり。聯邦會議か千八百七十三年二月十二日(南メクレンブルク及び古統ロイスを除き)殆滿場一致にて、帝國議會の

戒壇法令

宗教戰爭の開始

普魯西に於ける宗教戰爭

法律統一の決議を可決するや、千八百七十三年十二月廿日の記憶すべき法律となり、以て千八百七十四年の偉大なる司法各律の準備をなし、高等商業裁判所長フオン、バードを議長とせる、學術實地共に有名なる人士廿三名の委員會成り、獨逸民事法案の完成に従事せり。千八百七十七年秋、獨逸帝國議會討論の最後の問題は、所謂彼の戒壇法令にして、バイエルンより提出せられし戒壇濫用の罰則なり。之に就きては、後段更に詳述すべく、此法案を喚起せし事件及び千八百七十年の宗教戰爭の濫觴に就きては、少しく遡りて考ふ所あるべし。寺院對國家の戰爭熱は、獨逸僧正のフスデカン決議發表以來、全獨逸の兩岸に其火焰を漲らしめしか、殊に普魯西バイエルンを以て其最激甚なれし地方なりとす。普魯西にては、宗務大臣フオン、ミューレル先づ自ら國家の標準並に權利を保護し、好争的寺院に備ふべきの必要に迫られたり。何となれば、ミューレル大僧正は、既に千八百七十年來ボン大學の僧籍教授より法

王無過教義承認の誓書を徴し、其署名を拒みし者より宗教上の事務を解き、又神學學生に禁するに其講筵に侍するを以てせしが故なり。之に關し、ボン大學の學長は大臣に對して甚だ不平を訴へしかば、大臣は千八百七十年十二月卅日、普國政府は、國家より委託せる教職上に於て加特力神學の教授に對し、國家自身か執れる法制的定義に従ひ、正當なる位置を是認するものなりとの宣言を爲し、此物議の主論者に十分なる權利を與へたり。又之と等しく、同大臣は、千八百七十一年正月十九日、プレスラウの公爵僧正が無過説に公然反對せるプレスラウ豫備門ゲイルホルトの學長及び教授十一名をして其持論を取消さしむるか、若くは之を免職すへしとの要求を却けり。同しく、三月十八日、エルメラントの僧正が無過説否認の故を以て、ブラウンスベルグの二教師ウールマン博士及びトライベル博士を直接に威赫せしや、亦斷然國家の權利を擁護したり。又來因州に於けるユルン大僧正の同様なる攻撃に對しても爲す所ありしも、是等は共に寺院を擧げて國家以上に置かんとする不法

エルメラント僧正との紛紜

なる進行を妨ぐるに足らず。是を以て四月五日、エルメラント僧正は、ミッシェオ、カノニカ(Missio canonica)寺院の召喚及び宗教事務の實行並に宗教學課授業の特權をブラウンスベルグ師範學校長トライベル博士及び宗教教師ウキルマン博士より奪ひ、次でブラウンスベルグの豫備門長ブラウン博士を破門し、七月五日同様の運命を、彼法王に激しく反抗せるウールマン博士に加へり。是に於てか、ミューレルは先づ此寺院主權的違法に對して、六月廿八日一の告示を發し、ミッシェオ、カノニカの與奪は秋毫も國家的結果を有せざるを以て、ブラウンスベルグ豫備門學生はウールマン博士の宗教授業に出席すべく、然らずんば退學すべき旨を要求しぬ。然れども羅馬勅典に對する普魯西國家第一の決然たる打撃は、爾後更に千八百四十一年來成立せし加特力宗徒の普國宗務省參與の廢止に由りて起れり。普國全内閣の報告に據り、國王の裁決せられし此處置は、地方通信紙上に確められたり。

「一」の加特力信徒か其寺院の要求せる各宗教的問題に反對する場合、

「地方通信」

若くは加特力寺院が一の同信徒に反抗して其權威並に意志を貫徹せしめんと欲する氣力と共に、常に従ふ所の危険あり。即ち加特力派専務有司は、各争論の惹起せらるゝに當り、本職たる國家權力の顧問者よりも、寧ろ加特力派の代表者を以て任じ、國家に頷順せんとする傾向を示すに至れり。之を廢止するは、刻下の情況上、加特力寺院の領域中に、最必要たるの感あり。先年羅馬法會議の決議あるや、一方にては加特力宗と國家權力との干渉を實体的に侵蝕し、他方にては加特力宗徒間に沸然たる動搖及び不和を惹起したりしかば、遂に國家權力は其位置確認の點よりして加特力の事件に關し、極端無條件的に國家權利の歴史の見解に重きを置かざるを得ず、其の必要に比して、更に大なるに至れり。

此半官報の公言は疑ひもなく、實にミュンヘン氏より脱化し來りしにわらず、更に有力なる他の一精神より胚胎せられしものなり。同新聞は同日の紙上第二項に於て、又加特力問題に就き論ずる所あり、先づ

フアチカン會議の由來と決議とを反覆し、進んで左の如く詰論せり。

「普國政府は該會議の教旨布告上、僧正、僧侶又は牧師に對して、一の障礙を企圖せしことなし。唯其拒絕せし所は、法會議を決の價値を認識するを良心中に踟躕せる加特力牧師に強ゆるに、俗界權力の協力を藉りて教旨の發表を迫ることのみ、而して此の事たる。政府自身の所信に憑れば、單に宗教社會に俗界的變更を來すに止まらず、同時に國家に對して加特力宗全体の根本的變革を生ずべきものなり。今や政府の論ずる所は、一宗教々理を云々して、之を承諾若くは否認せんとするにあらず、要は、其法律的協力の範圍内に於て、國家と宗教との關係上、破壊的と認むる一教旨を扶持すべきや否やと云ふに在り。

此根本的考慮は、僧正等の増長する高慢に對し、更に一步を進めし普國政府の處置と相對照せり。左れば、六月九日、エムスラントの僧正がブラウンスベルグ紛糾に於ける五月廿八日のミュンヘンの布告に抗辯せしや、六月廿一日、答書に接したり、曰く、

「獨逸加特力僧正等は、フアチカン會議決議以前に在りては、斯る決議の獨逸の爲め、國家と宗教の間に紛紜を生ずべき萌芽たるを知らざりしに非りしのみならず、且つ爾か確信したりしに、此正當なる信念は、今や危機の際に當りて、全く捨て、省れず。決議既に起草發表せられ、且つ曩に其結果を豫想せし僧正等も、今や其無條件的履行を事とせしに至りし以後、又同様なる處置より來るべき結果を看破する能はず…… ウォールマン博士は、國家に對し破門前後を問はず、加特力宗の一員として毫も異る所なし…… 高僧閣下の冀望、即ち宗教的事物に於ける正理と平和、即ち普魯西國力の守護神ゴラクムか其中央より挫折するなからんことは、予か衷心より賛成を表する所なり。然れども予か各人に對し、等しく盡さざる可らざる正理なるものは、予に要求するに、ウォールマン博士を捨て、護らざるなきを以てし、單に國家の掌中にのみ横はらざる平和を保持すべきを以てせり。」
猶エルメランドの僧正は其控訴を爲し、大臣の此命令に服せざりし

に先ち既に六月廿二日を以て其寺領の「基督教徒及び信者に」一の教書を下し、中に大臣從來の處置を論じたり。

こは加特力の至高至親の功德及び信仰に對する攻撃なり、宗務に於ける從來の普魯西主義の拒絶なり、現在の法律、普魯西加特力の自然なる成文的権利の侵害なり、而して是れ實に峻阪に於ける危険なる第一着歩なり。

此時に當り、普國政府は又プレスラウの公爵僧正より破門せられたる僧侶カトウツツのカミンスキの爲めに、古加特力の神事を妨げて一の必要寺院を給せしより、各普國僧正は九月五日より七日まで、フルダに會し、特にブラウンスベルグ事件に關する大臣の布告に對し、奏辭を皇帝國王に呈せり。此等の諸公謂て曰く、

「該大臣の其命令中に公言せし主義に據れば、普魯西に於ける現在の全加特力寺院は權利なく防禦なきが如く、二三の破誓者が本宗唯一の正當なる代表者の如き觀あり。是を以て此儕は、吾神聖なる宗門

普國僧正の
奏辭

内部の信仰及び権利の範圍内に於て事件全体及び其事件に對し嚴肅なる異議を發し、國王に向つて「權利と救助と」を乞へり。皇帝國王は十一月十八日精華なる獨逸語を以て明亮なる勅答を此儕に賜へり。

一旦加特力宗の内部に事件の生ずるあり、爲めに普魯西に於て從來其國家に對する圓滑なる關係を事實上打破し去らんとするが如き慮れありと認むる時は、……朕が政府の任として、立法施政の際、僧俗臣民間新生の騷擾は其自ら改めざる以上、法律的解釋を受けしむることを爲すに至らん。朕惟ふに此等の件、憲法に附隨せざる限りは、現存の法律を確守し、之に應じて各普國民の權利を護衛すべきなり。朕が國家に於ては各宗教に許すに、法律上他の權利公共の公平を侵さざる限り、十分なる自由の保護を與ふべきを以てし、將來亦渝らす敢て朕を控制するものなりん。伯林越山派の、日耳曼は自ら許して勅語に反對し、全加特力良民の抵

僧正に對せる勅答

バイエルンに於ける宗教戦争

抗を以て威嚇し、其語を結びて曰く、彼の偉大なる法王無過説に就きては遂に一字をも賛す可らず、左れば諸政府舉りて之に反對せば、寧ろ政府制度自身を變更し得べく、又爾かせざるべからざるなりと。然れども普國政府は更に一步を進めて羅馬謀叛と格闘せんが爲め、普王の指示せられし立法的處置の遂行に志し、十一月廿七日に開きし普國議會は、寺院に對して國家の權力を鞏固ならしめんが爲め、學校管理法律及び民事法律を提出せざる可らざるを公言したり。

加特力國のバイエルンにては、斯年の始めより宗教戦争の兵火愈々々たりしが、越山黨はバイエルンの首相フォン・ブライが好争的寺院に對して、同様に國家を防禦するには其強硬なる同僚フォン・ルッツの峻酷なる各處置に反抗するを適當となせしを以て、其勝利を信じて疑はず。左ればバイエルンにては法王黨の一揆は其真相を發揮するを得たり。無過説に屈するを屑しとせざりしメーリングの勇敢なる僧徒レニフトレの不法轉職より端なく謀叛の緒を發せり。政府は實に職務上此

僧侶を保護せり、其破門せらるゝに至らざりしも、其門徒の宗教講筵に倍するを停止したればなり。到る處、バイエルンの僧正は、裁可(Plice)を仰がずして、法王無過の教義を布告し、バイエルン内閣が特に文書を以て該教義發表を禁止せし後と雖ども亦異なる處なし、此儕は、法王無過説に屈するを欲せざる自由思想家團隊の巨魁僧侶を破門し、次ぎて、該新教義を承認せざる者は、俗人と雖ども破門すべき旨を各僧侶に諭達せり。バムベルグ及びブレーゲンヌブルグの僧正等は千八百七十一年五月に公言して、寺院法度に背く諸誓約を無効とし、爲めに寺院の慊焉たらざる國家に對する諸國有司士卒服従の誓約を解除し、同月バイエルンの僧正は王に總建白書を呈し之に依りて、王の協贊を経ずして、無過説を發表し、裁可に對する其反抗を飾るに、渠儕自身及び其宗教なる語に由り、了解せる所を以て、王位の無二なる信憑すべき幫助となさんことを以てせり。

然れどもバイエルン政府が一胸宇に二精神を懷抱せし爲め、常に軟

弱の觀ありし間は、自由なる獨逸國民は、越山黨の暴行に對して、其力量と決心とを示し、バイエルンをして良心並に自由を壓抑せられし獨逸加特力徒の支點たらしむるに至れり。此獨逸男兒間には今や千八百七十年六月に於けるが如き崇高なる活氣と勃然たる戦争熱の閃々たるあり。當時亦實に今日の如くバイエルンを制馭、屈服せんが爲め之を獨逸より分離せんと欲するものは、同じく彼の越山的緋衣黨なり。彼等は當時佛蘭西に黨し、今や變じて羅馬に黨す、其黨與する所等しからずと雖ども、其獨逸の宿仇たるに至りては則ち一なり。左れば全力を以て羅馬寺院の挑發的戦争を受け、斃れて而して後已むこそ、獨逸の義務、獨逸の信義及び愛國心の命ずる所なれ。是を以て當年に於ける著きバイエルンの無過説拒絶者が發表中に吐露する精神も亦た此根本思想に外ならず。就中自由思想的の加特力派運動の老巨師ミュンヘンの本山執事フオン・デーリングエルがフアチカン寺院の威嚇と刑罰に屈するなく、倦まず怠らず無過説に抗して、出版せし核博明晰なる諸文

書は、特に此獨逸の義務觀念及び眞理渴仰の念に富めり。バイエルンの好姓を羅織せる、ミュンヘンに於ける、加特力反對委員の布告もおさおさ之に譲らず。獨り悲むべき僅少の例外を除き、悉く破門せられしデーリングルの明黨に加入せしミュンヘン教授の雄壯なる宣言亦然り。千八百七十一年八月諸氏は、デーリングルを指名的換言すれば羅馬黨人に反對して、ミュンヘン大學紀念祭(千八百七十二年の總長に擧げたり。既に千八百七十一年四月六日デーリングルに贈れるミュンヘンの教授及び教師の決議建言には、フアチカン會議の決議を「暴力の事業」と呼び、且つ曰く、

獨逸國民か宇内各國民間に名譽の位置を得んが爲め、鋒鏑の間に奔走するの時に當り、獨逸國民の僧正等は主として不名譽なる事業を求め、非基督的暴虐の爲め、良心を壓仰し、敬虔正直なる無數の人心を擧げて、之を五里霧中に苦めんとす……此の基督的運命の危機に際し、吾人は頗る彼の勇壯なるグラトリの疑問を惟ふ、曰く神は爾

が食言を許し玉ふやと。而して閣下よ、吾人及び數千の赤心は公等に答ふに、一の明亮且決然たる「否」を以てせんのみ。

バイエルンの社會にては羅馬黨人に對する獨逸義務の認識益廣まり、四月十日には極めて多勢の集會、ミュンヘンの博物館廣間に催され、有力なる市民のみならず、高貴の官吏も亦之に加はり、一の奏辭を王に奉り、之を結ぶに一請願を以てせり。

其左右し得べき各手段に依り、此の教義(無過説)の危険なる結果を避て、其公邊の教育諸制度中に傳播するを禁じ、果斷急激の豫備をなし、以て、新に法律的の道に依り、國家と宗教間の關係を整理せん。

此博物館奏辭の署名者に對する法王黨の憤怒は、實に凄まじく、各人皆な破門を受け、ミュンヘン案に附和せんことを宣言せし國中の人々も亦此厄を免るゝ能はず。軋轢せる黨派間の罅隙は、六月卅日、無過説反對者、ミュンヘンのツェンゲル教授逝去せし時、懺悔赦罪式及び埋葬の獨り氏と同じく破門せられしフリードリッヒ教授の手に營まるゝを得た

るを見るや、益深く骨髓に浸透せり。左れば六月廿五日高等學校理科
教頭ハルム博士は國王の生誕及び命名節の前祝の演説中に歎じて曰
く、
「悲哉國中に於ては猶各科學的發達を目して眼上の瘤視する元素あり……
望むらくは政治的に經驗を積める國民は、再び精神上の鬼隸に墜落せざらんことを」と。

六月二十二日越山黨の朋人フォン、ブライ伯が其首相位置を司法大臣
フォン・ルツの同僚なるヘグチンベルグに譲りし以來、此希望は今や
バイエルンに於ては不拔なる根底を得たり。八月廿七日に至りフォン・
ルツはミュンヘンの大僧正に宛て、一の武裝的告示を發し、バイエルン僧
正等が無法なる要求を峻拒し、寺院の爲め精神上並に身分上威嚇せら
れたる人々に十分なる法律保護を約せり。

ミュンヘンに於ける、加特力反對委員の庇蔭の下に、始めて團結し得たりし
彼の運動即ち古加特力アルトカトリクスは、今やバイエルンの風潮一變せるに乘じ、

鞏固なる基礎と扶持とを得たり。既に八月五日及び六日には、彼の有名なる
羅馬法家ウイントシャイトを議長としてハイデルベルグに於ける古加特力僧侶諸階級
の會合あり、次で九月廿二日より廿四日に亘り、ミュンヘンの總加特力會議を召集
するに至れり。這般の商議自身と雖も、此各集會者の獨逸的感情、獨逸的憂苦に對しては、
異様に聞ゆ、シユルテ、ウイントシャイド、フリーベル、アントン、ダンゲルマン等の演説も亦然りし
が、プレスラウの教授ライケンス(後の獨逸國古加特力派の法王)極めて
明亮銳利に能く各人の衷情を吐露したり。曰く

越山黨の盡力する所は、國家主義の殄滅及び人類の機械的統一の恢復に及べり。
法王の眼中に國民なし、唯絶對的專制主義の統治すべきものあるのみ。
彼のロヨラ(耶蘇會の創設者)も既に公言せり、孤獨の精神は猛鷲爪狸の死片の如く、
人の隨意に左右し得べき一死屍に異ならずと。全寺院は遂に伊太利化せざる可らず。
今の獨逸僧正等は、既に獨逸人にあらず、只羅馬人なるのみ。然れども羅馬の實體

は、其根底より邪教的なり。今や獨逸に於て盡力しつゝある寺院改革は、國家の特質及び各國民に同様なる權利を賦與すべし。凡そ言辭を緊束するとは、即ち一國民に對する死刑の宣告なり、然れども、之より更に悲むべきは、其特有なる發言をなし得べき國民の宗教的勇氣を掠奪するに在り。今や國民結合の一道を通せんが爲め、國民杜絶のアルペンは開鑿せられしを以て、獨逸智識は虚偽を山外に驅逐し、以て越山派の真相を蔽ふと能はざらしめん。

此立論の結果は、ミヘリス教授の爲めに敷衍せられ、急激の如き喝采を以て此會合に祝せられし一議案なり、曰く「耶蘇會一派を獨逸國外に遠くべし。是れ此僭法王無過説を賛翼し、羅馬に於て其發表を遂行し、一世以來、總僧侶を爾く馴致したればなり」と。蓋し此の決議及び其一古加特力派の創立を志せし決議は、注意すべき此集會中の最重要のものなり。而して此加特力派人士の集會が、耶蘇會を獨逸國外に放逐せんとするに在るは、十一月三日より五日に亘り、ザルムスタットに開會

せし獨逸新教徒會議と符節を合せしが如し。抑々「耶蘇會に對して進め」とは、爰にハイデルベルグのフランツァリ教授が其壯大なる演説を結びし語なるが、此の「耶蘇徒に對して進め」と、精神上、自由なる各獨逸人民の羅馬及び其黨與に對する光榮なる暗號なるなれ。

然れども新生の古加特力派に、國家の勢力と保護とを假せしは、バイエルン政府を以て嚆矢となす。十一月十四日大臣ルツは閣議にて新教義の國家的危險を證明し、端嚴切實の語氣を以て論じて曰く、

「バイエルンは無過説を承認せざる僧侶、諸階級の各加特力臣屬に、國土の法令に基ける十分なる保護を加へ、以て僧侶權能の濫用を防ぎ、政府の能力の許す限り、其所有の權利と位置とを保護すべく、新教義に對して兩親の宗教的教育權を承諾すべし。往古の加特力教義崇拜者より形成せらるゝ諸派は、加特力として認め、隨て此僭及び其信徒に許すに、其派の創立千八百七十年六月十八日以前に係かるときは、其占有し得べき彼の各權利を撤回すべし。」

戒壇令

バイエルン政府は國家が斯る約束を履行するに必要な武器準備を檢査せしのみならず、又た一般刑罰權の領域帝國に屬せしを以て、其協賛を経んが爲め、聯邦會議に一議案を提出して帝國刑法に一附加をなし、帝國戒壇の濫用を罰せんとするに至れり。聯邦會議は滿場一致にて之を可決し、帝國議會は十一月廿三日、初めて第一讀會となり、大臣フオン・ルツ一大演説を以て之を開き、今爰に論すべき問題の中心たるや、國家元首の誰なるや、國家か、將た羅馬寺院かと云ふに在りと絶叫せり。而してウイントホルストの何れの時よりバイエルンの猊兒は、普魯士鷲翼の下に潜匿せしやとの冷笑的質問に應じ、ルツは同しく滑脱なる。然も威嚴ある語氣を以て答へて曰く、バイエルンは帝國と一條約を結び、單獨に本法律の如きものを發布せざらんことを誓へり。バイエルンは敢て約に背かずと。然れども帝國議會自身中よりも、本案の熱心なる辯護者を生じ、加特力僧侶等の粗暴なる法律侮蔑は、各政治的運動者に愁訴せらるゝや、彼の緇衣的中央黨は、贅澤氣に叫びて曰く、事實

よ、證明せよと。

特にバイエルンの代議士フィシエル及びフオエルクは所望の證明を與へ、緇衣派の膽を挫けり。氏は諸僧正の命を奉して僧侶等か説教又は新聞に施せし煽動的所業の亡狀なる手段を發き、拒むべからざる數多の實例を提出せり。フオエルクは宣誓せる證言に説得せられし彼のバイエルン僧正の演説中、次ぎの語句ありしとを記聽せり、曰く、吾人の王は神祐に依るのみ、王若し神祐を失はば、予王立を覆滅するもの、第一たらんと、而して此の人や其の言ひ難き所を敢てするを以て、猶恒心を有せしなり。是より先き大臣ルツはバイエルン一僧侶の戒壇より公言せし所を證せしとあり、曰く、十一月十四日のバイエルン内閣に於けるルツの宣言を傳播せし官吏は、皆破門を受くべし、爾りバンベルクの大僧正之をなせりと。フオエルクは進みて下級加特力僧侶の上官に對する畏るべき盲従を説き、此輩をして其宗旨上の監督者が政治的要求に反對するを得せしむべき一法律發布の必要を論じたり。フオエ

ルク陳じて曰く、

「予は神明に誓ひて、寺院に對する憎怨なきを知り、又之を來すべき理由あるなきを斷言するものなり。予は加特力教徒として成長し、始めて慈母に教はられ、今猶忘却せざる祈禱の第一は、即ち加特力の祈禱なり、而して此貧困なる農夫の小童が受け得たりし第一の善行も皆な一加特力僧フニテル氏より得たりき、此等の事、深く肝銘して毫も忘るゝなし。予焉そ寺院に對する愛憎を有せんや、唯人類中の至善、即ち宗教をして其當に發達すべきものを發達せしめなば道に合はん事を哀訴するのみ。此哀訴こそ、予をして此語を口にせしめしものにして且生命のあらん限り常に之を口にせしむるものなれ。」

固より中央黨は此の際、自由自由に對する生來の監督者なりと稱し、爰に計畫せられたるカールスバート決議と同一轍なる「アウスマナリ」「例外法」を提出せしか、之に對して代議士グナイストは、切實、銳利の反對を試みたり。

爰に論ずる所は例外事情の創立にあらざして却つて其廢止に在り。

僧徒と雖も他人の有する自由を失ふにあらざ、失ふ所は彼等以外人士の未だ嘗て有せず、彼等も亦唯濫用的に横領せし一特權のみ。敬神の道起す者は至微と雖も極刑に處せられ、戒壇より公共平和を破壊する者は恬然として罪なし。俗人の能はざる所、僧得て獨り之を能くす、新法律は渠等をして知らしむるに、此儕も亦他の如く一臣民に外ならざることを以てすべきなり。

十一月廿八日、カンツェル「戒壇令」は中央黨及びオイゲン・リヒテルの統率せし一の「進歩民」に對し、自余の全數を以て承認せられたり。然れども本法發表後に於ける加特力僧侶の「法律的意見」に就きて堂々たる證明を與へし者はウルテムベルクの一市ヒヤムの高僧か十二月八日の決論なり、曰く、吾人は二年間の楚囚を恐れず、暗陲の沈黙を守らんよりは、寧ろ數千回も牢獄に赴かんと。」

又帝國及び各州の政府も羅馬の勿々屈服すべきを期せずして、新年に於ける新戦の用意に急なりしが、特に比西馬克は獨逸宰相並に普國

總理大臣として極力此戰を遂行せんと欲せり。從來フォン・ミュレル氏が豪慢なる羅馬に對抗し、普國々家の事件を代表するや、常に特有の力量判斷に乏しく、荏苒として頽頽するに止まりしが、十二月十四日氏が普國議會へ提出せし彼の重大なる學校官理法案に對する閣議は、其意見に反對せり。當時十字新聞は公然宣言して曰く、自己及びミュレルの爲め、脚下の根底を動搖せしめんと欲すと、而して十二月廿一日大臣オインブルク伯が普國々會に全然自由的なる郡縣制を提出せしに際し、その歳末に於ける公子派新聞は記して曰く、今日猶保守たるは思を知らざるの所業なりと。比西馬克は自由主義の高潮に乘し神命を畏して協心同力せざる可らざる者と戰ふと。公子派新聞の歎息は實に帝國宰相に對する拒絶と宣戰とを意味するものと謂ふべし。比西馬克は強て自ら信じ、越山黨及び十字新聞の騎士に對し、並び戰ふを憚らざりき。

第五章 千八百七十一年に於ける人文戰

爭(政教衝突)の義なり

中世紀の闇黒なる長夜中、寺院が文化、教育並に權利幸福畧言すれば此の暗慘たる世紀に於ける各國民の人文に對して幾何の功績を致せしやは、歴々として竹帛の上に存せり。然るに新時代の興るに至りて、法王寺院は實に寂滅と貪婪の境に沈淪し、今は指導者教育家にわらずして文明の仇敵、國民の誘拐者となりたり、朝敵の冲するに従ひて晨星の銷沈せるが如く、革命なる警語の下に、又昔日の面目を有せず。實に其派中にては、首領と黨員とを、革命と共に、獨逸國土に生誕せし信仰並に意志、勇氣、禮節を以て、古宗を裨益せんと謀りし思想家なきに非ざりしも、加特力派の盡力には、常に慘憺執迷の痕跡あり、囹圄、刑室、積薪(火刑)の臭氣を脱せず。是等は自ら反對革命と名乗りたり、是れ獨り法王寺院が道德上の墮落を排するのみならず、地上到る處の異端及び眞理、自

由、光明、獨立に對する壓虐を勦絶し、從前の如き自由なる愛慕の情に由りて羅馬法王に服従せんと欲したればなり。彼の耶蘇會派は西班牙反對革命以來、斷乎明亮に此の目的を表白し、目的に由り神聖ならしむる各手段を盡して之を達せんと志せり。此徒は數世紀以來、科學文化、聖典上の自由、國民の國家的獨立及び自由を惡み、法王の世界統治を妨げ、若くは之を危くするの虞れある各權力の國家的秩序を歎視し、近世の人文（ヒューマン）に對して争闘を事とせり。我建國以來、然り、既に獨逸統一の胚胎成立以來、獨逸帝國に對しても亦然かり。左れば此の戰に當り、千八百七十三年三月二十三日進歩黨の選舉論告中に於て、此の有力なる一團の格闘隊がフルヒョー黨派の悖逆なる黨員を拉し去りし時、フルヒョーの用ゐたりし言辭を引用するも、強ち道理なきに非ざるべし。氏時に絶叫して曰へり。「此の争闘は人類の一大人文戦争の性質を具せり」と。是れを以て斯黨は他の自由諸黨と結合して政府に應援するに至りたり。

普魯西に於ける戦争

普魯西（プロシヤ）に於ては獨逸帝國第一年の歳末に當り、此の戦災最も熾なりしが、煽動延て數年に及べり。之に就きては實にフォン・ミーネル氏以外、更に國家利害の代表者を出すの要あり。氏は學校管理法案の提供に因りて全く位置を維持し難きに至れり。何者此の計畫たるや、現行管理に係はる各教授及び教育諸制度に對する普國憲法に相當する國家監督主義を遂行すると同時に、特に宗教大臣の特權を擴張せしものなればなり。就任以來常に狹量なる舊教徒に阿諛し、自由運動を歎視したりしフォン・ミーネル氏をして、其權力を増長せしむるが如きは、到底普國代議院の多數を得べからず。舊自由派のフォン・ボーニンを議長とし、獨立保守黨の協力を得たる各自由派の代表者は、千八百七十二年正月十日相議して該大臣に對する不信任投票を決したりしも、氏が其位置に戀々として之を固守したりしこと、實に常規の外に出てたり。渠等は公言するに各宗務大臣在來の行政たるや、顯著なる一勢力（羅馬）の規模あり秩序ある處置に對しては、遂に一擔保をも命せしことなし。是を

ミューレル
の引退

宗務大臣フ
アルク

以て氏が學校管理法を拒絶せしことを以てせり。而して同時に一方に於ける「十字新聞」を主領として、大臣無二の朋友も、學校管理法に攻撃を加へ、學校を擧て無神論革命、社會共和主義及び無禮の栽培場となすものなり」と主張し、三十万以上の署名を以て反對せり。左ればミューレルも遂に千八百七十二年正月十二日辭職に決し、同十七日國王の裁可を得たり。數日にして、同位置は在來の樞密高等法院議員フアルク博士の手に落ちしが、此人や従來北獨逸聯邦及び獨逸帝國の大立法事業に顯著なる參與を爲し、稀有の天才と手腕とにより、拔群の科學的明確實際的沈思、並に國家問題に對する熱心の配慮を有し、政治社會に大信用を博し得たりしものなり。氏は何れの黨派にも專屬せず、其確實及び熱心は、氏が國家必然の權利と共に、道德宗教に於ける人民利害の要求を庇護すべきことを確め、庇護するに足れり。既に此豫望に應じ、氏は代議院に於て氏が第一の演説を試み、時の寺院の迷妄に對する宗務大臣の問題を説明せり。而してライヘンスペルゲル氏の「在來其司法上の

フアルク及
ヒ比西馬克

生活を擧げて權利の爲めに捧げたりしことを忘る可らず」との妄語に對し、千八百七十二年正月卅日フアルク答へて曰く

「寺院及び寺院團體は其自由を享有し、十分なる自由運動を保持すとの説を守り、予は決して諸君の所爲を妨碍するとなかるべし。然れども諸君よ、事國家の權利に關し、又國家が萬事、即ち寺院團體宗教一派に敵しても、尙保護せざる可らざる權利に關する時は、諸君は全く法律家を以て予を見るべし、予は斷乎として不當なる各要求を拒絶すべし。」

即日比公も嚴然として證明するに、フアルクと絶對的一致なるを以てし、現内閣の渾然たる同意を示せり。而してウイントホルストが同日宗教費項の讀會を利用して大に總越山派の窮扼を愁訴せしかば、比公も亦進みて此寺院戰爭の根本に迫れり。公も亦フアルクの公言せし主義に與し、且つ自家の主義として明言して曰く「吾人は各宗派に許して十分なる運動の自由及び信仰の自由を有せしめざる可らず」と。然れ

とも今や此主義は爾來普魯西の國家に承認實踐せられたれば、公は元來政治的一集會中に宗教的黨派の形成せられしことを以て、政治界に於ける奇々怪々の一現象と認めり。且つ曰く予の佛蘭西より歸國するや、此黨派の形成を目して、只國家に對する該黨の戰闘準備と爲すの他なかりきと。之に就き、殊に其主領ウイントホルストに言ふ所あり、此人や初めより嫌惡並に不本意を以て、普國の團體に投したる者なるか、今や其舉動に徴するも、將た其言文に鑑みるも、未だ此の不本意の情を制取せしの觀なし。爾り、彼に就きては、予未だ疑念なき能はず、獨逸帝國の新設は渠の歡迎する所なるも、渠は此の形體に於いて獨逸統一を承認するや、若くは寧ろ之を見ざるを喜ぶかと。予は從來此の黨派の選舉演說中に於て多少普國政府に便なるべき事、若くは其承認を促すべき事を見しとなし。比西馬克は其語を結ひて曰く、幾百千万の人民に賦與する各教義は、吾人の信用せざるものと雖も、國民並に政府に對して常に神聖ならざる可らず。然れ

學校管理法

とも吾人は國家權力の一部を割き、其使用に供せんと欲する永久の要求を以て之を僭侶の臣民に假すことを得ずと。フランクの前任者は再調査を要するの故を以て、既述の三法案を撤回せしか、フランクは之に反して固く學校管理法を持せり。代議院に於ける本案の第一讀會は、同年二月九日に開かれ、僅かに廿五票の多數を以て承認せらるゝを得たり。フランクは又深く論據を法律に求めて曰く、本案は單に普國憲法草案第廿四條の實行に過ぎず。憲法の命令なりと雖も、之を實施すべき實際上、且つ事實上の必要起らざらんか、之を施行せざること非年なりと雖も亦可なり。然れども一旦其必要來り、又之を満足せしむること、憲法の第一義に應ずるときは、實際上、此憲法文面の謂ふ所を實施するの外なし……此實施は一宗派に對しては爾し、他に對しては爾かせざるが如きことある可らず、公平の点よりして終始均一ならざる可らず。

比西馬克は之に對して學校管理法の政治的方面を叙述し、凜然とし

て越山並に保守の反對者を邀へ、告るに本法の主眼たる彼の僧侶の學校管理が獨逸帝國及び普魯西王國より分離し、古波蘭の舊疆域を回復せんと欲する波蘭貴族の盡力に私淑し、好意を以て之を遇し、刑法を犯さざる限り之を促さんと欲するに對し、波蘭領内の獨逸言語と精神とを保護するに在るを以てせり、公尙語を續きて曰く

「吾人は各國住民か其戴ける政府に對して自ら判斷し得べき位置に造詣するの必要を認む、然して之に就き、肝要なるは、従前よりも更に獨逸國語を進め、之が理解力を増益することにして、此の教授法令及び予が諸君に提出すべき法案は、皆此精神を具ふべし」と。而して中央黨を叱して曰へり、平和を扶持し其國家の確定せる權利狀態を撫育するは、則ち是れ加特力教徒及び各基督教徒の任務にあらずや。左れば戦争を以て目的とし、争闘及び現今制度の動搖を以て希望とせるが如き黨派に對して超然として之に干與せざることは、蓋し諸君の課業とすべきものなり。争闘の元素獨り之に止まらず。公等

比西馬克と

ウイントホルスト

が、執務の同僚(ウイントホルスト、メッペン)の選舉の如きも嘗て然りしなり……彼が言辭の油は、其口舌を癒せるが如き種類にあらず、却つて噴毒の炎を煽くものなり。予は信ず、中央黨の諸君よ、公等自ら其ウエルフ的の嚮導を除けば、國家と媾和すること極めて容易なるべし。

次ぎて比西馬克は不穩不平の煽動者たる中央黨の朋黨を算へたり、曰く、公法學者の論客曰く波蘭人と。尙終りに臨みて、獨逸國內に於ける加特力僧侶の位置を論じて曰く、

僧侶なる者は、羅馬加特力と雖ども、各國に於ては皆な國民的なり、但獨逸は一の例外を呈せり。獨り獨逸國に在りては、僧侶に一の特徴あり、國際的性質を具有すると、即ち是れなり。彼等或は陽に外國主義に基ける獨逸國の發達を悦ぶことありとするも、本心猶獨逸の發達に遠かりて加特力寺院に近きたりと。

ウイントホルストは、討議の結末に至り、侮慢の答辯を弄せり、曰く、予

は平和を欲す、若し比西馬克にして本案を撤回せんには、予は中央黨を脱するの準備をなさんと。フォン・マリンクロットは氏が首領の此計畫に對し翌日次の語を以て應せんが爲め、廿四時間を費せり、氏曰く「吾人はウイントホルストの如き抜群の黨員を有することを榮とす。公等は一眞珠を黨中に延けり、而して吾人は此眞珠に與ふるに正當なる決心を以てせりと。滿場喙然たり、比公更に同様なる大滑稽を以て中央黨の鼎重を問へり、曰く「マリンクロット代議士君は代議士博士ウイントホルスト君を眞珠に比せられたり。予は能く其意味を了解せり。然れども一眞珠の價値は其色澤如何にあり。此點に於ては予は精通せるに庶幾しと云ふべし。」

又比西馬克は、代議院の學校管理討議の兩日間、於て、銳利なる論鋒を保守黨に向けぬ。冀くは將來の實相を捉へよ、公等は其幻影を趁ふと勿れど。警醒一番語を次ぎて曰く、今や公等か從來吾人に誓ひし信用を吾人に示せど。然して二月十三日議決の際、公は明白に政府か本

保守黨人

法を完成せしめんが爲め、貴族院に於ける貴族の衝突を恐れざることを指示したり。公曰く、予か保守黨を目して曖昧なりと主張する所以は、政府があらゆる憲法的手段を尽して遂行せんと決心せる問題に接し、忽ち政府に離叛せしに由れりと。此演説の結果として衆議院の保守黨は分離し、決議に當りて本案に賛するもの五十二票の多數に至れり。然れども保守黨抵抗の中堅を制取せんには、固より貴族院中に於てせざる可らず。同院に於ける本案の反對者は、殆んど不承認に近き修正を加へ、フンツラウド氏は、自負を以て起立して曰く、若し政府にして今提出せる示談(氏は爾く貴族院の修正を矯稱せり)を承認せざる時は、是れ政府は加特力黨を粉碎せんと欲する意中の目的を有するならん、と、比西馬克答へて曰く、

政府にして一保守黨を打破せんと欲する利害を有するものは未だ曾て有らざるなり、唯斯黨自ら好んで之を危ふむのみ。政府自ら強迫に抗するの勇なきや、保守黨は各手段を竭して政府の倚頼する所

歐洲に於ける
越山派の
計畫

をして更に屈從せしめんとせり、蓋し該黨は自ら以て政府よりも更に能く事物の眞理を了解せりと爲しぬ、然して……此種の修辭、此種の皇張の弊とすへきものは、當時諸公が或方法を以て幾年月來バイエルンの國民之友より今日の「日耳曼」に至る一切の加特力新聞紙及び加特力説客が公言せる各告訴に對して、一種の盟友たるを以て甘するとなり、是れ政府亦猶熱慮すべき所とす。

更に之より重要なるは、比西馬克が獨逸佛蘭西及び伊太利に於ける越山派の威嚇的計畫に就き、當時増長せる保守黨を喝破せし警告にして、現時尙十分の効驗を有せるものなり。

公は普魯西國が千八百六十六年の埃太利戦争に至るまで、宗教的平和を享有せしは、全歐の嫉視せし所なりしを述べ、且つ曰く、然れども此の平和は漸々曖昧の觀を呈し、爲めに普魯西をして其の新教朝に對し、更に強硬なる政治上の發達を採らしめしかば、獨逸國に於ける一新教帝國の將來は、明瞭に地平線上に現出するに至れり。然りと

五
不詳の計畫

雖も歐羅巴に於ける加特力第二の主領たる佛蘭西が千八百六十六年の埃太利と同一轍に出しに及び、他の(宗教的)方面上、世は全く靜謐を失したり、之と全時に獨逸は陸軍の最大勢力を識認し、且つ恐くは神祕を辱ふし、加特力一朝の下に立つとなくして年月を閱するに従ひ、政治上權衡の重心となるに至れり。吾人は普魯西の成長に伴ひ、亦同しく初より宗教的平和の偏見を認めしか、世は干戈を執りて吾人に對せん爲め、夥多の手段に倚頼せり……羅馬より招かれたる加特力僧侶の勢力ある一部分は、寺領回復に於ける一縷の冀望を佛國上に繋ぐを以て、其の政略に裨益する所鮮からず……獨逸に對して復仇すると同時に伊太利打撃の準備をなし、獨逸は宗教紛争の爲めに靡れんことを思ひ、然して獨逸波蘭を徐々に分解すると共に公然佛蘭西國旗を伊太利國土に翻へし、其保護に倚りて法王統治、換言すれば奪る政教一致なる佛國統治の昔に復せんと欲せり。

此の演説は深き感動を與へ、政府に忠誠なる上院の議員等は三月八

日急に討論終結をなし、學校管理案は遂に五十一票の多數を得たり。獨り僧侶の其學校監督に參與すべき強制義務は、貴族院に於て擴張せられ、學校管理の參與も亦教會に許されぬ。代議院及び政府は修正案に同意を表せしに由り、此重大なる法案爰に効力を生じ、全獨逸國中より比西馬克に贊成の公言及び電報を寄するもの數千に達せり、又政府は此法案實施に就き大に斟酌する所あり、廣く舊學校監督者の大部を任官し、新教舊教共に其僧侶に諭して隨意に學校管理を辭すべからざるを以てせり。獨り波蘭に於ける學校管理は國民の利益上有司の手に委ねたり。

反之、新宗務大臣フアルクは断然國法に順はざる加特力僧正等に對峙せしが、第一アガトボリスの地方(Ho Paribus)僧正(其寺領不信者ノ手信ノ地方ニ於ケル)陸軍の加特力陳中長老ナームスツアノースキに向へり。此法師は既に千八百七十二年正月、法王の告諭に依り、コエルン鎮臺說教師に命じ、古加特力教徒と兼用せられしコエルンのバンタレオ

不順の諸僧

正
ナームスツ
アノースキ

ン寺院に於ける神事の中止を拒絶せしめ、其七官即ち軍務大臣の反對命令に服せざりし者なり。彼は此不從順の廉により三月廿八日其職を免せられ、從來其命を仰きしものも亦同様の運命に遭へり。是より加特力の陸軍神事は、僧徒の罪過の爲め中絶となり、此等の普國軍隊は宗教事業及び精神修養の道を失へり。

フアルク大臣は嚴重に非國家的僧正エルメランドのクレメンツに對し、亦嚴重なる處分を加へり。全人は既に記せし如く無過說否認者たるウォールマン及びミヘリスを破門し、且其總信者に命じて被追放者との交通を禁じたり。是に於てか千八百七十二年三月十一日政府は斯僧に諭すに、如斯き處置の普魯西國法に反する者にして其抗辯を發し得ざる以上、エルメランドの僧正職は其歪行の爲め無効なりと認むることを以てせしに、クレメンツは四月四日に至り、大膽不敵の答を爲せり、曰く、斯る抗辯は歴々として目前にあり、之を排棄するが如きは、國家及び寺院最上權の問題なるべしと。渠は自ら獨り寺院の宗規に従

クレメンツ

以處置せんを希ひ、又大臣の引憑せる普國々法の規定は、憲法條文發表後法律上成立せざるものと認めたり。此に於て五月廿一日フアルクは該僧正に對して最後の要求を爲し、他の各團體及び加特力宗は、皆な國家の法律に服せしを以て、僧正も法章を遵奉せんとを迫りしに、僧正之れに對して曰く、國法に服従すべきや否や、是れ僧侶の首領が自己の考慮に由て決すべき問題なりと。遂に僧正は爾後充分なる範圍内に國法を遵奉せんことを承諾すてふ明瞭なる公言を要求され、之を拒絶せば國家の政府は公に之を諸關係の破壊と見做し、從て相當の處分を加すべき者なり。六月十五日僧正は尙大膽に答ふる所あり、自ら大臣の要求に應ずべきが如き能力なしと言ふに至りしかば、總内閣は爾來僧正クレメンツに對して國庫より其給料を支辨する勿らんとを議定し之を國王に奏請するに一決せり、是に於てフアルクは、五月末エムスの湯治後、ホムブルグに駐蹕の國王に謁し、其裁可を仰ぎしが、王の温良寛大なる、未だ此非常處分を取るに忍びず、僧正剛愎の度尙爰に至らずとせ

られたり。此ホムブルグの處置よりして、此法師の不遜は愈其度を加へぬ。渠は王の意衷を付度し、加特力の僧侶に迫り、國法の承認を促すべしてフアルクの冀望を聴納せられずとなし、至忠至順なる一臣民の態を裝ひ、八月廿二日王に奏上して西普魯西の王國復歸の百年祭に當り、皇帝の駐蹕せらるゝを機とし、マリエンブルクの祝日に皇帝國王に對してニルメランド僧侶の服従奏辭を奉らんことを請へり。九月二十日皇帝之に答ふるに、僧正にして其十分なる範圍内に國家法律に服従せんことを認むと斷言せしならんには、則ち之を聽くべきを以てせり。是に於て僧正は九月五日濱りに書を國王に上るに至れり、曰く、予は衷心欣々として爰に斷然次きの條々を公言すべし。(一)國家的領域に於ては十分なる俗界君主の主權を認む。(二)此領域内に於ては予は他の主權を認むるとなし。(三)依之、予は十分なる範圍に於て國家法律に服従し、以て忠實に神示の義務を履行せん。予は爰に是を公言するに、信仰の誠意正心を以てすると、猶ほ宗教事件並に永劫

の幸福の爲め、神示及び神法が予に對して矛盾なき無双の法則たるの價值あり、且つ予か是によりて上帝及び聖者の創建誘掖せる寺院の主權に服従し、斷然踟躕する所なきを識認する時のごとし。

此の宣言たるや、假令公然の侮辱ににわらずと雖も、其眞意に至りては燎々として火を賭るが如し、九月九日比西馬克公爵は之に對して答ふる所あり、且つクレメンツに促すに、更に新奇なる要求を以てせり。曰く「吾國君の賦與し玉ひたる此國土の法律に就きて其權利を承認すべし」と。是に於てか僧正は進んで書を國王に奉りて曰く、臣は九月二日附の國王陛下の勅書と相協はざる帝國宰相が、九月九日の書簡の爲め、マリエンブルグの祝祭に當り、陛下に拜謁すること能はずと。又之に關せる九月十六日附帝國宰相最後の告辭をも、僧正は冷然として看過せしより、今やマリエンブルクに於ける宮殿に入ること許さず、九月廿五日フアルクは勅裁を経て遂にクレメンツに對して給料停止を命せり。

カーヂナル
ホーヘンロー
ー

之と時を同ふして獨逸帝國は羅馬法宮の敵視に就き、驚くべき一新證を得たり。法王從來の舉動たる實に公然兩普魯西の僧正及び其大衆を煽動し、普魯西の國家的秩序に叛せしむるに在りしにも拘はらず、比公は常に外交手腕に依り羅馬法王と相和せんと試み、爲めにアルニム伯の轉して羅馬より巴里に至りし以後も、獨逸の主事なるフォン・デルンタールは猶羅馬に駐りぬ。今や千八百七十二年四月に至り、比西馬克は國王の勅裁を経て前きのバイエルン首相の同胞なる「カーヂナル」ホーヘンローを以て法宮に於ける獨逸星使に擬したりき。此の「カーヂナル」ホーヘンローは實に獨逸魂を有する人なりしも、其「カーヂナル」なると法王執事なるとに由り、法王無過説に同意を表したり。想ふに公の人物は法王の意に適し、同時に一の「カーヂナル」なる者は、法王を疾視せるもの、代理となり、其の願使に應ずるが如き器具にあらざることを一般人士に示すを得へけんか。されば比公は書を裁して親しく巴里なるアルニムの許に贈りしが、四月廿八日に至り、在羅馬のフ